

平成30年第2回(6月)波佐見町議会定例会 会期日程

日 次	月 日	曜	区 分	内 容
第 1 日	6 月 1 2 日	火	本会議	開会 諸報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 提案要旨の説明 一般質問
第 2 日	6 月 1 3 日	水	本会議	一般質問
第 3 日	6 月 1 4 日	木	休 会	
第 4 日	6 月 1 5 日	金	休 会	【閉会中の継続調査申出期限】 議事整理
第 5 日	6 月 1 6 日	土	休 会	
第 6 日	6 月 1 7 日	日	休 会	
第 7 日	6 月 1 8 日	月	本会議	議案審議（質疑・討論・採決）

平成30年第2回（6月）波佐見町議会定例会会議録目次

第1日目（6月12日）（火曜日）

1. 開 会	2
1. 諸報告	2
1. 会議録署名議員の指名	2
1. 会期の決定	2
1. 提案要旨の説明	2
1. 一般質問	
太田 一彦 議員	6
(1)観光事業について	
(2)窯業人材育成事業について	
城後 光 議員	20
(1)インターネットを活用した情報発信について	
(2)第9次基本計画の課題点および次期計画の注力点について	
(3)町長在任5期20年を振り返り、その成果と課題について	
石峰 実 議員	39
(1)日常生活での学童や高齢者を守るための交通安全確保対策について	
(2)高齢者や買い物弱者のための生活環境整備の充実について	
(3)町民や本町への来訪者などに喜びや感動を与え、賞賛される施策の推進について	
横山 聖代 議員	55
(1)児童・生徒の登下校の安全対策について	
(2)移住・定住について	
百武 辰美 議員	71
(1)町道の維持について	
(2)職員の待遇について	
1. 散 会	90

第2日目（6月13日）（水曜日）

1. 開 議	92
1. 一般質問	
北村 清美 議員	92
(1)人口減少対策について	
(2)波佐見・有田インター駐車場の有料化について	
(3)町長選挙出馬について	
堀池 主男 議員	108
(1)町長の視察と出張について	

(2)教育行政について	
脇坂 正孝 議員	124
(1)「旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂」について	
(2)河川立木などの伐採及び浚渫について	
三石 孝 議員	140
(1)波佐見陶器まつりにについて	
(2)自治会活動における助成制度について	
1. 散 会	158

第7日目（6月18日）（月曜日）

1. 開 議	160
1. 議案審議（質疑・討論・採決）	160
平成30年度予算・条例・専決処分の承認を求めることについて・報告	
1. 閉会中の継続調査	205
（総務文教委員会・産業厚生委員会・議会運営委員会）	
1. 閉 会	205

第1日目（6月12日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主 任 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水 道 課 長	堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 田 和 子
教 育 長	中 嶋 健 蔵	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係	松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長	坂 本 昌 俊		

午前10時 開会

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第2回波佐見町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから、諸般の報告を行います。

委員会報告、例月現金出納検査結果の報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（今井泰照君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番 北村清美議員、5番 脇坂正孝議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（今井泰照君）

日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月18日までの7日間と決定しました。

日程第3 提案要旨の説明

○議長（今井泰照君）

日程第3. 提案要旨の説明を求めます。

町長。

○町長（一瀬政太君）

おはようございます。本日ここに平成30年第2回波佐見町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

新緑がまぶしい季節となり、日に日に暑くなってまいりましたが、北部九州は平年より8日早く、昨年より23日も早く、5月28日に梅雨に入り、災害が多発するシーズンとなりました。本町では、去る6月1日に防災会議を開催し、防災計画書の見直しと危険箇所の視察を行い、来るべき災害に対処すべく、関係機関、団体及び地域防災組織と一体となり、万全の対策を講じ、町民の安全・安心を第一に対処することを確認したところであります。

また、ゴールデンウィークに開催された本町最大のイベントである第60回陶器まつりは、これまでで最高の32万9,000人の人出で、特に若い人たちの姿が多く見られるようになり、常に生活スタイルの変化と消費者ニーズに応えるために、業界上げて取り組んでいただいている成果のあらわれであると思っています。大変喜ばしいことであります。このように年々来場者が増えると、渋滞対策、各駐車場と会場とのシャトルバス運行対策、女性用トイレ対策等が課題であり、これら課題解決に向けて、陶器まつり協会とも協議を進めてまいりたいと思っております。

さて、提案要旨を説明する前に、ここでお許しをいただき、私の町政に対する所信の一端を申し述べさせていただきますと思います。

私は、平成10年9月、町長就任以来、開かれた町政をモットーに、常に町民皆様の立場に立って、公平・公正な町政運営に心がけ、希望を持って安心して暮らせるまちづくりを目指してまいりました。これまで、議員の皆様をはじめ町民皆様には町政各般にわたって御支援と御協力を賜り、おかげさまで事務事業が円滑に推進しておりますことを心から感謝申し上げます。

この間、国の三位一体の改革や市町村合併の推進により、厳しい行財政運営を強いられました。特に、東彼三町の合併協議が破綻した後は、単独町での生き残りをかけ、さらなる行財政改革を断行し、企業誘致による雇用の創出、地場産業と観光の振興を重点的に推進してまいりました。その結果、雇用の創出につきましては、県営工業団地の誘致と町営工業団地を造成し、複数の優良企業を誘致することができ、1,300人以上の雇用を創出することができました。

また、地場産品であります波佐見焼は、産地表示の問題で、独自の販路を求め、業界が一体となって、時代とともに進化する波佐見焼をコンセプトに商品開発を行い、大消費地での宣伝、販売活動を行ってきた結果、波佐見焼の知名度も向上し、今や日本一元気な生産地として生まれ変わることができました。

さらに、平成13年には観光にも力を入れ推進しようと、「来なっせ100万人」をスローガンに、温泉施設「湯治楼」やホテルの開業等が相まってマスコミにも取り上げられ、陶芸の館、西ノ原、中尾山などにも観光客が訪れるようになり、昨年はどうとう111万2,900人と、ようやく100万人を突破することができました。今、波佐見町にはフォローの風が大きく吹いています。しかし、それに浮かれることなく、これまで田を耕し、種をまき、水をやり、育ててきたものがようやく芽を吹いてきましたので、さらに根を広く深く張り、大輪の花が咲くよう育てていきたいと思っております。

そのようなことから、9月に予定されています町長選挙につきましては、これまでの経験と実績のもとに、さらなる地場産業の振興と交流人口の拡大に努め、教育、文化、福祉の充実を図っていく決意であり、特に、（仮称）歴史文化交流館、そして、新庁舎の建設計画、生活基盤の整備等々、まだまだ私に与えられた課題は山積しているとの認識のもとに、輝く波佐見町の実現に向けて、本町の将来像である「人と心が かよいあう 陶磁と緑のまち 波佐見」のまちづくりを目指すとともに、町民皆さんから過去の経験と実績に今後も大きな期待をかけているとの強い出馬要請の高まりもあり、来るべき町長選挙に出馬する決意をいたしたところであります。どうか議員の皆様をはじめ町民各位におかれましても、町政発展を確かなものとするために、さらなる御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

それでは、本日提出いたしました議案の提案要旨について御説明いたします。

議案第33号 波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、本条例を規定するものであります。

次に、議案第34号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行により、所要の改正を行うものであります。

議案第35号 専決第2号 波佐見町税条例の一部を改正する条例については、地方税法の

一部が改正され4月1日付で施行されたため、所要の改正を行ったものであります。

議案第36号 専決第3号 平成29年度波佐見町一般会計補正予算（第9号）は、さきの町議会定例会後において、歳入歳出の見込額に増減が生じたものについて補正したもので、歳入歳出予算の総額に750万円を追加し、補正後の予算総額を63億1,600万円としたものであります。

歳入では、地方交付税、地方消費税交付金、ふるさとづくり応援寄附金等の増額及び基金繰入金の減額等で、歳出では、庁舎建設基金積立金、減債基金積立金、ふるさとづくり応援基金積立金等が主なもので、そのほか各費目にわたって、事務事業の実績による予算の整理をいたしております。

議案第37号 専決第4号 平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から1,000万円を減額し、補正後の予算総額を19億4,000万円としたものであります。

歳入では、療養給付費交付金及び繰入金の減額と国県支出金の増額、歳出では、保険給付費、保険事業費の減額と予備費の増額が主なものであります。

議案第38号 専決第5号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から248万円を減額し、補正後の予算総額を1億5,850万円としたものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び諸収入の減額、歳出では、総務費及び予備費の減額が主なものであります。

議案第39号 専決第6号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に630万円を追加し、予算の総額を12億8,243万円としたものであります。

歳入では、国庫補助金の増額と一般会計繰入金及び介護保険料の減額、歳出では、保険給付費及び総合事業費の減額と基金積立金の増額等が主なものであります。

議案第40号 専決第7号 平成29年度波佐見町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から392万1,000円を減額し、補正後の予算総額を3億2,538万4,000円としたものであります。

歳入では、下水道使用料等の増額及び一般会計繰入金、町債の減額、歳出では、総務費、建設費等の減額が主なものであります。

報告第1号は、平成29年度一般会計予算継続費の次年度への通次繰り越しについて、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

報告第2号は、平成29年度波佐見町一般会計予算において、年度内にどうしても完了できなかった事務事業の次年度への繰越明許費について、地方自治法の規定に基づき、報告するものであります。

以上、提案要旨の説明が終わりますが、慎重に御審議の上、適正なる御決定を賜りますようお願いいたします。

日程第4 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第4．町政に対する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

11番 太田一彦議員。

○11番（太田一彦君）

皆さん、おはようございます。私は、先月で59歳になりました。私が生まれているうちに、まさかこの日が来るとは予想もしておりませんでした。本日、まさに今、この時間、歴史上初めての米朝首脳会談がシンガポールで行われております。我が国にとりましては、拉致被害者問題が全面解決することを期待いたしております。また同時に、この会談が真の世界平和実現の新たな第一歩となりますよう祈念いたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

観光事業について。

現在、西ノ原を中心とする地域が、観光スポットとして県内外から注目されております。観光客も年々増加しております。その中心となる、国の登録有形文化財である旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂——以降、波佐見講堂と言わせていただきます——と福重邸を中心とした工場跡の建物は、本町観光事業の宝であります。今後、さらに誘客増が見込まれると考えられます。そこで、以下のことについて質問いたします。

1、波佐見講堂を生かした活性化策をどのように考えておられるか。

2、波佐見講堂周辺の整備について、危険道路の改修や景観整備などをどのように行われるのか。特に、安全確保のための道路整備や新たな横断歩道の設置などは急務であると思いますが、いかがでしょうか。

3、波佐見講堂を核としたまちづくりを考える人たちが、波佐見講堂まちづくり協議会、仮称ですが、準備委員会を立ち上げられております。今後、九州の中で最も注目される観光地になり得る地区であります。新たに、拡幅、つけかえられる県道沿いの町並みをどう創造するかが課題であります。そこで、住民と行政による協働のまちづくりを目指し、この協議会に町や県の担当者も一緒になって話し合いに参加してもらうことが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

次に、2として、窯業人材育成事業についてです。

まず初めに、現行制度の検証は行っておられるのか。反省点や改善策はどうされているのか。

次に、2番目に、今年度で3年目を迎えて、第1クールは終了いたします。次のクールに向けての計画はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

11番 太田議員の御質問にお答えいたします。

まず、観光事業について。

現在、本町西ノ原を中心とする地域が観光スポットとして県内外から注目され、観光客も年々増加している。その中心となる国の登録有形文化財である旧講堂と福重邸を中心とした工場群の建物は、本町観光事業の宝である。今後、さらに誘客増が見込まれると考えられる。そこで、波佐見講堂を生かした活性化策をどのように考えているのかという御質問ですが、平成28年9月から修復工事を進めてきました旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂は、約2年の工期を経て、ことし5月に無事竣工し、皆様に御披露できるようになりました。建物が持つ歴史的価値、建築的価値、地域の象徴としての価値を保存しつつ、不特定多数、多用途の活用に供するため、耐震性を確保し、今後、長期使用に耐え得るための最低限の修復を行ったところであります。

議員がお話しされた西ノ原地区への誘客増によるにぎわいは、その地域のみならず、広く本町活性化へとつながっているのではないかと思います。

お尋ねの旧講堂を生かした活性化策については、西ノ原周辺の各種施設や区画整理事業に伴うまちづくりとも密接な関係があります。昭和初期の建築としては大規模木造建造物であ

り、近隣にはこのような建物はないことから、本町のランドマーク的存在でもあると確信しております。

このように、観光資源としてはもとより、多目的ホールとしての利活用により、その多様な機能性を発揮して、より多くの方々に愛され親しまれる施設になれば、当施設の存在そのものが西ノ原地域のさらなる活性化につながるものと思うところであります。

次に、波佐見講堂周辺の整備について。

危険道路の改修や整備、景観等をどう行うのか。特に、安全確保のための道路整備や新たな横断歩道の設置は急務であると思うがどうかという御質問ですが、波佐見講堂がある西ノ原地区は、主要地方道佐世保嬉野線、都市計画道路波佐見中央線が幅員も狭く、見通しも悪いことなどから、住環境整備を図るために、平成9年度に着手した西ノ原土地区画整理事業により、整備を進めているところです。

現在は、平成28年に2回目の事業計画見直しを行い、平成33年度までを施工期間として事業を進めているところです。しかし、財政等の問題から、事業の進捗率は平成29年度末で25.5%にとどまっていて、今後も国の予算割り当ての大きな伸びは期待できないのが現状であります。まずは、現在進めている区域内の二つの信号機の間を新しい道路として整備することにしています。現時点における道路横断については、両信号機のところで横断していただくよう誘導策を講じることとし、現道に新たな横断歩道を設置することは考えていません。将来的には、波佐見中央線と西ノ原環状線が交差する場所に横断歩道及び信号機を設置するよう計画しています。

次に、波佐見講堂を核としたまちづくりを考える人たちが、波佐見講堂まちづくり協議会、仮称であります。その準備委員会を立ち上げられた。今後、九州の中で最も注目される観光地になり得る地区であり、新たに拡幅、つけかえられる県道沿いの町並みをどう創造するかが課題である。そこで、住民と行政による協働のまちづくりを目指し、この協議会に町や県の担当者も一緒になって話し合いに参加してもらうことが必要であると思うがどうかという御質問ですが、昭和初期の製陶所跡をリノベーションして、おしゃれなお店が立ち並ぶ西ノ原地区は、昭和の雰囲気そのままに、新しく生まれ変わった波佐見町の新たな観光スポットであります。訪れるたびに新しいお店などが現れる西ノ原は、若い女性を中心に連日にぎわう観光集客の拠点であり、隣接する国登録有形文化財の旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂や陶芸の館も含めて、このエリアを本町観光のハブと位置づけて、新たな集客と周辺へ

の周遊につなげていく入り口と考えています。

また、西ノ原土地区画整理事業は、道路整備とともに宅地造成も一体的に整備を行い、住環境の向上を目指すものであり、西ノ原地区におかれては、昨年度から数回にわたり、講堂を取り巻くまちづくり会議を開催されています。本町職員も西ノ原土地区画整理事業の説明のために数回出席しており、今後、波佐見講堂まちづくり協議会（仮称）に町職員の担当者も参加してはどうかとのことですが、事業の予算、実施計画等について説明を求められた際には、当然、お話しする必要があると考えますので、オブザーバー的な参加にとどめておいて、まちづくりについての御提案をいただくための協議会である場へは、担当職員がメンバーとして参加するのは控えさせていただきたいと考えています。

次に、窯業人材育成事業について。

現行制度の検証は行っているのか、反省点はないのか、また、その改善策はという御質問と、今年度で3年目を迎え、1クールが終了する。次のクールに向けての計画はどうなっているかという御質問ですが、議員御承知のとおり、窯業人材育成事業については、波佐見焼産地の時代を担う人材を育成し、波佐見焼のさらなる活性化を図ることを目的に、平成27年度から、県、町、産地それぞれ3分の1の負担において事業をスタートさせ、今年度で第1クール最終年の3年目を迎えたところです。

本町としては初めての試みであり、事業を実施していく中で、研修のあり方や研修生の処遇、産地負担金など、さまざまな課題や問題点が出てきていますので、次期クールに向けて、既に、窯元や生地・石膏事業者、商社などの次の世代を担う若い人を中心に検討委員会を設けており、現行制度を改良するのか、別の方法がないのかなど、さまざまな角度から議論を行い、産地の意向をまとめて県に要望していく計画です。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それでは、それぞれに再質問をさせていただきたいと思います。ちょっと細かいところに行くかもしれませんが、その辺のところは了承していただきたいと思います。

まず、今回、これ、波佐見講堂と呼ばせていただきました。ちょっと名前が長ったらしいのでこういうふうには呼ばせていただきますが、町としてこれの通称を決めた方がいいと思うんですけども、この辺のところは何かお考えがあられるのかどうかをまずお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

旧講堂の通称についての御質問でございますけれども、今後、この施設につきましては、当然、行政財産へと移行していかなければならないわけでございますけれども、当然そうならば、この施設に対する設置及び管理の条例等が必要になってまいりますので、その条例制定に向けて名称の検討を進めていきたいと、あわせて愛称についても進めていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そうしましたら、その条例については大体いつごろに制定される模様でしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

このような施設が本町でまだ利用の形態がはっきりしておりませんので、当面は普通財産としての管理を続けながら、今年12月まで、あるいは12月ぐらいまでには、条例あるいは規則等の制定を進めさせていただいて、正式には来年の4月1日から公の施設としての管理に移行させていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

そしたら、以降の質問を余りしなくていいようになりましたけども、それでは、4月までの運用についてお尋ねします。

それまでの一般公開のやり方とか活用方法、使用方法についてお尋ねしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

何分このような施設が近隣に余りございませんので、他市町の状況等を調査させていただくとともに、普通財産としての管理している状況の中でこういった利用法があるのか、あるいはこういった使用料が適正なのかもあわせて検討させていただきながら、当面の間は、直営あるいは部分的な施設の管理委託というものを考えながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

前々から、この講堂については、私、質問を再三してるんですけど、いつも知り合いとか周りの人とお話をする場合に、これを使用する場合には、町長、やっぱり空調が要るんじゃないかと。

例えば、いろんなイベントをしたときに、今から夏場になってくるときに、空調がなかった場合、やはりなかなか借りる人がいなかったりとか、イベントを開いても、大勢の方がもしあそこに入られた場合、暑くてたまらないんじゃないか、冬は寒くてたまらないんじゃないかというのがどうしても思うわけですね。空調ないんですか、空調しないんですかというのはよく聞かれることなんですね。もう一度、この空調については再考していただきたいと思うんですけども、いかがお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今回の改修に際しては、国の登録有形文化財というものもございまして、最低限の改修にとどめると。それから、町長申しましたように、一般に公開して使用していただくためには、最低限の耐震性を持たせなくては利用に耐え得れないと。それから、改修する以上は、一定期間の長期的な使用に耐え得るものでなければならないと。それから、安全・安心な施設でなければならないということもございます。

以前も前の担当も返答したかと思いますがけれども、検討委員会の中でも最低限の現状を保全するためには、なかなか今の施設に空調を取りつけると大規模改修になってしまって、現行の改修法ではできないと。例えば、建築基準法に引っかかって、そういった大きな申請が必要になってきて、現存を保存するような改修ができないと。いろいろな建築基準法に基づいた改修を行うようになれば、とても現状を残すような保存ができないというようなことがございましたので、そこら辺はある程度クリアできるようなことがあれば検討も必要かと思っておりますけれども、その時点ではなかなか厳しかったという報告は受けております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

現状が変わっていけば、ひょっとしたら可能性はあるかなと私も思いますし、空調つかないと、やはり多くの人たちが借りれないんじゃないのかなとは率直に思います。

次に、トイレについてなんですが、これは今年度の予算計上されておりますが、今のところの工期あるいは設計、トイレの雰囲気はどのような形になるのか、それについてどの程度

決まってますか。教えていただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

当然、旧講堂が醸し出しますあの雰囲気、あるいはその周辺一帯との調和をとったものになくってはならないというふうな考えでおります。一部提案もいただいておりますので、そういったものを参考にしながら、今の講堂に本当にマッチした、あるいはまた、イベント時にも活用できるようなトイレに改修していきたいと思っております。

工期につきましては、当然、年度内になりますけれども、なるべく早目の完了を目指してこれから事業を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

一つアイデアを出してる方がいらっしゃって、ちょうど講堂のミニチュアをつくったらどうかと。トイレの形がですね。私もそのアイデアいいなと思って言ってるんですが、一つの案として聞いておいていただければなと思います。予算等もありますので、どのようになるかわかりませんが。

また、講堂の周りに、今、柵がありますね。きょうもちょっと見てきたんですが、大体、前面と側面、側面の柵は民家の境界になるのでそのままじゃないのかなと思うんですけど、前面の柵はもう外していいんじゃないのかなと思うんですけども、この辺はどうされようと思われてますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、今の区画整理事業の敷地あるいは旧中央小学校の跡地がございますけれども、そこら辺との区別の仕方、あるいは利用の仕方によっても、そういった生け垣を設けるのか、あるいは設けずにそのままの平面的な利用ができるような状況にするのか、そういったものを考えながら全体的なバランスを考えながら、そういった柵の撤去あるいは設置等も考えていきたいと思います。今、おっしゃった前面についても、十分そこら辺を配慮しながらの検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

次に、講堂の横の辺です。旧中央小学校の玄関跡、あるいは樹木、記念碑等がありますけれども、これは今後どのようにされるのか。どこか移設されるのか、どうされるのか、その辺の考えは今のところまだ決まってませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

企画財政の所管の中においては、現在のところ、まだそういった検討は進めていないのが事実でございます。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

それは、企画財政の所管ということですよ、あそこはですね。将来的に、あの部分というのは非常にスペースをとってるので、駐車場にするにしても何かイベントをするにしても、あそこをやっぱり何らかの形で更地なり、広いスペースとして使えるようにするべきだと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

当然、今後、講堂も整備しましたし、そういった区画整理との事業の進捗の兼ね合いもございますけれども、一体的な整備というのも十分検討していかなければならないかとは思いますが、直ちに今、なかなか手をつける状況ではございませんので、周辺皆さんの意向、意見を拝聴しながら検討を進めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

卒業生の方とかの記念品とかもありますので、そういう方たちにも十分お話を聞きながら移設はしたほうがいいと私は思いますので、こういった形かであそこを広いスペースをあけていただきたいなと思っております。

次に、先ほどから説明がありますように、この西ノ原地区というのが非常に脚光を浴びておりまして、非常に多くの観光客の方がおいでになっております。また、大型車両、大型観光バスもあそこを通っております、非常に危険な道路でもあるわけです。これは前からも言っております。

それで、先ほど答弁にもありましたように、該当するあの地域の信号から信号までの間が、

今、横断歩道がないわけですが、新たに講堂前のあの大きなところが町有地になりまして駐車場となって、非常に来られる方にとっては便利になりました。しかし、あそこから横断される方が、結構カーブでまだ家が建つてるところがありますので、非常に見えにくいところがあるわけですね。非常に危険な状況であると思います。はっとするときがあります。私も通ったときですね。

今、申されたように、今の現況では、横断歩道を設置するのは多分難しいことだと思いますので、その対策として、道路に路面標識、要するに塗装した標識がありますよね、あるいはカラー舗装とかがあります。そういう部分で何とか危険を知らせる、危険地帯と言いますか、安全地帯みたいな形の道路標識という形で考えていただけないかと。これは警察のやり取りもあるかもしれませんが、何カ所か危ないところがありますので、そういう方法をとっていただきたいのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、町長のほうから答弁しましたように、現在の横断歩道の間の部分については、新たな横断歩道は、議員もおっしゃるように、難しいというふうに考えております。町長も答弁しましたように、誘導策、横断歩道のほうに誘導をする策、そういったものを検討しながら、また、今、議員がおっしゃったような安全柵を今の車道のほうにするとか、そういったものを警察、または、今は県道でございますので、県のほうとも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

これは、早急にやっていただきたいと思います。日々、観光客の方も訪れています。通学道路でもあります。それから、本当に日々、大型車両が行き来してます。非常に危険な道路でもありますので。ただ、本当に多くの観光客の方が来てますので、これを波佐見町はさらに進めていかなければいけないと思いますので、同時に、そういう危険道路の解消というのを現況でできることを早急にやっていただきたいと思います。

次に、波佐見講堂を中心としたまちづくり協議会というのを立ち上げようとしてます。準備委員会ということですね。今後、区画整理事業との兼ね合いもありますけども、あの道路を結局9メートル道路、そして両側5メートルの歩道がつきます。つまり19メートルの

歩道道路になってしまうわけですね、あそこが。そうなったときの景観です。要は。この景観について非常に心配されてます。地元の方が。やはり、先ほどから答弁にもありますように、昭和初期の雰囲気が出ノ原地区、福重邸を中心としたあの地域にあるわけであって、その景観を守りながら、今からあの地域を考えなければいけないと思います。

そういう形でこの協議会を立ち上げられようとしてますし、また、観光客の方が来て、この町いいなと、また来てみたいなと思ってもらえるようなメインストリートにしていればなという考えのもと、この協議会があると私は思ってます。私もこの会にも参加させていただいておりますけども、非常に皆さん真剣に議論されてて、昔の通りの思い出とかそういうものを含めながら、今後どうやっていったらいいかというような話を、町長も一度来ていただきました。そういう形の中で話し合いを進めているところでございます。

これはまた、私、議員活動として、県議にも、ぜひ県の担当者にも協議会に参加していただきたいというお願いをしております。県議もその協議会が立ち上がる時にはぜひ声をかけたいと思いますのでということで了承をいただいているところでございます。

今後、本当に観光地としてするためには、いろんな人のアイデアが必要だと思います。今のままだと、家がぽつんぽつんとできてしまうと、勝手につくられると非常に、勝手にという言い方はおかしいんですけど、その人たちの思いだけでつくられると非常にばらばらな町並みになる可能性があるということで、この景観については非常に真剣に皆さん考えていらっしゃるわけですけども、今、景観条例について、ここの規制というのはどれだけできるのか。規制ができるのかどうか。どれだけの効力があるのかというのについて御答弁いただきたいんですけども。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、手元には細かなところはありませんが、一般的な高さ制限、それから色の制限、そういったものはほかの地区と同様なことによって条件がございますが、重点地区という形になれば、そういった制限もかけられるようになっておりますが、今、その制限はかかっておりませんので、一般的な制限という形になろうかと思います。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今、おっしゃった制限地区というのに西ノ原地区は入らないんですか。それをちょっとお

聞きたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

現在は、まだ重要な地域としての指定は考えられておりますが、この制限はかかっておりません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

その辺のところをうまくからめながら、今からあそこのまちづくりってやっていかなければいけないんじゃないのかなと思いますので、今後はぜひ、そういう規制等も地域の方に御理解いただきながらまちづくりを進めていただきたいなと節に思います。

次に、人材育成事業に移ります。

この人材育成事業については、まず根本的に、研修期間が1年間なんですね。単純に考えてみて、どんな仕事も1年で習得できますかね。まず、これが最も問題、課題だと思っております。

例えば農業については、青年就農給付金事業というのがございます。この農業者に対しては、年間150万、一人150万、5年間出るわけです。この理由として、全国的に農業従事者の高齢化が急速に伸展する中、農業の存続のためには新規の農業者を確保していく必要がありますとあるわけです。これ、窯業関係の従事者に変えればそのままなんですよ。しかし、新規農業者の現状として、農業技術、経験の不足により、就農初期の所得が不安定です。したがって、その時期の生活の安定に対する支援が必要ですよということで、そういう事業がなされてます。5年間です。

窯業人材育成事業は1年間の研修で、さあ、生地屋さんやりなさいと言われても、まず無理ですよ。5年やっても恐らく無理なんですよ、生地屋さんをやりましょうというのは。ですから、もう少しこの事業自体を、県の方は成果を出しなさいと言われてるらしいんですが、成果なんて出るわけないです。1年間で。ですから、やっぱりこれ、年数を延ばすべきです。

例えば事例で、前言ったかもしれませんが。会津塗という漆器の産地があります。ここも実は、波佐見の生地屋さんから窯元まで、出荷までというのが非常に似た体系なんです。生地屋さんっているんですよ、ちゃんと漆器業界にも。そこも10年前から実は人材育成事業に取り組んでますと。そこは研修期間2年間です。もう10年やってますから、かなりの人数が来

てますが、やはり定着率がなかなかうまくいかないと言われてるんです。それと、特徴的なのが、やっぱり女性が多いと。男性じゃなくて女性のほうが来られるということを聞いてます。

そういうことも含めて、せっかくこういう人材育成事業に補助金を出すわけですから、やっぱり効果の出るやり方をしないといけないと思いますので、私はぜひ、年数を最低でも3年ぐらい僕は必要だと思います。3年間ぐらいはそういう研修期間に充てて、それからしかるべく次の仕事を何をするのか、生地屋さんを目指しているのか、あるいは窯元で仕事をするのか、あるいは窯元を目指すのか、いろんな形で窯業界に残る形をとるような制度にしていくべきだと思いますし、これが定住につながり、人口増にもつながっていくと思いますので、そういうことをぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、農業の話が出ましたけども、農業は国策でされとりまして、農業と一緒に直ちに県と町の補助金だけでできるとはちょっとなかなか言いがたいものもあるんですけども、先ほど議員がおっしゃったように、産地のいろいろ関係者の検討委員会の中でも、その年数の問題については出ておりますし、研修当初からそういった話も出てきております。

そういったところも含めて、先ほど町長が答弁しましたように、研修生の処遇の問題とかいろんなところも含めて、今、産地の中で協議がされてるところでありますので、一緒になってその辺を改善できるように話し合いを深めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

一つの事例で、今、波佐見町は康津郡との文化交流してますよね。康津郡というのは、聞くところによりますと、今、民間の窯元さんはないということを聞いてます。これ、間違いないですよ。まず、そこを聞きたいと思います。たしか康津郡のほうには民間企業がないとお聞きしてるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

私の知り得る範囲では、そこは確認はできておりません。申しわけございません。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

今、現在ないと私聞いております。つまり、ないということは、どうしてるかという、要は官で窯を焼いてると。要するに、簡単に言えば、波佐見町で言えば、長崎県窯業センターの方が窯を焼いてるみたいな形だと思ってます。そういうふう、一旦、民間が絶えてしまうと、非常に地域は疲弊してしまいます。ここでやはり人材育成事業というものにもっと資金を出さないと、人はなかなか育たないんじゃないのかなという思いがあります。

もしやるならですよ、中途半端にやるならもうどうなのかなという気がいたしますので、やはりかなり農業と近い形で、それは国策でしょうけど、町の一大施策として人材育成をやるんだというのをしないと、もちろん県の方が言われるような成果がなかなか出ないんじゃないかなと思いますので、その辺は次の制度を決めるときにはしっかりとした形で、人を育てるということを、一人の人を、しかも非常に技術的にも高い、品質も安定するようなものをつくる方を育成していくという事業にしっかりやっていくべきだと思います。

どうせ出すならと言いますか、せっかく出すならそういうものに変えていただきたいなと思っておりますので、そこはもう一度御答弁をいただきたいのと、町長に対してもその辺のところも含めて、もともと町長も窯業界にいらっしゃいましたので、どのように見てらっしゃるのか、今後こういう人材育成って非常に難しいところです。そういうことも含めて答弁をいただきたいのと、もう一つ。外国人のそういう制度も考えていかなきゃいけないんじゃないのかなと私は思ってます。そういうところも含めて答弁いただければと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

康津郡の事例を出されましたけども、やはりこれは国との国策というか、歴史・文化が全く違うし、康津郡が波佐見に見習うというのは何なのか。やっぱり民間でさせたいという、そういう思いが強いわけですね。やっぱり民間でやったほうがいろんな発想、いろんな取り組みができると。国策といたら、今までの伝統、格式を守るだけ。全然、進歩・発展がないというような形になってきておりますし、国策でそういうような形では市場では通用しないと。やはり波佐見のやきものというのは日常生活をベースにやってきておりますので、そういう面で、今の窯業界の新たな発想、いい作品、商品ができているというのは民間にあるんじゃないかなと。

しかし、それを一番支えているのが生地屋さんです。型屋さんとか、やっぱり下請けの

方々の生計が成り立つ、安定した生活ができるという状況ができないと、一時的に補助をや
ってこうしても、研修した後に就業つかないと、そこらあたりが一番大きな問題になってく
るんじゃないかなと。ここらあたりでやはり、底辺の所得の向上をしないと後継者は生まれ
てこないんじゃないかなというような思いをいたしております。

また、そういう面でのいろんな研究等はやっていかないかんだろうというふうに。大体そ
ういう認識は持っていられちゃうと思うんですけどね。やはり徐々に単価を上げて、そして
その利益を下に浸透させるということが一番大事になってくるんじゃないかなというふう
に思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

特に、この研修生の方が、他県から、遠くから来られるわけです。非常に、この方たちに
まずやきものに本当に興味を持ってもらうようなやり方をしないと、今のやり方では非常に
片手間な形になってしまっていて、なかなか身についてないという、仕方ないですね、期間
が短すぎて。ですから、遠くからせっかくやきものやりたいと来られる方ですので、そうい
う方たちを、答弁にもありましたように、研修生の処遇等をしっかりと考えながら、定着で
きるようにしていただければと思います。

またちょっと前に戻りますけども、この講堂については、西ノ原の今からの区画整理事業
にかかわる部分も大きいわけですが、西ノ原の今後のまちづくりというのは非常に大事
な位置づけになってくると思います。これに関しても、町長も9月に向けてしっかりと答弁
をいただきたいんですけど、今後の西ノ原地区のまちづくり、どのような形になっていくの
か、もう一度、町長の口からお聞きしたいと思います。

たまたま、今、講堂に隣接した危険建造物がちょうど取り壊しになって、今から更地にな
って、さらに講堂の周り、あるいは福重邸、HANAわくすい、ムック、それからもう一
つの建物もありましたね、モンネ・ポルトですね。これらの四つの建物も実は国の登録有形
文化財となってます。そういうことももっともっと広めていながら、まちづくり、ああい
う昭和初期の町並みというのをしっかりと残せると言いますか、雰囲気を残しつつ、観光客
の方がさらに増えるような形を今からやっていかなければいけないと思います。最後にその
辺のところの、西ノ原区画整理事業を含めた西ノ原地区の今後のまちづくりをどのように考
えていられちゃうのかをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全く同じような考えでありまして、土地区画整理事業は道と道路整備と言いますか、そこを優先的にする。しかし、それをあまりにも一方的にやるということになってくると、あの講堂と西ノ原工房にそぐわない状況になるんじゃないかなという心配をいたしております。道路よりも、あの雰囲気があつて、そしてその中でのおもてなしがあつて、お客さんが来るんですね。わざわざ福岡からとか長崎からとかおいでになってくると。そういう空間を楽しんでいらっしゃる。だから、そのことは大事にしながら区画整理事業をやっていくと。

そういう面では、やはり県の担当の皆さん方にも、波佐見町の今、交流人口がこれだけなつて活気を帯びているのは、ここのこの雰囲気を大事にすると。区画整理によってそういうことがなくなってくると、致命的なことになるなという思いをいたしておりますので、そういう面での整合性をどうつくるか、また我々も研究をし、そしてまた、地域の皆さん方の今の御意見等もいただきながら、そういう中で検討の折衝もしていかなきゃいかんんじゃないかなと。どういうふうに出てくるか、その中で最善の策にできればなというふうに思っております。ここで、機知こうしますということとはできないですけども、そういう実情を県のほうに訴えていきたいというふうに思っております。

○11番（太田一彦君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、11番 太田一彦議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、1番 城後光議員。

○1番（城後 光君）

皆さん、こんにちは。

それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

1、インターネットを活用した情報発信について。

本町のウェブサイトは3月末にリニューアルされて、スマートフォンでも閲覧しやすい環境となりました。しかしながら、更新後も、欲しい情報にたどり着けないという閲覧者からの声が寄せられています。そこで質問です。

(1) ホームページリニューアル後、現在までの閲覧状況を具体的に伺います。

①ページへのアクセス元は検索エンジン、お気に入り、SNSなどはどのような割合でしょうか。

②一日平均のアクセス人数、月単位のアクセス総数、3月以降のアクセス増減はどのようなになっているのでしょうか。

③訪問者の属性として、年代、性別、地域はどうなっていますか。また、新規訪問者、リピーターの割合はどうなっているのでしょうか。

④ページへの検索キーワード、サイト内の上位の閲覧ページ、サイト内検索キーワードについて主なものはどういう形でしょうか。

次に、(2) ホームページの更新頻度、更新の体制はどうなっているのでしょうか。

(3) 各種SNSとの情報連携、観光協会など外部との情報共有はできているのでしょうか。

(4) ホームページ更新後、町民及び閲覧者からどのような意見が寄せられているのでしょうか。

(5) ガイドブック、広報紙、チラシなど、紙媒体の電子データの提供をさらに進めるべきではないのでしょうか。

次に、第9次基本計画の課題点及び次期計画の注力点について伺います。

平成25年に第5次波佐見町総合計画が策定され、平成34年度までの10年間、この構想に沿ったまちづくりが進められています。平成29年度までを前期として、第9次波佐見町基本計画が進行し、この振り返りをもとに、今年度、第10次波佐見町基本計画が策定され、各施策が今後実行されていきます。そこで伺います。

(1) 昨年度までの基本計画実施に当たり、各分野にて挙げられた主な課題点はどういう形でしょうか。

(2) 今年度からの基本計画について、現状を踏まえてどういった点が見直されたのでし

ようか。

(3) 基本構想の根底となる人口推計が現状と乖離していますが、総合計画遂行に当たっての問題点はこういったことでしょうか。

次に、町長在任5期20年を振り返って、その成果と課題について伺います。

5期20年にわたる町長職の執行に当たっては、国の方針の変化、社会的環境の変化などさまざまな要因があり、対応に苦慮されたものも多いと察します。これまでの課題を振り返って、改めて将来の展望を確認したいと思います。そこで伺います。

(1) 20年間を振り返り、特に困難であったと感じられる課題はどういったことでしょうか。

(2) 念願であった町営工業団地の完売、交流人口100万人達成など、多くの目標達成がなし遂げられましたが、将来にわたって取り組むべきと考える課題はどういったことでしょうか。

(3) 旧中央小学校講堂兼公会堂、歴史文化交流館（仮称）など直近の本格的に実施される事業を踏まえて、大きく拡大した交流人口を今後どのように町発展に生かすべきと考えられますか。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

1番 城後議員の御質問にお答えいたします。

インターネットを活用した情報発信について。

本町のウェブサイトは3月にリニューアルされ、スマートフォンでも閲覧しやすい環境になった。しかしながら、更新後も欲しい情報にたどり着けないという声が寄せられている。ホームページリニューアル後、現在までの閲覧状況を具体的に問うということで、まず、ページのアクセス元は、検索エンジン、お気に入り、SNS等どのような割合かという御質問ですが、4月と5月のホームページ閲覧のうち、グーグルやヤフーなどの検索エンジンは51.2%、ブックマークやURL直接入力38.1%、他のサイトに張られた外部リンクは9.9%、フェイスブック、ツイッターなどのSNSは0.8%で、合計2万4,452人となっています。

次に、②1日平均のアクセス人数、月単位のアクセス総数、4月以降のアクセス増減はと

いう御質問ですが、1日当たりのアクセス人数は約400人、4月のアクセス総人数は1万4,786人、5月のアクセス総人数は9,666人となっています。4月以降のアクセス数の推移は、4月7日に桜陶祭のページへのアクセスが1,000人を超え、陶器まつり前に750人があったほかは、1日約400人程度であります。

③訪問者の属性として、年代、性別、地域はどうか、また、新規訪問者、リピーターの割合はという御質問ですが、年代と性別の訪問者属性は、設定をしていなかったため、データが取得できていません。地域では、IPアドレスをもとに市区町村を割り出しているため、完全に正確な所在地ではありませんが、長崎市3,163人、大阪市3,065人、カリフォルニア州2,394人、福岡市2,066人、佐世保市1,099人、そのほかは関東、関西、九州などの都市で80人から700人程度となっています。また、新規訪問者総数は1万7,673人で、リピーターは5,273人で、閲覧総数の21.6%となっています。

④ページへの検索キーワード、サイト内上位閲覧ページ、サイト内検索キーワードについて主なものはという御質問ですが、波佐見町や桜陶祭という検索ワードが判別できたものは228人ありましたが、通信の暗号化により98%が判別できませんでした。上位閲覧ページでは、エントランスページ2万6,734、町サイトトップページ2万529、観光サイトトップページ1万2,415、桜陶祭4,558、観光名所情報3,497などが上位の主なものです。

ホームページの更新頻度、更新体制はどうかという御質問ですが、今回のホームページ更新以降、CMSという仕組みを導入したことにより、各課の職員が情報を更新するように運用を変更しましたので、発信すべき情報が出てきた場合は、電算情報担当に依頼することなく、各課長の決裁を得て、担当者が随時更新するようにしています。このことにより、発信のスピードも増しています。また、発信する情報の充実を図るため、情報発信委員会を通じて呼びかけをすることとしています。

(3) 各種SNSとの情報連携、観光協会など外部との情報共有はできているかという御質問ですが、導入したホームページの機能として、ツイッターやフェイスブックとの連携を図る機能は持っていますが、現在のところ利用はしておりません。情報の更新などを行った際、自動的に知らせるなどの機能があるようですが、どこまで必要か、管理が問題なくできるのかなど、しばらく様子を見て研究することとしています。更新前のホームページのときから、LINE@は運用しており、継続はしていますので、この連携の拡大などを模索しているところです。

外部との情報共有は、特に観光面では、毎月開催している観光会議で随時情報交換を行っており、その他の部署においても、各種団体等と情報共有するよう努め、必要に応じてホームページでの情報発信をしていくよう心がけております。

(4) ホームページ更新後、町民及び閲覧者からどのような意見が寄せられているかという御質問ですが、新しいホームページに関する町民や閲覧者からの意見は特にありません。

(5) 各種ガイドブック、広報紙、チラシなど紙媒体の電子データ提供をさらに進めるべきではないかという御質問ですが、現状では、県内の民間印刷会社が無償で提供している電子ブックポータルサイトで観光担当係が発行したパンフレットや広報はさみ等、電子書籍として公開しています。また、広報紙や別の電子書籍、ポータルサイトでも公開しています。今後も広く知らせたほうがよい情報は、このようなツールを大いに活用し、提供・発信していきたいと考えています。

次に、第9次基本計画の課題点及び次期計画の注力点について。

平成25年に第5次波佐見町総合計画が策定され、平成34年度までの10年間をこの構想に沿ったまちづくりが進められている。平成29年度までを前期として、第9次基本計画が進行し、この振り返りをもとに、今年度、第10次基本計画が策定され、各施策が実行される。

(1) 昨年までの基本計画実施に当たり、各分野にて挙げられた主な課題点はどんなものかという御質問ですが、お尋ねの第10次基本計画策定に当たっては、昨年6月に係長級を中心とした資料作成委員会を立ち上げ、さらに、管理職による素案作成委員会での検討・協議、各機関の代表や公募による委員から成る振興計画審議会での審議を経て、ことし3月26日に答申をいただいたところであります。

答申に至るまでは、第9次計画の成果を検証し、現状と課題を踏まえ、分野別に町の将来像に向けた具体的な取り組みや指標の設定に関する協議を行ってまいりました。特に少子高齢化による人口減少社会の伸展、国や県との関係、法律の施行による新たな制度の創設や法改正による施策の変更等に対応すべく、見直しと検討を進めてまいりました。

その中で課題点として挙げられたのは、急激な社会情勢の変化に伴い、施策が単に1担当課にとどまらず、横断的対応が求められるものが増加しており、それぞれの関連性をお互いが強く認識して、連携して取り組むことの必要性や重要性が高まっていることではないかと思います。

(2) 今年度からの基本計画について、現状を踏まえてどういった点が見直されたのかと

いう御質問ですが、それぞれの担当部署では、法律や国県からの指導に基づき策定が求められたもの、さらには、町が自主的に策定したものなどを含めて多種多様な基本計画や行動計画などが存在しており、当然のことながら、これらの計画と第10次基本計画との整合性を持たせるようにして見直しを行っています。

例えば、平成28年3月に策定した波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、重要業績評価指標、いわゆるK P Iを設定しており、今回、策定した基本計画には、K P Iを達成するための施策や方針を可能な限り盛り込むようにしています。ただし、今回の基本計画は、前期計画である第9次計画の成果と検証、現状と課題の分析などを行い、具体的な取り組みや指標の設定を行っており、第5次基本構想をベースとしているため、快適で住みよいまちづくりや、働く喜びを持てるまちづくりなどの七つの基本目標はそのままとしており、抜本的な計画の洗い直しまでは行っておりません。

(3) 基本構想の根底となる人口推計が現状と乖離しているが、総合計画遂行に当たっての問題点という御質問ですが、議員御指摘のとおり、平成25年に策定した基本構想では、本町の人口を平成34年、2022年には1万4,900人と推計しており、生活環境の整備や地場産業や企業誘致の振興に努めることなどにより、その目標人口を1万6,000人と設定していることなど、現状との乖離が見られます。

このように、従来の各種計画策定においては、ややもすれば期待値を込めた数字が計上される傾向にありましたが、急激な人口減少社会の到来で、より現実的な人口推計とそれに基づく計画と施策の実施が重要となっています。このことから、平成28年3月に、波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略とあわせて波佐見町人口ビジョンを策定し、平成52年（2040年）の目標人口を1万3,000人としているところであります。このことから、第10次基本計画に基づく具体的な施策を遂行するに当たっては、人口ビジョンを基本に据えて取り組んでまいりたいと思います。

次に、20年を振り返り、特に困難であったと感じる課題は何かという御質問ですが、就任当初は一步間違えれば財政破綻の危機であり、当時の予算規模が50億前後のとき、約82億の起債残高で、基金が10億程度で何もできない状況で、早速10年間の財政構造改善計画を策定しましたが、当時から県内の市町で人口に対して最小の職員数である中、さらに10年間で15%削減という県内でも例のない行財政改革を立て、実施に当たっては行政サービスの縮小、削減を伴うものであり、住民の反発と職員の士気に影響を及ぼすことに大きな懸念を抱えな

がらの推進でした。

一方、当時の地区代表である総代会も、その当時は駐在員制度であったため、各郷と行政との意志の疎通が図れてない状況にありましたので、早速、駐在員制度を廃止し、自治会長制度へ移行し、その結果、各自治会との意思の疎通が図られ、開かれた町政の大きな一歩を踏み出すことができました。また、オープンな協議で行政改革も順調に進行している中、小泉内閣の聖域なき三位一体改革により、国庫補助金の減額、税源移譲による地方分権、地方交付税の削減による財政再建でさらなる改革を余儀なくされました。

そのような中、平成17年3月に合併協議会が破綻し、単独で生き残りをかけ、さらなる厳しい「集中5カ年改革」を策定し、5年で人件費補助金、その他で8億6,000万円の削減計画を断行し、町民の皆様の御理解のもとに目標を達成することができました。おかげをもちまして、現在では起債残高も65億円に減少し、基金も約30億円になりましたが、まだまだこれで十分とは言えない状況であります。行政改革は永遠の課題であることを認識し、今後も最小の経費で最大の効果を求めて、さらに精進してまいりたいと思います。

そのような厳しい状況の中、平成17年8月に長崎県が最後の工業団地の整備をするとの情報があり、いち早く手を挙げ、地権者の皆さんの御協力で工業団地の誘致に成功するとともに、長崎キヤノンの誘致にも、工業団地造成中に当時の金子知事の御尽力により成功し、大変感謝しているところです。

一方で、民間による西ノ原工房には、カフェ「モンネ・ルギ・ムック」や日常の買い物では得られないような洗練された商品を取りそろえたセレクトショップ等がオープンし、福岡、熊本、長崎などから若い人たちが大挙して訪れるようになり、西ノ原の雰囲気さがま変わりした状態であります。また、町営の工業団地の整備にしても、地権者の皆さんの御協力ですぐやかに整備ができ、おかげさまで町営工業団地にも、あっという間に昭和金属工業、幸運トラックという優良企業の進出が決定し、完売できましたのも、天の時、地の利、人の輪の成果だと深く感謝いたしているところです。

また、平成13年に掲げました「来なっせ100万人」は夢と言われておりましたが、長崎県の産炭地域活性化基金の活用で、平成20年に新たな温泉源を整備することができ、民営による温泉施設「湯治楼」が平成22年に開業し、知事特任事業で農家レストラン「清旬の郷」も開業したところです。また、平成26年度には観光立町元年と位置づけ、翌年2月にはブリスヴィラビジネスホテルの誘致など、地道に努力してきたことと、有田焼のブランドが使える

くなり、波佐見焼の知名度アップに業界の皆さんの熱意と、行政としても可能な限り支援を惜しまない姿勢で取り組んできたことにより、東京ドームでの波佐見ブースの活況や博多で波佐見焼のにぎわいが陶器まつりの大盛況にもつながってきたものと思います。産業と地域と行政がスクラムを組んでやってきた成果だと思っています。

次に、将来にわたっての課題についてであります。これは何といたっても人口減少であり、そして各分野での後継者育成であると考えております。その人材育成、上からだけの人材育成じゃなくして、同時に自らも学び、自ら成長する、そういう環境をつくっていかねばならないんじゃないかなというふうに思っております。そういう自己啓発の気運を高めていきたいと思っています。

次に、産業振興、これは地場産業とともに誘致企業と共生して連携を深めて、安定した雇用の創出に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、新しい人の流れと言いますか、やはり移住・定住、そしてまた、地域、人を変える、そういう感性の高い人たちをぜひ波佐見にどんどん入っていただけるような環境をつくっていききたいというふうに思っております。こうすることで、所得の向上、交流・定住人口の増、そして子供、子育て等の教育の充実と文化・福祉の向上が大事だというふうに思っております。

次に、交流人口増を今後町の発展にどう生かすかという質問ですが、交流人口をさらに推進するとともに、日帰りじゃなくして、一泊二日、二泊三日等の受け入れ体制の研究や、そういうことが移住・定住につなげていける方策を研究していきたいというふうに思っているところであります。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

まず、ホームページについて改めて伺うんですけども、3月20日過ぎに現状のホームページにリニューアルがされまして、スマートフォンでも閲覧しやすい環境、普通のホームページでも、以前のページに比べれば非常に文字が減って、イラストとか使われて見やすくなったんですけども、ただ、私のところにもリニューアル前には担当の森さんがヒアリングに来ていただいて、どういう形でしたら使いやすくなりますかねって御意見いただいたので、ぜひリニューアルをしやすいような、現場の方がすぐ使いやすいようなものにしたいなと思いますよというアドバイスをさせていただいたんですけども、どれだけ盛り込まれてい

るかはちょっとわからないんですけども、今、町長が答弁されたとおり、担当課でも更新できるような形でやられてるということなので、以前に比べれば多分更新しやすくなったのかなという感じをします。

例えば、私たちの身近なところで、議会事務局のホームページを見ると、非常に早く更新されてます。私たちの手元に資料が届く前にもうPDFが上がってまして、これを見ればいいんじゃないかとちょっと悲しくなったぐらい早く上がってます。

ただ、1点問題があるのが、トップページの更新一覧のところには、議会事務局、一切更新されたっていうのが上がってないんですね。という形で、まだまだ実際に新しいホームページができた後に、現場の担当の方と実際のホームページの見え方っていう部分が共有されていないような感じがしてるんですけども、その辺りは担当としていかが考えられてますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まだ運用が始まって1カ月が経過をしたところでございまして、いろんな形で研究といいますか、もっとこうしたいほうがいいとか、そういったものは多々出てくるんじゃないかと思っています。ただ、今、御指摘をいただいた事項につきましても、十分研究をしながら、さらに見やすいといいますか、情報が伝達しやすいといった、使われる方の立場に立ったホームページの更新の仕方、あるいはページのつくり方、そういったものに心がけていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

そうですね。ぜひ、私も惜しみなくアドバイスさせていただきますので、ぜひいろんな形の意見を聞いていただいてやってほしいと思うんですけど、その中で一つ御提案なんですけど、例えばふるさと納税を受託されている企業さん、あとはECサイトを波佐見町でつくられている企業さんもたくさんあります。それぞれに例えば波佐見の観光情報であったり、波佐見焼の歴史であったり、いろんなものを情報を持たれてますので、ぜひそういう事業者さんとも御意見いただきながら、お互いの情報をやり取りしていただくとか、あとは、更新はこういう形でやっていけばもう少し楽になったりとか、情報がもう少し見やすく、一般の方に届くにはどうしたらいいとかそういう部分をもっと具体的に事業者さんと連携を深めて

いただきたいと思いますけど、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

まだそういう部分については、まだまだ開拓できていないといえますか、幾らか不足のところがあると思います。先ほども答弁がありましたとおり、これから町のホームページとしてどのような情報を発信をしていったほうがいいのか、特に、今おっしゃられたような事業者との連携、あるいは各団体、あるいは機関との連携、そういったものもたくさんあると思いますので、町のホームページとして特段問題がなければ、そういった連携も深めながら、大いに発信をしていけるような体制をつくっていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

それと、具体的に中入っていくんですけど、まず、私が非常に細かく今回ホームページの内容についてお伺いした理由は、こういう状況があるよっていうのを担当課長さんとか町長はじめ執行部の皆さんに知ってほしいなと思ったので、こういう細かいものを上げさせていただきました。なので実際にこの細かい情報を知ったから、何かどうこうがすぐ生まれるわけじゃないんですけども、こういうものを意識していただいて、見た目が見ていただける方に沿った情報の出し方というものをぜひ各課で検討いただければなというふうに思います。

それで、今、お伺いした中で、具体的な話になるんですけど、例えば上位の閲覧ページで、町のトップページが2万何某のビュー数があって、次いで観光サイトが1万2,000ビューあるわけですね。これまでのホームページと違って、二層になってるわけですね。今までは、全て波佐見町のホームページに来た方は同じページを見るようだったんですけども、今は、観光情報を見るのか、俗にいう行政情報を見るのか、二本立てで見られるようになってます。

正直、まずそこで、私が直接いろいろ御意見を伺ったのは、まずどっちを見ていいかわからないという閲覧者さんも多分いらっしゃると思いますので、その辺りは案内を、こっちはこういう情報、こっちはこういう情報というページがもしあればもう少し見やすいんじゃないかなと思います。

それで、具体的に1万2,000が観光ページにアクセスされるということなんですけども、正直、今の観光ページを見ると、例えば観光イベントはほとんどすかすかですね。何もイベントやってないんだろうなと思って、例えば観光協会のホームページ見て、「とうのう」の

具体的な直接ページを見ると、毎週ぐらいイベントがやられてたり、町として何かをイベントをやっていないかもしれないですけども、広く観光のイベントっていうのはたくさん波佐見町でやられてると思うんです。地域も含めて。なので、いきなりすぐというのは難しいと思うんですけども、そういう観光に寄与した部分はもっと情報発信をぜひ町のホームページでやっていただきたいと思いますと思うんですけども、その辺はどう考えてられますでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおりだと思っております。この質問をいただいた後にホームページを見たり、あるいは商工振興課長とも協議をしたりということで、幾分不足があるなというようなところは否めないという認識は持っておりますので、ぜひとも観光担当あるいは観光協会、そういったところとの連携を深めながら、できるだけ見やすいような形で発信していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

そうですね。今、課長がおっしゃったとおり、ぜひほかと連携していただきたいんですけど、ちなみに観光協会の職員の人に、じゃあ、波佐見町のホームページがどれぐらいアクセスかわかんないですけど、観光協会はどれぐらいアクセスあるんですかって聞いたんですよ。そしたら、アクセスカウンターつけてないんでわかりませんって言われたんですね。

なので、まずはその辺の意識が、もしかしたら役場だけじゃなくて、ほかの関連団体の方にも余りないのかなと。というのが、せっかく町長答弁にもおっしゃったとおり、110万人以上の方が本町にいらして、いろんな情報を知りたいと思ってらっしゃるんですけども、欲しい情報がなかなかその方に届いていないというのは、そういう部分、発信者側の意識がもしかしたら低い部分が一つ理由なのかなという気がしています。

ぜひ、せっかくホームページをリニューアルされましたので、町としてはこういう形でどんどん出していきたいと。なので、町民の方にしても、事業者さんにしても、何か出す情報をいただければ発信していきますよという形で、いろんな情報が町のホームページを見ていただければ見てもらえると。そういうものが増えれば、必然的にホームページがアクセスされると思うんですね。すぐには結びつかないとしても、広告を出したいという企業さんも増えていくと思いますので、いい循環につながっていくと思いますので、その辺りは十分

御検討いただきたいなと思います。

あと、答弁の中にもあったんですけども、SNSとかの情報連携という部分なんですけど、フェイスブックとかツイッターとかインスタグラムとか、ツイッターはそうでもないですかね、フェイスブックとかインスタグラムは、町の職員の方が波佐見町のページという形だとか、あとは地域おこし協力隊にいらした河内さんも個人で発信されてたりします。ただ、個々でインスタグラムとかフェイスブックとかばらばらにやってて、いろんな情報がそこでアップされてるのに、なかなかホームページとか一般的に波佐見町を検索した方にたどり着かないのは非常にもったいないなと思うんですけども、その辺り、何かこう、今後はもう少し連携をしていくっていう考えはないんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

いわゆるSNS関係、まだ私たちが今の現在のホームページについては、連携をとるところまでは踏み込んでおりません。LINE@までは既に旧ホームページのところで、少ない情報でしたけども、検診とか予防接種とかそういったものの情報は発信しておりました。今回のホームページについては、その機能は当然持っておりますので、そういったものをどこまでやれるのか、やった場合に何か弊害がないのかどうかとか、そういったところも研究をした上で、やるかやらないかを判断をしてみたいというふうに思っております。

今はまだ2カ月経って、今の段階ではLINE@の部分でもうちょっと拡大をできるようなものがないのか、それもちょっと今考えておりますので、そういったものを相対的に考えながらSNSとの連携を研究していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

今、LINEを使われている方が増えているかどうかというところもあると思うんですけど、いろんなSNSまだ新しく出てきたりもすると思いますんで、いろんなそういうよい面、悪い面踏まえながらいろいろ検討いただければと思います。

それで、具体的には今のリニューアルされたホームページの内容なんですけど、今、「ライフシーンから探す」っていう、例えば、子供とか育児とか、そういう各ライフシーンごとにメニューが設定されてて、お悔やみとかいろんなものがあるんですけど、実際そのライフシーンを押したら、例えばお悔やみ欄は何もページがないんですね、情報が。

なので、とりあえず箱はできたと思うんですけど、せめて何か箱の中に入れてあげないと、このページないんだ、もう使えないから電話して聞こうという形になると、結局、職員さんの負担につながるといいますんで、せめて箱ができたからには、もう一度、担当部署で見ていただいて、もうちょっと更新できる情報がないのかっていう部分をやっていただきたいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃるとおりでございます。今回はホームページの作成に当たりましては、提案型で業者を選定をしながら現物を見ながらといいますか、そういったものをして業者を選定し、ホームページをつくっていったという経過があります。おっしゃるとおり、箱はつくったけれども中身が空ではというふうなことがありますので、できるだけ空でないように、できるだけ箱をいっぱいにするように原課のほうも研究をして、情報をたくさん入れて発信をするということが望ましいと思いますので、そういうふうな検討なり、努力をしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ホームページに関してはまだまだ発展途上だと思いますので、いろいろな形で各部署、担当で検討していただければと思います。

それで、一番最後に、いろんな紙媒体を電子的に提供してはどうですかっていうことで提案を含めたところで質問させていただいているんですけども、答弁では、例えばガイドブックの電子化のほうに公開されてるっていうふうな形で答弁いただいたんですけども、やはりホームページに来たら、その中で全部情報が見られるようなものというのがあってしかるべきだと思うんですね。

というのが、私も先日、議員さんの研修でほかの市町村の議員さんと話をしたんですけど、「ガイドブック見たらすごいいいですね、波佐見町」って言われたんですね。観光ですとか移住含めてもそうなんですけど、ただそれがなかなかホームページで見られないので、もうちょっと見やすいような形でやっていただくと、せっかくガイドブックがあるのに、それがいまいちホームページを見た人には届いてないんじゃないですかと御指摘をいただいたんで、もちろん外部で公開されやすいところに公開するのはもちろんだとは思いますが、ホー

ムページの中にもっとそういういろんな各担当課でつくられると思うんですね、チラシもそうですし、ガイドブックもそうですし。そういうものをまずはとりあえずホームページに見られるような環境をつくっていただくというのは必要じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

お説のとおりでございますので、盛りだくさんの情報を発信できるように担当課とも協議しながら努力していきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

いつもあんまり芳しい回答をされないんですけど、きょうはすごく戸惑ってるんですけど。

次にいきます。基本計画についてなんですけれども、町長答弁おっしゃったとおり、もともと第5次総合基本計画が立てられた平成25年の時点からいろんな形で想定が崩れて来てると思うんですね。人口もそうですし、産業の状態とかもそうだと思います。

もちろん窯業が本町にとって基幹産業であることは間違いないんですけども、例えば、きょうも長崎新聞の景気動向の毎月1回載ってるんですけど、最近窯業のところを見ると、弱目の動きとしか、変わらないですね、ずっと。それが実態だと思うんですよ、窯業を取り巻く環境というのは。もちろん波佐見焼が人気で、ある程度の需要が増えてると思うんですけど、ただやはりどうしても海外製の食器に席卷されたり、もともと食器自体を必要とされないライフスタイルの変化っていうのは生まれてると思いますので、なかなか窯業を、ただ買っていただくだけでは正直食べていけない状況というのはずっと今後も多分続いて行くと思いますので、そういった部分でいかに、ただ食器をつくるだけじゃなくて、ライフスタイルの提案ですとか、食器を使って食べていただけるようなサービスを提供するとか、そういう部分まで含めて、窯業自体も多分変わっていかないといけないのかなというふうに思います。

その辺りを踏まえて多分今後の計画をいろんな形でつくられると思うんですけど、特におっしゃったとおり、観光に対して非常に期待が寄せられてると思います。国も海外からの外国人観光客を呼ぼうと一生懸命動いてますので、そういったものに付随して、本町もそういう部分、観光計画もつくられてますし、新しい部分で産業という柱、今後やっていこうとい

う意志が伝わってくるんですけども、その中でも、この新しい第10次基本計画の目玉というか、こういった部分が特に今までなかったんですけども、盛り込んだというものがあれば教えていただきたいんですけども。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

多種多様にわたっておりますのでなかなか記憶が定かではございませんけども、所管で言いますと、これまでふるさと納税というのを財源の活用として全然掲載しておりませんでしたけれども、昨今の流れの中で重要な財源として考えておりますので、そのふるさと納税の活用。それから、新庁舎の建て替えについてもこの計画の中には建て替え検討と、施策として明記をさせていただいて進めるというふうにしているところでございます。

それから、新規事業につきましても、特に法律の改正等によりまして、子育て世代包括支援センター等を、今までは例えば母子福祉であったり、母子保健であったり、それぞれの所管で担当していたわけですがけれども、今後は一体的な、総合的な支援が必要ということでございますので、そういった支援センターの設置等につきましても記載をさせていただいたというところでございます。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

ほかに担当課で特別な追加で答弁していただきなかったんですけど、手が挙がらなかったんでいいですけど。

私は、今朝、控室に配られたんで、この質問をする前に読みたかったんですけども時間がなかったんであれなんですけど、前の段階の基本計画を、平成25年度から29年度をこちらのパンフレットのほうで見て、特別気になってた部分がこの計画でどうなっているのかっていうのを伺いたいんですけども。

いろいろあるんですけど、例えば、前の基本計画で書かれていた部分で、農林業の振興という部分で、主要施策1に農業の振興、「都市農村交流事業を通して波佐見町の魅力をPRするとともに、都市部住民や消費者との連携、相互理解を深め、地域農業の魅力アップと活性化を図ります」というふうに書かれてまして、具体的に言うと、若年就農者を増やしていくという形の動きをされてるんですけども、やはりもちろん本町だけでどうなるものではないんですけど、まだまだ新しく若い方が就農していただくというのはなかなか厳しい状況

にあると思います。

当然、窯業が本町の基幹産業であることは間違いないんですけども、陶農っていう意味で農業も力を入れるっていうふうな形でうたっている以上は、やはり若い方が農業にも入っていただくような仕組みっていうのが必要だと思うんですけども、次の計画では具体的に何か新しい動きとかいう部分は検討されてるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

農業分野についての御質問でございますが、今、波佐見町の農業につきましては、担い手不足、窯業に関しても同じ状況なんですけど、特に組織としては法人化を担い手として捉えておりますから、まずはそういった法人を中心に、そういった組織の育成支援ということをまず考えながら、これは平成24年度から、先ほどお話があってございましたが、青年就農給付金制度等もございますので、そういった国の施策を活用しながら、さらに新しい、若い、制度的には45歳未満の新規就農者を支援していくという制度でございますので、そういったことも踏まえて、今後、新しい就農者の掘り起こしを図っていきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

あと、もう一つ気になる分野としては教育の分野なんですけど、先ほど町長も答弁の中でおっしゃったんですけど、次に向かって考えられたいということで、やはり自らで学ぶ、自己啓発の気運を高めるというふうにおっしゃったんですけども、やはり社会教育もそうですけども、子供たち自身も自ら学んでいくっていうものが今後もっともっと求められる時代になってくると思うんですね。その上で、計画的には、教育委員会の分野としてはどういう時期を検討されてるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

国全体としての学習指導要領が、今度、小学校が32年度から始まりますので、その学習指導要領の中身に沿った形でやっていこうというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

社会教育についてもいいですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

社会教育においても、やはり地域の一員として子供たちもしっかりと話をしながら、そして地域の自治会とも、それから老人会ともいろんな形で、地域に根差した教育活動ということも一緒になってやっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

あと、特別、教育委員会とか、先ほども話はあったんですけど、横断的に部署を越えて検討しないといけないという話があったので、今後、大事になってくるかなと思うのが、長崎短大とか連携協定結ばれましたけども、そういう大学との社会人を学びなおすきっかけというのも非常に大事になってくると思うんですけど、そのあたりは計画的にはどういうことを考えられてるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現在のところは一つの大学との包括連携協定を結んでおりますけれども、ここでは特に親育ち子育てということに特化しての事業を進めておりますけれども、そのほかにも、観光部門におけますいろいろな調査等について御協力いただくとか、そういったことも考えられると思います。また、ほかの大学からも打診があったりしてはおりますが、果たしてこちらが対応可能かということもございますので、そういったものも含めながら検討すべき課題かなというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

総合計画という形で、今回、新しく5カ年の計画がつくられて、それに基づいていろんな町の施策が行われるんですけども、なぜ今回質問させていただくかというと、それも一番最後の、町長がどういう形でやられたかという部分の振り返りになるんですけども、一番最初に町長が就任されて所信表明を述べられたとき、平成10年の3月の議会で述べられてるんですけども、そのときに、開かれた町政についてということでお話をされています。

職員も自分の領域だけで仕事をするのではなく、町民との率直な意見交換やオープンな議論を通じて、町民の意見や総意を施策や事業に積極的に反映させていく、そういう町政を進

めていくことでありますというふうに語られてまして、いろんな施策の内容や事業実施の過程、将来の取り組みなどを早く町民にお知らせして、町民にとって町政が身近なものとなっていていただくという形で目標を掲げられています。

こういう部分を含めると、いろんな計画、もちろん国とかいろんな周りの問題があって、早目に出さないといけない、期限とか決められてる部分で、なかなかいろんな方の多様な意見を全部反映させていただくというのは難しいと思うんですけど、例えば、町政の御意見を箱に入れてくださいというふうに入れられても、なかなかそこに入れていただく町民の方は今少ないと思うんです。

だから、もう少しいろんな計画をつくられるに当たって、審議会のメンバー以外の方にも何かしら聞いていただくような機会をつくっていただいた上で、自分たちのものというふうなものとして、いろんなものが捉えられていただくような仕組みっていうのも今後、町長は先ほど表明されましたけど、今後、検討していただく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

全くそのとおりでございまして、やっぱり現場の町民の皆様の生の声、リアルな声あたりを吸収していかないかん。それを一番吸収しとつとは私じゃないかなというふうに思っております。職員の皆さんは、与えられた仕事が過剰になってるという感じがするんです。自分に与えられたこの仕事だけクリアせんと、実際、町民の皆さんが困るとか、また、県の指示とか調査をデータを出しなさいとか、簡単にメールで送ってくるわけですね。かわいそうだなっていうぐらいに。

本当言うように、職員の皆さんがある程度、そういう機会をできるだけいろんなイベントで、そういうときにもそういう話題とかそういう提供をして、意見を聞くっていうようなことが、よその町よりは多いと思いますけども、そういうことにだんだん気がけて、そしてお互いにそういう気づきで学ぶというようなことをやっていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 城後議員。

○1番（城後 光君）

あと、その所信表明で述べられてる中で、たくさんお伺いしたいことはあるんですけど

も、一つだけ聞くとすると、女性の社会参画への積極推進についてであります、「男女が平等のパートナーとしてあらゆる分野に参画し、ともに責任を分かち合う社会を実現することは、多様な人生設計を創造し、豊かで活力ある協働を築く上で大きな柱であるものと考えております。女性が働きやすく、活動しやすい環境づくりに努めてまいりたいと存じます」というふうに表明されてるんですけども、今、この場所を見渡しても女性二人しかいらっしゃらないんですけどね。もちろん、課長さん以下はたくさん係長クラスの方に女性がたくさんいらっしゃるの、女性の登用を積極的に勧められてると思うんですけど、やはり身近な役場の中から、もっと女性がどんどん課長さんになっていただいて、女性の声を反映されやすい波佐見町っていうふうなものも必要ではないかと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう中で、ずっと今までもそういう、ある面では年功序列もあります。これ無視するわけにはいかん。しかしやっぱり、能力ある女性の方は登用してまいりました。二人、三人っておるときも、予想よりも多かったんじゃないかなと。ちょうど今の段階では適齢期と言いますか、それぞれの人事というのは非常に難しい状況で、男女協働的な形の基本的な考えは全く変わりませんので、できるだけそういう女性のチャンスはどんどんつくっていききたいというふうに思っております。

○1番（城後 光君）

これで終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、1番 城後光議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時10分より再開します。

午後0時5分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、8番 石峰実議員。

○8番（石峰 実君）

こんにちは。町内では今、田植えの時期を迎えておりまして、中山間地あたりは既に終わったところもありますけれども、麦収穫後の田んぼはこれからといったところでございます。

今回は、日常生活における子供から高齢者までの交通安全対策や超高齢化社会の振興に伴う高齢者等の移動支援等、あるいは生活支援といった環境整備などについて質問いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問いたします。

まず初めに、日常生活での学童や高齢者を守るための交通安全確保対策についてであります。

日常生活において、高齢者や子供たちの歩行、通学や車との離合など、道路通行上とても危険性の高いところが散見されます。町民の安全確保対策を講じる必要があると思っておりますが、特に、児童・生徒が通行する万年橋交差点や波佐見高校裏手の三差路等においては、一般車両とともに、ダンプカーあるいはトレーラーなどの大型車の通行が頻繁であり、登下校路の変更・改善あるいは大型車の通行規制などの手段を検討・協議し、大きな事故を未然に防止する対策を早急に講じるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。

2点目は、高齢者や買い物弱者のための生活環境整備充実についてであります。

運転免許証返納者や買い物難民等の毎日を支えるシニアサポートサービス制度を確立して、一人暮らしや高齢者世帯が安心、安定した日常生活が過ごせるようなサポートをする対策として、次の点についてお伺いします。

1、運転免許証返納者に対し、安全で利便性のある生活のため、シニアカー、いわゆるハンドル型の電動車椅子やあるいは電動アシスト三輪自転車等の貸し付け、あるいは購入の助成支援制度が考えられないのか。

2番、高齢者や買い物弱者のための対応として、宅配、買い物代行サービスなどがありますけれども、商工会等との連携のもとに、町内での移動販売車の導入やその運営に対する行政支援等を行うことについてはどうお考えなのかお伺いします。

3点目は、町民や本町への来訪者等に喜びや感動を与える、そして称賛される施策の推進についてでありますけれども、町内の環境保全と美化等の取り組みに、あるいは観光活性化につなげる活動の気運が高まる中で、町内の活性化や豊かな自然を後世の子供たちに引き継ぐために、さらなる意識高揚策を図るような働きかけが必要ではないかと思っております。

1点目は、公衆が広く利用する道路、公園や観光施設などにおいて、自発的に地道な環境

美化活動等に汗を流しておられる個人、団体の「チョイボラ精神」による善行をたたえる一策を設けてはどうか。

二つ目、ことしの春は非常に例年になく桜花爛漫の時期に人手が多かったのが桜つつみロードであるわけですが、その周辺施設にはもっと観光名所等の案内サインを早急に整備充実して、多くの来訪者に喜んでもらえるようにすべきではないのか。

三つ目は、これまで平成の初めごろから、桜つつみロードの桜オーナー制度によって、延長7キロ、650本以上の桜並木ができ、非常に見ごたえのある施設となりつつあります。花見の時期には町内外におられるオーナー家族等に案内をし、町内桜イベントを催して、観光活性化の一助とする考えはないのかお尋ねします。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは発言席にて質問させていただきます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

8番 石峰議員の御質問にお答えいたします。

まず、学童や高齢者を守るための交通安全確保対策について。

日常生活において、高齢者や子供たちの通学歩行や車との離合など、危険性の高いところが散見され、町民の安全確保策が必要である。特に万年橋交差点や波佐見高校裏手の三差路などは、一般車両とともにダンプカーやトレーラーなどの大型車の通行が頻繁であり、登下校路の変更、改善や大型車の通行規制などの手段を検討・協議し、大きな事故を未然防止する対策を早急に講ずるべきと考えるがどうかという御質問ですが、万年橋交差点を起点とする町道南部線は、橋の改良以降、大型車両の通行が多くなっているのは事実です。特に、大型の中でも、牽引のダンプカーなどさらに大型化している実情もあり、高校裏の交差点では鋭角のため大型車同士が離合できずに切り返している実態もあるようです。

南部線のうち波佐見温泉から志折方面への640メートルは、現在、拡幅改良に着手しており、完了すればそちらに流れる可能性は高くなると思いますが、完了までには時間的にしばらくかかるようです。大型車の時間制限つき通行規制についても、川棚警察署と実施の可能性を協議しましたが、規制の起点が皿山交差点と岩崎交差点が想定され、波佐見高校裏までの距離が長すぎるため、かなり難しいとの回答をいただきました。交差点の角度を鋭角から解消できれば少しでも安全性は向上すると見込まれますが、現時点ではそのほかの安全標識等により、運転者に安全運転と注意喚起を促すなどの対策が必要と考えています。

なお、学童の交通安全の面においては、教育委員会からも答弁があります。

次に、高齢者や買い物弱者のための生活環境整備の充実について。

運転免許証返納者や買い物難民などの毎日を支えるシニアサポートサービス制度を確立し、一人暮らしや高齢者世帯が安心、安定した日常生活が過ごせるサポート対策として、運転免許証返納者に対し、シニアカー、いわゆる電動椅子などの貸し付けや購入の助成支援制度が考えられないかという質問ですが、シニアカーの貸し付け制度については、介護支援制度の中に、要介護度2以上で歩行困難、医師の診断書が必要など一定の要件に該当すれば貸し付けを受ける制度はあるようですが、それ以外には購入助成の制度もないようです。今のところ、貸し付けや購入の助成制度を新たに設けることは考えておりません。

平成30年度予算に、交通安全のための運転免許返納者対策で、単年度に限り、乗合交通チケットか路線バスの乗車券購入補助を計画しており、その一つに購入補助を含めることは方法上は可能ですが、基本は、乗合交通の活用促進としていますので、シニアカーの推進が交通安全対策に沿うのか研究してみたいと思います。

次に、（２）高齢者や買い物弱者のため、商工会などとの連携のもと、町内での移動販売車の導入や運営に対する行政支援を研究する考えはないかという御質問ですが、超高齢化社会の到来により、本町においても全人口に占める65歳以上の高齢者の割合については、本年4月1日現在で30.2%と全国平均よりも高く、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えてきている状況にあります。それに比例するように、買い物等が困難な方々も増えてきており、高齢者福祉を推進していく上での今後の大きな課題として捉えていますが、現在のところ、抜本的な解決策までは見出せていない状況であります。

ただし、これは全国的な傾向ではありますが、本町においても民間事業者による宅配サービスが充実してきており、食事のみならず医療や雑貨などの日用品まで自宅に届けてくれるというサービスが広がってきています。町内どの地域もカバーできていると思われますので、この情報が町内一円に広がれば、買い物困難者の不便はある程度解消できるものと思われますが、議員が言われます商工会等との連携による移動販売車等の行政支援についても、今後、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、町民や来訪者等に喜びや感動を与える施策の推進について。

町内の環境保全と美化の取り組みや観光活性化につながる活動の気運が高まる中で、町の活性化や豊かな自然を後世の子供たちに引き継ぐために、さらなる意識高揚策を図るような

働きかけが必要ではないかと思う。まず、公衆が広く利用する道路、公園や観光施設などにおいて、自発的に地道な環境美化活動等に汗を流しておられる個人、団体の「チョイボラ精神」による善行をたたえる一策を設けてはどうかという御意見ですが、現在、町内におきまして、道路や公園等の公共施設や河川敷等において、雑木や雑草等の伐採、除草、清掃、さらに花苗の植栽など、長年にわたり奉仕活動として取り組まれている個人あるいは団体の方々がおられますが、本町の環境保全及び美しいまちづくりの推進に大きく御貢献をいただいておりますことは大変意義深く、感謝の念に堪えないところであります。

さて、このような行いに対して善行をたたえる一策を設けてはどうかとのことでありますが、ボランティア精神による奉仕活動等に対しましては、かねてより町民表彰の折に德行または優良団体として表彰をしているところでありますので、今後におきましても、隠れた善行や德行のある方、または団体に対しましては、しかるべき時期を見ながら町民表彰にて感謝の意を表していきたいと考えているところであります。

(2) 今春、桜花爛漫の時期に例年になく人手が多かったが、桜づつみロード及びその周辺施設にはもっと名所旧跡等の案内サインを整備充実して、多くの来訪者に喜んでもらえるようにすべきではないかという御質問ですが、議員言われますとおり、今春につきましては、陶器まつりをメインとして、その周辺施設等におきましても例年より人手が多かったように思われます。近年の波佐見人気から年々訪問客は増えている状況を見ると、確かに、現在地を中心としながら周辺施設を一緒に表示した案内サイン、看板等が不足している状況は否めません。特に桜づつみロードに関しては、ウォーキングやジョギングと、健康づくりに利用していただくためのコース案内図、また総延長や桜の木の本数など、施設内容を説明する看板がなく、かねてより設置の要望等が寄せられておりましたので、これにつきましては今年度中に設置を行う予定であります。

設置場所につきましては、西前寺公園付近と考えておりますが、これに合わせて周辺施設を表示することも可能と思われますので、今後、関係部署と協議しながら表示内容や設置箇所等について詰めてまいりたいと考えております。

次に、これまで平成の初めごろから、桜づつみロードの桜オーナー制度によって、延長約7キロメートル、650本以上の桜並木ができて、非常に見ごたえのある施設となりつつある。花見の時期に町内外におられるオーナー家族等に案内をし、町内桜イベントを催して、観光活性化の一助とする考えはないかという御質問ですが、川棚川両岸に桜づつみの遊歩道が整

備され30年近くが経過し、桜並木も大きく成長し、絶好の癒しのスポットとして、観光素材としても注目される場所になりました。地元の人のウォーキングコースはもとより町外からの来訪者も増え、その魅力は高まりを見せています。桜の花が咲く季節には絶好の花見場所でもあり、個人的に楽しまれている方もいらっしゃると思います。

以前は、温泉周辺で地元団体による桜祭りが開催されており、にぎわいがありましたが、時代の流れとともに一区切りされ、ここ数年イベント開催はあっていません。オーナー家族等による桜イベントをとのことですが、現段階では町が主催となつて行う計画はありませんが、桜づつみロードや温泉などの観光資源を活用した何らかの活性化策は、若い世代や地域の意見を聞きながら、地域での盛り上がりを出していただき、観光協会とともに行政が後押しをする構図ができていければよいのではないかと考えております。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

失礼します。石峰議員の日常生活での学童や高齢者を守るための交通安全確保対策について教育委員会としてお答えをいたします。

児童・生徒の交通安全対策については、近年の交通量増加に伴い、大きな課題として認識をしています。特に、議員お説の南小学校付近は大型車両の通行が増加していることから、交通安全の確保に懸念の声が寄せられているところです。

教育委員会においては、学校、地域、PTAとの情報共有を行いながら、御指摘があった波佐見高校裏手の三差路に信号機の設置要望を行い、平成26年3月の信号機設置に伴い、現在の通学路に変更を行ったところです。また、昨年度は町道西部線の下波佐見郵便局付近から波佐見高校裏手交差点手前の下り車線に減速を促すカラー舗装を建設課に要望を行い、カラー舗装が行われたところです。

一方、登校下校時には、周辺で交通安全ボランティアの方々により立哨活動が行われ、地域の方々にも子供たちを見守っていただき、大変感謝しているところです。

議員お説のとおり、南小学校を取り巻く交通事情については、大型車両の通行が減少することを期待するものですが、今後の道路整備等の関係もあり、現状の対応を確実に実施する必要があると思われます。

今後においても、学校支援会議、PTAを通じ、地域、保護者と情報共有を行い、児童の登校・下校に気になる点がある場合は、児童の指導強化を図りたいと思います。

さらに、南小学校においては、月1回の集団下校の際に、地区担当教諭も同伴して通学路の安全点検も実施しています。そこで、その情報を学校、教育委員会が共有し、関係機関に要望等を行い、対処していきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

まず、先ほどありました町道南部線の起点と県道川棚有田線との交差点、いわゆる万年橋交差点と、それから西部線の起点である鶴川理容店前のY字路の交差点での、直近の交通量調査なんかはいつごろされたのか。そしてその中で、通過する車種がどんなものだったのかをお知らせください。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、申された地点についての交通量調査についての資料は、どの時点で調査したかははっきり申し上げられません。把握しておりません。申しわけありません。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

この点についてはぜひ実施をしていただきたいと思います。私、この新学期になりまして、4月に新学期以降2回ほど、児童が集中する、横断する交差点で確認をしたわけですが、10分から15分ぐらいの間に、先ほどあったように砂利運搬の大型ダンプカーあるいはタンクローリー等の大型車が6から7台ぐらいの頻度で往来してます。単純に7時ぐらいから夜6時ぐらいまで12時間働いたりしますと、実に延べ350から450台の大型車が頻繁に往来してるといった状況であります。

そして、先ほどあったように、Y字路になってる関係で、なかなか大型車もぎりぎりいっぱいという状況の幅で右折、左折しておりますし、歩道脇には頑丈な鉄柵の防護柵が設置されておりますが、これも車が当たって折れ曲がっておりますし、また、地元の方に聞きますと、ガードレールが3カ所あって、そのうちの真ん中のあたりはほとんど折れ曲がっているといった状況であるわけで、こうした非常に危険性の高い現状を町なり教委としてどう捉えておられるのかお尋ねします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

あそこの交差点につきましては、私たちも現状認識をいたしております。先般もそういった実情を調査をいたしまして、安全対策のポールそのものが曲がってるという状況も確認をいたしております、どうしても道路の構造がそういった状況を招いているのかなと。それと、先ほども申したように、通常の11トンのダンプぐらいたとそうでもないんですけども、最近はまだ一つ大型化いたしまして、トレーラーのダンプという、車両の構造がまた変わったりしております、いわゆるホイールベースが長くなったためにそういった状況が発生しているのかなということはありません。

もちろん道路の構造をもっと直角に近い形で整備することができれば幾らかでも解消はできると思うんですけども、これまでの道路を整備をしてきた経過もありますし、現在もまだ事業者の方が営業されておりますので、そこまではどうかなというところがあります。期待したいのは、やっぱり大型の車両があそこを鋭角に曲がらないような方向が一番いいと思います。

できれば南部線が、波佐見温泉から志折方面の改良が早目にできて、大型の車両が向こうに流れるような方向ができれば、あそこの交差点そのものまで変更はしなくてもいいのかなということはあるんですが、いかんせんちょっと時間がかかるようでございますので、現状では、ドライバーの皆さんに安全運転の注意喚起を促す以外にはないのかなと。今のところはそういう状況のところであります。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

言われたように、非常に危険性の高いところで、町内においても児童・生徒の登下校時には、先ほど教育長おっしゃったように、いろいろボランティアで立哨活動をやっておられると。特に南小区においても、非常に熱心に地域の方々が立って毎日やっただいておりますけれども、幸いにも重大な事故はあってないようですけれども、付近には保育所、小学校、高校、それから近くに郵便局、JA等がございますので、そういった通学とか、あるいは高齢者等の利用の歩行も多いと。

こういう状況の中で、非常に先ほど言われたようなトレーラー式なんかの大型車が頻繁に往来する状況からしますと、今後、児童・生徒あるいは高齢者が事故に巻き込まれるという可能性が非常に懸念されております。このためにも、やっぱり最低限でも、登下校時間帯の大型車の通行規制という手段はとられないのか。先ほど、ちょっと協議されたということな

んですけども、そういった方法はとられないのかどうか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

その件については、すぐさま川棚警察署の交通課の係長、それから課長とも含めまして協議をしていただきました。川棚警察署からも長崎県の公安のほうにも問い合わせをしていたいて、現状と可能性について探ってはいいただいたんですが、やはり起点となるところが皿山の交差点、長野入口ですね。それから岩崎の交差点、もし時間帯であっても規制をすれば、あそこから規制をせざるを得ない。焼野というところもあるけれども、あそこをしても非常に不合理、迂回路はとれるけれども、ドライバーに対して不親切なことになってしまうということで、規制をするということになれば、起点はその2カ所になるでしょうから、そこから波佐見高校裏手までの距離が非常に長過ぎるというような言葉を使っておられましたけれども、それから考えると、時間の制限はあったにしても、大型車の通行の規制は非常に難しいという回答をいただいております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

そういった手続上の事情はわかりますけれども、先ほど言いましたとおり、非常に懸念されるわけですね。だから、以前は万年橋から規制があったわけですので、そういう中で、この道路関係事情からいけば、先ほど言いますとおり、川棚、大村、佐世保方面からあそこを通過して村木、有田、伊万里とかそういった方向に行っているんだろうと思うんですけども、非常に時間的な制限——時短ですね、時間が短くなる、あるいは業務を多くこなさなきゃいかんといった条件で、一番あそこの最短の距離を通過するんだろうと思うんですけども、宿のほうに回ってもさほど変わらないんじゃないかと思うんですよね。そこらから考えると、今の現状からすると人命が大事なのか経済が大事なのかといったことになりますんで、そのあたりをもうちょっと強く協議をやっていただきたいと思いますんで、どうでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

おっしゃることはよくわかります。人命を優先ということが恐らく第一義的に挙がってくることだろうと思いますので、今、申されましたことについては、本町の議会の中でもそういう議論がありましたということは、また警察署なり、それから公安のほうにも伝えて、そ

の辺の可能性を探ってみたいと思います。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

それから、教育委員会のほうにあれなんですけども、教育委員会と学校等においては、南小学校の児童は現在、校門から全て出入りをされておると。これは以前ある校長がそういうふうにされたということを聞いておるわけなんですけども、その以前は封鎖しとったわけです。だから、通行量との兼ね合いから、地区を分散をして、例えば、村木、皿山のほうは今の校門からと、協和、志折、平野あたりは体育館のほうに来ると。川内、岳辺田、乙長野、それから田ノ頭等は波佐見高校前から横断歩道渡って、鴻ノ巣保育所の脇を通して入るといったような分散をした登校の仕方っていうのはできないものですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

私自身がその通学路の途中に住んでおりますので、そういった交通量の多さっていうことについては改めて感じたところであります。今、お話いただいた登校の校門からの全員の集合場所については、校長先生ともお話をさせてもらったことがありました。

万年橋のほうを渡って来る子供たちが波佐見高校の横断歩道がありますが、その前を通して、改善センターの横を通して、鴻ノ巣保育園の横の駐車場を通してというふうなことも考えたんですが、朝からは鴻ノ巣保育園の送り迎えをされる保護者がその駐車場のところを走って来られる方もおりますし、高校の送り迎えをされる保護者の方もそちらのほうを通られるというふうなところもあります。

そこに信号機があれば子供たちも通りやすい部分があるんですが、信号機のない横断歩道を渡るということ自体が大変な部分もあるかなというふうに思っております。特に、登校の場合はボランティアの方がついて来られるんですけども、下校の場合は学年集団下校というふうな形になりまして、子供たちだけで帰るというふうになります。そういうふうになったときに、そちらのほうの信号機のない横断歩道を渡るときに、急に子供たちとしては飛び出してしまう危険性もありますので、そういったところについては、交通量の様子を見ながら十分検討していかなければいけないのかなということで校長先生とも話をしたところです。今後、そういうところも考えながら進めていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

今の集中した通学路を通して通う通学の場合も、例えば、さっき言った鶴川さんのところから南小区に入るまでは、Y字路であって、大型車両が通ってということの危険性は高いわけです。だから、それよりも分散をしても、横断歩道等を設置をしながら、見守りをしながら登下校をしてもらうといった方向がいいんじゃないかなというふうに考えますので、ぜひそのように対応をしてほしいと思います。

それから、こういった南小区の通学路に関しては、南小学校前の道路の進入禁止計画について教育委員会から地元に打診があって、その際に地元の自治会から意見書が提出をされたと聞いておりますけれども、その提案された内容と今回の私の質問とそう変わらないような状況であるわけですが、この方も毎日立哨されて、見守りされておられますので、非常に詳しく分析をし、検証して提案をされたというようなことも聞いております。

いずれにしても、南小区前の道路にしても、先ほど教育長がおっしゃったように、非常に保育所とか高校とか、そういった通学以外の方々の朝方の急いだ危険な走行があるといったことの危険性もありますので、こういったこともあわせて今後の対応をやっていただきたいと思いますが、その後の対応というのはどういうふうになってるのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

南小学校校庭前、正門からJAのスタンド側に抜ける道でございますが、大変ショートカットする車が多うございます。私も2月の下旬に登校時に現場を見に行きました、朝から7時30分前から8時まで、約100台がショートカットするような状況でございました。ということで、時間帯による交通規制ができないかということで地元自治会のほうに御相談をしたところでございますが、結論とすれば、自治会としては意見集約ができなかったということでございます。これはやはり、生活道路でございますので、さまざまな問題があるということで、そういったことで、自治会としては結論が出にくいということでございました。

それを受けて、教育委員会としては、建設課と協議をしまして、やはりその前の道なるべく通らないように、減速を促すようなことで、現在、道路に引いてあります白線、区画線をちょっと形を変えまして、ショートカットしにくいような状況も行ったところでございますし、その後の対応も建設課で協議しているところでございますので、そういったことで、あその道路の交通安全確保を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

先ほどありましたとおり、西部線が完成すれば、若干、交通量も緩和すると思うんですけども、いずれにしても子供たちとか、あるいは高齢者が重大なあるいは悲惨な事故にあわないように万全を期して未然防止の対応策と安全確保に努めていただきたいと思います。

次にまいりたいと思います。

今年度の予算で、運転免許証返納奨励品制度ということで予算40万ほど計上されておりますけれども、これは高齢者の事故防止の関係で推奨をしていくというようなお考えでしょうけれども、返納を奨励するというものであるから、返納された方々、高齢者については、認知症以外で返納しているということがあるわけですので、返納した以降について行動が制限されて非常に不自由だと感じておるという方も多いわけです。

だから、先ほど言いましたとおり、シニアカー、高齢者とか、あるいは障害者が安心して安定した生活を送るためにも、歩行者と同じ条件で使えるシニアカー、電動車椅子ですね、あるいは電動アシスト三輪車、自転車等の、先ほどの答弁では現在では考えてないということなんですけれども、これは高齢者が元気で行動するためにはぜひ必要だと思うんです。というのは、介護保険でも一部ありますけれども、そこまでいかない人にむしろこういった支援をするべきじゃないかと私は思うんですけれども、そこらへんはどうですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

今年度は予算に40万ほど計上いたしまして、免許返納者に対する奨励品という形で制度をつくるようにいたしております。まだ、制度の中身は固めておりませんので、これからどのようなやり方でするかというのを決定をしていきたいというふうにも思います。

おっしゃるとおりに、免許証を返納された方のその後の交通手段がなくなるということで、非常に不便を来すということでもあります。その部分については当然私たちも理解をいたしておりますが、その対策をどのような形でしたほうがいいのか、おっしゃったように、電動アシスト自転車あるいはシニアカー、そういったものの購入助成、それも恐らく選択肢の一つにはなると思います。

ただ、これまで、当初予算に計上する段階では、いわゆる返納を促進をするという対策が一つ、それから、単年度の1万円のみではありますけれども、現在、町が推進をしております。

す乗合交通のチケット購入あるいは公共のバス、民間のバスですね、乗合バスを利用しているだけで、それを促進するというその二つの目的で今のところ考えておりましたので、そのアシスト自転車もしくはシニアカーの購入の補填については、今のところ具体的な検討をしてなかったというのが実情であります。

今後、免許証を返納された方がどの程度そういった別の交通手段、シニアカーとか電動アシスト自転車とか、そういったものを利用されるのか、その辺の需要と言いますか、その辺もちょっと調査なり研究をした上で、幾らかそういったものにも補填していくべきなのかどうか、それは具体的に検討をしていきたいというふうに思っています。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

重なるようですけども、要介護以上でなければ介護保険の適用を受けないという中で、むしろ逆に、免許返納はしたけれども、介護に陥らない、手をとらないような人生を送っていただくと、より長くですね。そういう方々のためのシニアサポートサービス制度というのを確立すべきと思うんです。

シニアカーで30万前後、それからアシスト自転車で15万前後しますんで、3分の1やっても10万から5万の助成ということになると思うんですけども、それはそれなりに、移動手段の必要性が、現実的には高齢者、障害者等がまさに生活必需品と思うんですね。だから、そういった点からすると、社会保障費が伸びている中に、どちらがどうなのかということを考えてやっていただくということで、むしろシニアカーあたりは、散歩なり、日常の――。

例えば、これは一例を挙げるんですけども、乗合バスとか乗合交通を利用すると規定の路線なんですね。でも、私の知り合いの林研の方はもう免許返納されているんです。その方がシニアカーでハランの圃場までとりに行ってるんですよ。どこに行かれるのかなと思ったらハランを積んで帰ってくるんです。だから、相当の行動範囲があると思うんです。そういった元気な生涯現役でというような覚悟でやっておられる方もありますんで、そういった方々に対する支援というのでも考えていただきたいのですが。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

恐らく、こういった時代でありますので、そういった方々が今後増える可能性は多くあると思います。おっしゃるとおりに、シニアカーはまた別ですけども、例えば電動アシスト

自転車であれば、当然、運動機能とかそういったものも加わってきますので、介護予防とかそういった面にも非常に効果的なものがあるのかもしれない。

ただ、この問題については、ほかの団体の状況もつぶさに見てはおりませんが、まだ、なかなか制度的に採用をしている団体はそれほどないように思います。私が見たところでは、県内の免許返納の対策に関しては、まだそういった補助制度をつくっているところはありませんでした。

この件につきましては、恐らく将来的に大きな課題、現在は免許返納者に対してだけとかっていうことが必要かもしれませんが、恐らくもっと大きな課題になってくる可能性もあると思います。そうなってくると、その補助制度そのものが財政に影響するようなことも大きくなる可能性もありますので、十分そのあたりのところを踏まえながら、将来どの程度ぐらいまでの制度にしていくべきなのか、その辺も深く研究をする必要もあると思いますので、これは慎重に対応していくべき問題じゃないかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

ぜひ検討をお願いします。

また、いわゆる一人暮らしとか高齢者世帯が毎日安心して快適に暮らせるというものについては、買い物弱者というものになっては困るわけで、移動販売車の導入、これはなかなか難しい部分があると思うんですけども、移動販売車を導入して、その後の運営がなかなかうまくいかないという例、全国的にもそういう例もありますけれども、こういったものについても、商工会あるいは社協、シルバー人材センター等の活用法等々を重ねて、連携協議を重ねながら、そのサポートとあるいはその体系づくりを急ぐべきじゃないかと思うんですけど、このあたりについてはどうですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの件につきましては、先ほど町長が申しましたとおり、町内におきましては民間事業所によります宅配サービスが充実してきているということから、それらが町内に情報が広がっていけば、ある程度、買い物弱者対策としていくんじゃないかというふうには考えておりますけれども、私が聞くところによりますと、そういった民間の宅配サービスを利用されている方の中で、基本的には利用に際しては口座引き落としということになって、高齢者

の方は、口座引き落としじゃなくて自分は現金で買いたいという人もやっぱりいらっしゃるということですから、そういう点を踏まえますと、移動販売車による巡回がいいのかなとは私自身も思います。

そういった場合に、商工会等々と協議をしながら移動販売車の導入が可能なのかどうか、可能となった場合に、一体誰がそれを事業として運営してくれるのか、恐らく個人の商店さんでどなたか手を挙げてくれるところはないかというふうなことになるかと思いますが、そういったことを踏まえながら、関係部署と協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

状況はわかります。団塊の世代が75歳以上になる2025年問題はもう目の前であるわけですから、一人暮らしとかそういった高齢者世帯の生活安定を図るための対策というのはもう徐々に考えておかなきゃならないと思うわけです。

全国的な数値であれなんですけども、経済産業省の推計では、65歳以上の買い物弱者は700万人、農林水産省では850万人と推計しているわけです。この間の農業新聞あたりを見ておりましたら、65歳以上の買い物弱者は、食料品の購入ができる店、店舗まで直線距離で500メートル以上行かなければならないものの自動車が利用できないと。こういった方々をいわゆる農林水産省は食料品アクセス困難人口と定義づけておるわけですけども、やっぱり15年時点で824万人という数字が出てるわけです。この中で、最も買い物弱者の率が高いのは、全国の都道府県で長崎県が一番なんです。長崎県がトップで34.6%という状況になっておりまして、例えば、午前中ありました人口ビジョンの25年の数値を見てみますと、高齢人口が4,868人なんですね。これが単純に34.6%を掛けますと1,680人にもなるわけですね、買い物弱者がですね。

だから、そういったものについて、先ほど言われた宅配サービスが伸びてるということはあるんでしょうけど、その宅配サービスを受けてらっしゃる地区というのがどういうところがあるのか、そういった状況からしまして、町内の周辺部のみならず、くまなく回れるような移動販売を構築すべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

民間の宅配サービスにおきましても、ある程度、サービスを実施する事業所から何キロ以内というふうな位置設定がされてるみたいですが、町内においては、上地区、中地区、下地区に店がありまして、ある程度、多分恐らく2キロか3キロ以内となっていたはずですが、それを越えてでも何とか対応できますよというふうなことは言われているそうですので、町内全ての地区はカバーできるのかなというふうには思っております。

ただ、先ほど言いましたとおり、移動販売車の巡回につきましても、そこを望まれている高齢者の方も大勢いらっしゃるのではないかとこのように思っております。ですから、そういうことで、いろんな方面から調査・研究しながら、本町として弱者対策になるようなベストなものを構築してまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

宅配サービス、もちろん買い物弱者の対策としては全国的にコミュニティバスとか乗合タクシー、宅配、買い物代行とかあるわけなんですけども、そういう中で消費者側が望んでいるのは、そのときに必要なものを見て買いたいといった調査結果があるわけです。だから、そういうことからして、農水省の統計なんですけども、最近、行政では移動販売の取り組みが増加しているという傾向があるといった結果が出ておりますので、このあたりについてもいわゆる高齢者、身体障害者等の支障を来すものについて、意向も踏まえた取り組みをやっていたきたいと思います。

特に、以前、一部町内でも、町内外から、俗に行商屋さん、魚屋さんとかよく見えてたんですけども、やっぱり経営的な問題あるいはいろんな問題とかで、最近、移動販売の行商屋さんも見かけなくなったとか、あるいは来なくなったとかいうようなこともありますので、こういったものについても、そういった段階で町民の生きていくあれを考えたときに、行政としてどう考えるのが必要だと思うんです。そのあたりについて、もう一回お願いいたします。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほど、移動販売車を待っておられる高齢者もいらっしゃるという方の中には、先ほど議員おっしゃったような、実際に品物を見て楽しみながら買いたいという人もいらっしゃるということがあるようでございます。そこで買い物をすると、周辺の御家庭の方も寄ってきて、

一つのコミュニティもつくれるというふうなことですから、それが実現可能かどうか抜きにして、大変いいことじゃないかというふうに思っております。

ただ、先ほど議員もおっしゃったとおり、以前、巡回車、移動販売車があつて、それがいつのまにか来なくなってしまったというような状況もありますので、そこはどういった経緯でなくなってしまったのか。今現在、その移動販売車をしておられる方が果たしてどこかにいるのかと、需要があるのかというところも調査をしてみる必要があるかとは思いますが。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

この件については、ことしの4月やったですか、町内に配布されたチラシの中で、商工会が窓口ですけども、小規模事業者の持続化補助金というのがありましたよね。こういう中にも移動販売車というのがありますんで、行政がやらないものについては、商工会あるいは関係団体と協議をして、なるべくそういった方向に、特に見守り活動と兼ねた移動販売をやっていかれたらどうかなと思うし、この間新聞を見ておりましたら、地域おこし協力隊を、若者だけでなく老人も含めるといった制度を改正するといった状況もありますんで、同年配の方々が起業されるといったことも一つの手じゃないかなと思いますので、そのあたりについても検討いただきたいと思います。

次に移りたいと思います。時間がありませんので。

先ほどありましたとおり、桜のときには非常に多かったわけです。湯治楼周辺の裏手あたりについても、特に外人さん夫婦も何泊かされて、同じメンバーの方もいらっしゃいましたし、町外の方も多く見えてたということで、非常にいいことであると思います。

ここ数年来、地元住民とかあるいは温泉振興会の関係のメンバーが非常に努力をされて、また、町の支援もあつて、フットライトアップ機能といったものの設置とか、イルミネーションの設置、こういったもので地域を盛り上げておられるわけですけども、こういったことの甲斐があつて、観光客あるいは宿泊客も増えてきていると思うんであります。

先ほどありましたとおり、今年も予定されている遊歩道の路面の舗装とあわせて、俗に波佐見千本桜といったようなことになるように、植栽とかライトアップ等の増設のさらなる支援をしていくべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

おっしゃるとおり、立派な桜があります。立派な遊歩道があります。そして、温泉がありますので、それを活用して、何らかのイベントができないかちゅうのも行政側も考えながら、地域の皆さんと一緒に、よりよい方向性を出せるように、できれば今年度中にも頑張りたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

るる申し上げましたけれども、最後に、町長が今度、立候補されるということでございますので、先ほど冒頭に言いました、児童それから高齢者の交通安全確保といったものについて、町民の安心・安全の確保について、そういった町民を大切にするという政治姿勢をお伺いしながら質問を終わりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

行政の役割というのも、住民の生命、財産を一番大事にしていかなければいかんし、その次には住民の福祉の向上、そういうことのために産業振興、交流人口の拡大というような形の中で、そういう経済活動がそのような住民の安全・安心、福祉のほうにより順調に行けるように配慮をしていきたいというふうに思っております。

○8番（石峰 実君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、8番 石峰実議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時20分から再開します。

午後2時8分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、2番 横山聖代議員。

○2番（横山聖代君）

皆さん、こんにちは。ここ最近、子供を取り巻く痛ましい事件が相次ぎ、何とも言えない

悲しい気持ちとともに、とても歯がゆい気持ちであります。多分、皆さんもそうだと思います。このように何の抵抗もできない子供たちを私たち大人が、親として、地域として、行政として一体となって、絶対、本町ではこのような痛ましい事件を起こさないという気持ちで、そのためには何ができるかをともに考えて行動していけたらなと考えております。

それでは、質問に入ります。

1、児童の登下校の安全対策について。

先月に、隣町で声かけ事案が発生しています。その前には、新潟で小二女児殺害事件が起きていたこともあり、保護者の不安も大きくなっています。小学生及び中学生の登下校の安全対策はどうなっていますか。また、課題はありますか。

2、移住・定住について。

平成29年に本町に来町していただいた観光客、交流人口は111万人を超え、町長が平成13年に立ち上げられたスローガン「来なっせ100万人」を見事達成されました。これもひとえに、官民一体となったさまざまな取り組みの賜物であると思います。しかし、都市部への流出、晩婚化や少子化の影響もあり、一貫して人口の減少傾向が続いています。今後、単独自治体として残っていくためにも、新たな移住・定住策が必要となってきたと考えます。そこで質問します。

1、ホームページで検索する方が情報を漏れなく拾えるように、移住希望者用の専用ページをつくってはどうか。

2、移住者専用のパンフレットを作成してはどうか。あわせてホームページにアップできないか。

3、さらなる転出抑制及び転入促進策として、高校生の通学費の助成や子ども福祉医療費制度を高校生まで拡充できないか。

4、長野県小布施町にある小布施移住サポート会議のような、民間を巻き込んだ移住者支援組織の設立は考えられないか。

5、郷土愛を再認識してもらうため、40歳で2度目の成人式を開催するのはどうか。名づけて、ちょっとださいですけど「成人式バイ」です。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

2番 横山議員の御質問にお答えいたします。

児童・生徒の登下校の安全対策については、教育委員会より答弁があります。

まず、移住・定住について。

平成29年に本町を来町していただいた観光客、交流人口は111万人を超え、町長が平成13年に立ち上げられたスローガン「来なっせ100万人」を見事達成された。これもひとえに、官民一体となったさまざまな取り組みの賜物である。しかし、都市部への流出、晩婚化や少子化の影響もあり、一貫して人口の減少傾向が続いている。今後、単独自治体として残っていくためにも、新たな移住・定住対策が必要となってきた。そこで、ホームページで検索する方が情報を漏れなく拾えるように、移住希望者用の専用ページをつくってはどうかという御質問ですが、急激な人口減少は、地域経済の縮小などにより住民サービスが低下するなど、国、地方が衰退することにつながっていきます。このようなことから、国はもとより本町でも、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少と地域経済の縮小を克服するための取り組みを鋭意進めているところです。特に、人口増加が見込めない現状では、移住・定住対策の強化と充実は重要であるとの認識をしているものであります。

さて、お尋ねの移住希望者用のホームページについてであります。ことしリニューアルした本町のホームページでは、トップページに、「HASAMI LIFE」、波佐見暮らしのバナーを設けており、移住・定住に関する情報をまとめて掲載しています。この中には、空き家バンクや空き工房バンク、定住奨励金制度、お試し住宅、移住者インタビューの動画、長崎移住ナビへのリンク、長崎移住サポートセンターによる就職、転職支援へのリンクなどを網羅しており、一定の情報発信はできているのではないかと思いますので、新たな専用ホームページをつくることについては、現状では考えておりません。ホームページの閲覧者にとって、本当に欲しい情報が検索しやすく、また、その情報が理解しやすいものとなるよう、なお一層、努めてまいりたいと思います。

次に、移住者専用のパンフレットを作成してはどうか、あわせてホームページにアップできないかという御質問ですが、担当課では、都市圏で行わる移住相談会に積極的に参加して新たな移住者の掘り起しに努めているところであり、その際には相談者への参考資料として、本町の基本情報や移住・定住対策を網羅した「波佐見のトリセツ」というリーフレットを作成し、手渡ししています。なお、職員の手づくりによるもので、他市町のように委託を受けた専門会社がつくったような洗練されたものではありませんが、波佐見町を知ってもらふ貴重

な資料であると思います。ただし、移住希望者や相談者にとって、パンフレットやガイドブックは視覚的な効果も期待できることから、他市町のものを参考にしながら、その作成については検討を進めてまいりたいと思います。

次に、3、さらなる転出抑制及び転入促進策として、高校生の通学費の助成及び子ども福祉医療制度を高校生まで拡充できないかとの質問ですが、厳しい財政状況の中で、御指摘の事業の導入や拡充は直ちには考えておりませんが、これからの魅力あるまちづくりには、単にハード面の整備より、いかに住みやすいか、とりわけ少子化社会の中でいかに子育て支援が充実しているかが注目されて、選ばれる要因になっていることと思われます。今後、御意見を参考に、子育て支援策の充実について検討を進めてまいります。

次に、長野県小布施町にある小布施移住サポート会議のような、民間を巻き込んだ移住者支援組織の設立は考えられないかとの御質問ですが、移住者や移住予定者にとって、見ず知らずの土地へ移住することは大きな転換と決心が必要であり、また、移住にとって、仕事と住居は切り離せないものであります。また、移住後の相談先があるということは、非常に心強い存在であろうかと思えます。

議員御紹介の小布施移住サポート会議は、町から委託を受けた移住コーディネーターが、寄せられた移住相談に対して、行政や民間企業、研究機関など小布施町のまちづくりにかわる機関へ連絡調整をとり、総合的に支援していくシステムのようなようです。本町ではそのようなシステムは設けていませんが、担当課職員が移住相談に対して親身になって対応しており、また、空き工房バンクの管理業務を元地域おこし協力隊の隊員に委託しており、その連携調整においては、移住相談も含まれることもあり、その機能は一部果たしているのではないかと思います。ただし、小布施町のように、会議の核となる移住コーディネーターの適任者がいるのかは不明であること、また、県下全市町が加入する長崎移住サポートセンターの機能強化が図られていることなどから、現状ではその設置については考えておりません。今後、そのような気運の盛り上がりや移住コーディネーター適任者が現れてくるようであれば、先進地を参考に、その支援については協力を惜しまないところでございます。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

横山議員の児童・生徒の登下校の安全対策についてお答えをいたします。

先月に隣町で発生した声かけ事案については、自転車に乗っていた小学生低学年女児が上

下とも黒色の服を着た男から抱き下ろされて、車に乗らないかと声をかけられたもので、新潟市で発生した小二女児殺害事件とあわせて、教育委員会としても重大な事件と考えています。

議員お尋ねの本町における登下校時の安全対策、特に小学校における不審者対策については、地域の皆様による安全ボランティア活動やこども110番の家による見守り活動、集団登校や必要に応じた集団下校を実施するとともに、通学路については、民家がない区間等を児童が一人で下校する地区については、下校タクシーを運用しているところです。

一方で、課題としては、全ての通学路を見守ることは現実的に難しく、集団下校でも児童が一人になる区間や時間は生じると思われます。このため、小学生のみならず中学生においても、自分の命は自分で守るとの自衛の意識を持たせる教育も重要と考えています。本町においては、定期的な指導を実施するとともに、小学生には「いかのおすし」という標語を取り入れ、日ごろから不審者対策に力を入れているところです。

今後においても、地域の防犯体制に死角が発生しないよう、PTA、自治会、関係機関と情報共有を図りつつ、地域や保護者の皆様と連携しながら適切に対処したいと思います。

次に、移住・定住について。

郷土愛を再認識してもらうため、40歳で二度目の成人式を開催するのはどうかということについてお答えをいたします。

郷土愛の醸成については、教育委員会としてもさまざまな取り組みで行っており、移住・定住の観点からも重要と考えています。一方、成人式について、本町では二十歳に町主催の成人式を実施しており、その際にふるさと波佐見を再認識してもらい、同窓会設立の支援等を行っています。成人式前後に通学や就職で波佐見を離れる方も多く、そのような方に対して、郷土愛を再認識していただくため、議員御提案の40歳での「成人式バイ」の趣旨には共感するところですが、本町においては波佐見中学校卒業生を中心に、各回生に同窓会が設置されています。ほとんどの同窓会においては、男性の厄入り年40歳時に同窓会を開催し、それを契機に、定期的な開催となっていると聞いております。このため、同窓会において主体的な活動がなされている状況であり、行政が改めて御支援する機会は少ないと思われます。

なお、今後におきましても、一人でも多くの児童・生徒が波佐見町に定着するよう、郷土愛の醸成を図る取り組みを行ってまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

それでは、再質問を1番からしていきたいと思います。

今まで、安全ボランティアの方とか、老人会とか民生員の方に声をかけてもらっての安全ボランティアの方たちが今までしてもらっていたと思うんですけども、確かに登校時の横断歩道のところに地域の方が立っていたりとか、学校近くには学校の先生が毎朝立たれていたりとか、また、そういった安全パトロールの方が登校のときに同行していただいていて、一保護者としていつもありがたく感謝しているところです。

しかしながら、それぞれそういった方々のメンバーの意識もあるし、高齢化っていうのもあるし、難しい面も今後出てくるんじゃないかと思っておりますので、今後、例えば子供見守り隊みたいな、そういった組織を立ち上げてもらって、できれば校區別に子供たちに関して協力していただける方がいろんな団体とか組織から、子供見守り隊、例えばそういったところに協力してもらえるような仕組みをつくると、子供にとっても地域にとっても安心して登下校の環境ができるんじゃないかと思うんですけどいかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

この見守り隊につきましては、平成17年11月末と12月の初めに連続して小一女兒連れ去り殺害事件というのがありまして、これを機会に各学校、各地域、子供たちの通学路、また一人で帰る通学路がないか、それから安全見守りの人たちの協力を得るよというふうな通知がまいりました。ちょうどそのころ私自身が中央小学校の教頭で、最後の教頭として仕事をしているときでしたので今でも覚えております。そこで、波佐見町でも3小学校、その17年度末にそういった人材を集めて、18年度からその見守り隊については、それぞれの小学校で立ち上げております。それが今まだ現在続いているような形です。

それぞれの学校の見守り隊というふうな名称は覚えておりませんが、中央小学校は平成18年度に「おかえり見守り隊」という団体というような形でつくられておりました。そういった形で今現在、老人会とか自治会とか一緒に協力を得ながら、それぞれの学校で一つの見守り隊の組織は立ち上がっております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そういった組織が立ち上がっているってことは、そしたら、そこでボランティアをされて

いる方たちが今もずっとされているって思うんですけど、私も毎朝、集団登校に同行して、いつも朝行って、ボランティアの人と最後歩いて帰るみたいなのを今ずっとしてんですけど、そこで、そこのおじちゃんたちも、「俺も80になったけんね」とか「もう、後期高齢者に入るさ」とか言って、「でも元気になってよかよ」とか、そういったたわいもない話をしながらいつも帰ってるんです。そういうおじさんたちも、自分たちがやめたら次誰になるっちゃろうという不安の声もあられたし、確かにと思って、私もそういったおじさんたちがしてくれているからすごく助かってるからずっと続けてくださいねとは言ってるんですけど、今後そういった方たちがもっと入ってくれるように強化をしていっていただかないといけないと思うんですけど、そういった強化を図っていただきたいんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

小学校、中学校それぞれ学校支援会議という組織があります。小学校は1学期、2学期、3学期、学期に1回会議を行っています。その会議には自治会長、それから老人会長、それから民生委員さん、またPTAの役員さん、そして学校というふうなことで集まって、その会を行っておりますが、特にやはり通学路の問題とかそれから挨拶の問題とかそういったことについて話し合いをしておりますので、そういった通学路見守り隊についても御協力をその際に、各学校、校長のほうからお話をさせてもらっているところです。

東小学校区も私3年間勤めておりましたので、その見守り隊の方とはずっと話をしております、それからずっともう変わっていないというふうな状況で、会議の折にお願いはしているんですがなかなか新しい方が入っていらっしゃらないというふうな部分もあります。

そこで、教育委員会としては、来年度から3小学校1中学校含めた形の地域コミュニティスクールというふうな形で、一つにまとめた形で話し合いができる場を設けようかというふうなことで、今年度、町内校長会の中で提案をして、今年度にそういった形で話を進めていって、来年度から3小学校1中学校、一つのまとめたコミュニティスクールを立ち上げて、その中で波佐見町全体として見守り活動についても考えていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、ちょっと一つ確認なんですけど、こども110番の家っていうのは私もそういっ

た制度は認識しているんですけど、実際どうやってこども110番の家の人を指定して、指定した後の活動というのはどういことをされているのか、確認で教えてもらっていいですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど17年度に起こった事件をもとに、18年度から見守り隊についての組織というふうなことでお話をしましたけれども、この110番の家についても、波佐見町では、多分18年度からスタートしたんじゃないかなというふうに思っております。

その110番の家の旗のお世話をその当時の東小学校の校長先生がしていただいております。その旗についてのお金については、健全育成会のほうから出していただいているというふうな形でやっておりますので、18年度からスタートしていると思うんですが、その110番の家の確認については、各学校の校長、教頭、そしてPTA会長が一緒になって、1年から2年の間に、その旗の取り替えを行いながら、その場所に行って確認をするというふうなことで今現在やっております。あと、教育委員会としても、そういった状況についても、それぞれ3小学校1中学校、校長先生と話をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

済みません、私の質問と少し回答がどうかと思うんですけど。じゃあ、どうやって指定は、まずこども110番の家に、はい、なりたい、私になりたいってなったときに、どうやって指定をしているのかとか、ちょっと回答をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

18年度、私も波佐見町内に勤めていませんでしたので、そのころの校長先生方、PTAのほうから話をされたんじゃないかなというふうに思うんですが、ある程度距離をおいて、一日その家にいらっしゃるところをまず確認をしてからでないかなというふうに思っております。

今現在、商業、店を構えておられるところ、それから生地屋さん、それから窯元さん、そういうところが中心となっておりますので、それぞれの家に一日いらっしゃる場所を確認して、それぞれPTAのほうから、学校のほうから依頼をされているんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、もしまだいろんな事件は起こってはいないんですけど、もし何かそういった声かけ事案とか町内で起きたとして、そういった問題が発生した場合に、こども110番の家とかに入っていました、逃げ込んでいましたときの、そういった問題が起きたときのルールみたいな設定はされているんですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

緊急対応マニュアルというのが学校のほうでは作成をされてるんですが、登下校時の声かけ事案については、正直、各学校に問い合わせをしたら、まだつくってないというふうなところでした。

緊急対応マニュアルにつきましては、事件・事故が発生した場合、学校としてどういうふうに対応していくかというふうなことが中心になっておりますので、学校の中に不審者が入ったりとか、火事が起きたり、Jアラートとか、食物アレルギーが急に出了とかいうようなことで、学校の中での対応についてはそういう緊急マニュアルが作成されております。ただ、それを通学時に緊急な対応があった場合どうすればいいかというふうなことについては、今後、教育委員会として学校のほうに指導をしていくというふうな形をとりたいというふうに思っております。

なお、その緊急対応マニュアルなんですが、各学校に問い合わせをしたところ、昨年度、東彼杵郡内小中学校12校あるんですが、一つの形をつくられております。今年度1年かけて、それぞれの学校の実態に応じた形でまたそれを新しくつくっていくというふうな形をされておりますので、それを見せていただきながら、学校と、それから地域とそして教育委員会がどういうふうにかかわっていけばいいかというふうなことについて、その緊急対応マニュアルについては改めて教育委員会としても見ながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

先ほどの緊急対応マニュアルですかね、この間、新潟の事件を受けて、県の教育委員会から適宜要請をみたいな出てたと思うんですけど、それを受けてのこういった対応ということ

为什么呢。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

それもあります。県のほうから、国のほうから、いろんな事件・事故が発生した場合には通知が参りますので、必ずその通知を教育委員会のほうとして見まして、また、その通知を必ず学校のほうに送って、やっていきますので、先ほど言ったように、東彼杵郡の教頭会、校長会もそれを考えた上での緊急対応マニュアルの作成に至っているというふうに思っておりますので、今後そういったところについても、しっかりと内容を確認しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そしたら、その緊急対応マニュアルの今から見直しとかされるに当たって、この間、新聞で見たんですけど、何か事案が発生しました、でも警察が認知するまでにすごい時間のロスがあるみたいなんですよ。だからこういった対応マニュアルの見直しをとってなってると思うんですけど、今後、そういった不審者対応のところをマニュアルを変えるときは、学校で、あ、これは重大な事件だっていって警察に通報とかじゃなくて、警察にちゃんと認知できるように、そういった仕組みをつくるようにマニュアルづくりをしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

やはり一番心配されるのは保護者の方だというふうに思います。その保護者への通知がいち早くいくようにというふうなことで、今、小学校のほうでは、メール配信を行って、それぞれの保護者の方に、何かあったときに、この間の隣町での発生のときには、そのメールをいち早くそれぞれの小学校で送ってるというふうなところがありましたので、そういったことも含めて、保護者の方に伝えられるようにしていきたいというふうに思っております。

なお、調べたところ、3小学校とも大体90%近くはそのメール配信が受けられるような形をとっておりますので、あと、残り10%ぐらいはもう少し伝えていって、100%できるような形でやっていきたいというふうに思います。

また、それがいかない部分については、学校のほうから、こういった事案がありましたよ

というふうなことで通知を出したり手紙を出したりというふうなこともしておりますので、学校とそれから教育委員会と保護者と地域と一緒に合わせて安全対策についてはしっかりといければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

私もその緊急メール入っているんですけど、確かに来ました。保護者へのそういったメールは来るんですけど、警察との連携もちゃんと深めていくようなマニュアルの変更をよろしくお願いしたいと思うんですけど、そちらのほうは。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど言いましたように、緊急マニュアルの中にそういった施設、機関との連携も含めて教育委員会、学校そして警察署含めた形の連携がとれるような形のマニュアルというのをしっかりと私のほうでも見ていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そうですね。何かが起きてから何かをし出すんじゃなくて、何かが起きる前というか、何かが起きる前に関係機関と地域の連携の強化を図っていただいて、ともに子供たちを見守っていきましょうというような意識の高揚を安寿しといて次に行きます。

そうしたら、次、2番にいきます。

先ほど、答弁で町長も交流人口を定住人口につなげていかなければいけないみたいなことを言われていましたけれども、私もそう思っております。

そしたら、移住したい人のことを考えて、移住したい人って、まず町のホームページを見ると思うんですけど、私もリニューアルされたあとのホームページを見せてもらって、移住・定住のところをクリックとかして見てたんですけど、なかなか欲しい情報にたどりつくまでにたくさんページを開かないといけなかったんで、そしたら調べる段階で面倒くさいなと思って諦める人だっていると思うんですよね。

先ほど、答弁でまだまだ運用が始まったばかりやっけんが、今後研究していくと言われていましたので、まだまだ見づらいところもありますから、そういったホームページの訂正とか更新をかけるときに、移住者専用のページを、何ページっちゃ開かないといけないから、

ワンクリックで見れるような移住者専用のページをつくれればいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

町のトップページを開いていただくと、先ほど町長言いましたように、「HASAMI LIFE」というバナーを貼っておりまして、そこをワンクリックしていただけるといろいろな、先ほど町長が申した制度、要綱等を網羅してのぞけるようになってるんですけど、そこはごらんいただけたんでしょうか。

いや、済みません。なってるんですよ。申しわけございません。ワンクリックで多分そこ開けますので、ぜひ確認をしていただければというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

済みません、そのページはちょっと見てなかったんですけど、なかなか、移住・定住というところがあるから、そこをクリックしていくかなと思ったりして。

それはよいとして、そしたら、移住を決めるに当たって、移住するまでの何かしらの過程とかじゃなくて、移住してからのことが気になると思うんですけど、例えば、子供ば育ててる家庭やったら、近くに学校があるかなとか、そういった子育て環境のことだったりとか、そういった仕事のこととか交通のこととか、住んでからのことが気になると思うんですけど、先ほども言ったんですけど、欲しい情報にたどり着くまでに何ページっちゃ開かないといけないと。だから、移住・定住のページをクリックしたときに、そういった住んでからのことがわかるような制度とか書いてあるようなところが、その一つのページで情報が見れたほうがいいと思うんですけど、そこはどうですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

恐らく、先ほど申しました「HASAMI LIFE」というバナーが意外と移住・定住者の方にとっては探しにくい表現になっているのかなと。もっと簡単に、波佐見町の移住・定住方策についてとかいうふうに、わかりやすい表現に変えた方がいいのかなというふうに思いますので、そこは十分に検討させていただきたいと思います。

その中を開いていただきますと、住まいの情報だとか買い物情報だとか医療・介護情報、

教育施設、そういったものをずっと並べて情報が見れるようにはしてるつもりでございますので、いま一度、確認をいただければと思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

今度、確認しときます。

でも、そういった情報があるとやったら、そればガイドブックにして、観光客の人とかに手渡したりするのもいいかなって思うんですけど、さっき町長の答弁で、波佐見のトリセツは配りよるって言われてたじゃないですか。そういうのも、移住者用の移住・定住のところのホームページにアップすればいいんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、職員がつくった簡易なものですので、載せるのかどうかちょっと、載せたほうがいいようであれば載せますけども、同じ情報を二重に計上してしまうことも考えられますので、そういったパンフレットは、隣の川棚町を見ますと、ホームページでも移住・定住の専用ページを設けてるようでございます。それから、専用のガイドブックですか、これらもつくっているようでございますので、そういったものを参考にしながら、非常に視覚的効果も高いと思われるものであれば、その作成については十分検討して、また、作成した暁には、ホームページの中にPDFファイルあたりで搭載しまして、閲覧者が見やすい状況をつくりだしていきたいというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

確かに、PDFをアップするの好きだからお願いします。

次、行きます。

医療費補助のことなんですけど、医療費補助も中学生までで、児童手当とかも中学生まで。そしたら、高校生になったら一気に負担が増えてしまうじゃないですか。そしたら、波佐見は不便だし、遠いところに高校に行かんばってなったら、じゃあ近くのところに引っ越そうかとなると思うとですよ。なので、高校生を持つ保護者の経済的負担の軽減までする町となれば、ますます魅力ある町となって、今、ただでさえ、元気な町とかおしゃれな町ねとフェーチャーされてるんだから、そういうところにまで力を入れていけば、魅力ある町となるの

じゃないですかね。なので、移住するメリットの一つになってくると思うんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの子ども医療費制度のことで御質問がありましたけれども、確かに現在は中学校卒業までが一応対象となっておりまして、高校生までの対象拡大は、現在、予定はしておりませんでしたけれども、県内の状況を見ても、27市町ある中で、高校生を対象にしている市町は松浦市だけなんです。そういった状況もあって、ほかはうちと同じく中学生までというふうな状況でありますけれども、確かに議員おっしゃるように、ほかと足並みをそろえると言いますか、横並びではなかなか波佐見町で生活したいと思われる方も少ないかと思うので、魅力あるまちづくりのためには、子ども医療費の高校生までの拡大というところの部分については、他市町に先んじて行う必要もあるだろうというふうに思っております。しかし、これは町単独の予算が必要になってきますので、そこは財政と協議しながら、前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

前向きな検討をお願いして、次に。

そしたら、次が4番、小布施町のところ。民間の方々のさまざまな取り組みを続けて来られて、そして行政のサポートのもと、交流人口も100万人をはるかに突破して、いろんなところで化学変化が起きてきています。そしたら、次なるステージは移住・定住と私も考えています。町長も先ほど答弁で言われてたので、そうだと思います。だから、波佐見に住みたいとか移住された方、定住されている方が住み続けたいと考えている方々を全力でサポートすることが、今後大きな課題になってきていると考えています。

そうしたときに、今、観光に関しては関係者が協議する場がつくられていますよね。これに倣って、移住をこれから考える人たちに必要な情報が集まるような関係者が会する会議があれば、これから移住をしたいと考える人に必要な情報を与えられるような形になるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おっしゃるとおり、移住者にとっては仕事がまず必要でございましょうし、それから住まいが必要になってきます。それから、当然、子供さんがいたら子育ての環境といったものが必要になってまいりますので、それぞれの機関がそれぞれの情報を出し合いながら、どういった方が対応可能なのかというふうな協議の場所は必要かと思えますけれども、今の段階においては、相談に直接、役場の窓口にお見えになった場合については、答弁しましたように、職員がそれぞれの機関に連絡調整をとりながら、小布施町で言う移住コーディネーター的な役割を担いながら、現在のところは調整をとっておりますので、今のところ、それである程度のサポートはできているのかなと。

ただし、完全なサポートまでは至っておりませんので、今後そういった気運の盛り上がりができたら、いろいろ組織立ったものができればいいのかなとは思いますが、いろいろ組織ばかりできて、協議の場ばかりがあると、なかなか前に進まない状況がございますので、一歩でも早く進むためには、機動性、機敏性が必要ですので、その点を今、担当者がカバーしているのではないかなというふうには思います。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

確かにそういった会議ばかりだったら、そうなるかもしれないなとは思いました。

そしたら、そういった移住コーディネーターのような人が見つければ、また気運が高まってくれば、移住・定住にどんどん力を入れていただいて、頑張っていただきたいと思います。

そしたら、次「成人式バイ」にいくんですけど、決してふざけてつけた名前じゃなくて、何で「成人式バイ」ってしたかっていうと、40歳というのは社会的に責任ある仕事だったり地位についていらっしゃる方もいると思うんですよね。そしたら、その「成人式バイ」で久々会ったときに、仕事の話とかして、もしかしたら都市部との仕事の縁ができるかもしれんし、それとまた、「成人式バイ」で会って、誰か一人が波佐見にもう帰ってきとったってなったときに、あんたも帰ってきとうけん、俺も帰ってきゆかねとか、そうなるかもしれんし、また、40歳でいろいろあって独身の方もいらっしゃると思うんですけど、そういった独身同士ってということで話が盛り上がって、そこで愛の一つや二つ芽生えるかもしれんじやなかですか。

確かに40歳でそういった契機に同窓会をされているって言われたんですけど、そういうものの支援とか、それを盛大に盛り上げて、波佐見ってそがんともしよらすったいみたいな、そ

ういうところで支援ができたらいんじゃないかなと。40歳っていろんな縁があるお年ごろだと思うんで、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

私自身、波佐見に生まれ育って間もなく62年になるんですが、いろんな人たちとの出会いというのはその年その年で本当に元気になるような出会いもあるし、わあ久しぶりねというふうなことで、大変すばらしいことだというふうに思うんですが、教育委員会、町主催してそういった大きな行事を立ち上げるというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

特に、そういった成人式については1月の開催になるかなというふうに思うんですが、1月の場合は、1月3日に二十歳の成人式を行っております。その後、町の一周駅伝が1月半ばに入ります。その後は、生涯学習のつどいというふうなことで、町の行事として大変1月は盛んに行われておりますし、また、60歳の還暦の祝いというのも大体1月の最後の日曜日ぐらいに波佐見町は行っております。ですから、そういったいろんな行事がある中に、新たにまた行事を取り扱うというのは、教育委員会の中だけでは大変難しい部分があるのかなというふうに思っております。

なお、先ほど言いましたように、40歳での厄入りの会がありますので、その後は大体同窓会が中心になって、3年越しとか4年越しにまたずっと同窓会を行われている学年もありますので、そういったところの出会いというのを大事にしながら、波佐見町としてはこれまでやってきているところです。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

私はこの「成人式バイ」は8月の盆がいいんじゃないかなと思ってたんですけど、やっぱ8月は盆で帰ってくるじゃないですか、初盆の人もおったりとか、正月帰って来れんやっただけんとか、それは無理やったらなかなか強制的にとは言えんとですけど、それでも、そういった個人間で同窓会をされているとなったときに、遠くからいらっしやったりとかされるんで、そういうところの費用の補助とかしたりすれば、どんな形でもよかとですよ。場所が波佐見じゃなくても、東京とかで何じゃいさすときとかでも、そういった何かしら補助とか支援ばしたら、ありや、波佐見によかことしてもらったねと思って、ふるさと納税の貢献にも

なるんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう前向きに考えてる人ばかりいたら、大変すばらしいですけど、何のため町の税金ば使うとかと、民間でできることは民間でしなさいと。そして、もっと公にそういう貴重な財源は使ってくださいと声が大きいいんじゃないかと。そして、年代によって違うんです。温度差があるんです。去年して、ことしはせんっていうわけですよ、行政がするときは。だから、自分たちでできるとは自分たちでやるというのが一番いいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 横山議員。

○2番（横山聖代君）

そうですね。そう思ったんですけど、何か企画を考えたいなと思って、ちょっと提案して見ました。今、交流人口が上がったんで、今度、移住・定住に力を入れていくってことなので、私もいろんなところで、女性目線とか親目線とかで、私も提案していけたらなと思います。一緒に移住・定住人口を1万6,000を目指してるって言われましたよね。私も、波佐見て八、三、三って書くじゃないですか。それば、倍にしたら1,666ですよ。1,666人増やすように頑張っていきましょう。

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、2番 横山聖代議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。3時25分から再開します。

午後3時9分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、6番 百武辰美議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、1番目は町道の維持についてであります。

波佐見町は、佐賀県との県境に位置し、主要地方道2路線と一般県道4路線の計6路線の県道があります。それに接続する町道も多く存在し、これからの維持管理には多額の経費がかかると思われます。道路維持に関して、次の事項を質問をいたします。

1番目、折敷瀬郷から湯無田郷までの町道波佐見縦貫線は県の事業で整備されました。経年劣化による路面の傷みが進行しており、今後の通行に支障が来すものと思われます。改修工事の計画はしていच्छるのか。また、どの程度の工事費になるのかお尋ねをいたします。

2番目、例年、道路維持に充てられる予算は限られており、工事箇所の優先順位については、ある程度開示し、改修がおくれる地域の皆さんに御理解をいただく必要があるのではないかとことを御質問いたします。

大きな2番目ですが、職員の待遇についてでございます。

本年4月25日に、東洋経済オンラインで、最新公務員年収ランキングワースト500という記事が配信されました。総務省の平成28年地方公務員給与の実態に基づいたもので、波佐見町の職員給与の年収ランキングはワースト75位で、全国1,788団体の中でかなり下位に位置しているようでございます。職員の待遇について次の事項を質問をいたします。

1、波佐見町の職員の年収は、周辺他の自治体と比べてどの程度低いのかお尋ねをいたします。

2、諸手当にはどんなものがあるのかお尋ねをいたします。

3、これからの優秀な人材獲得のため、また、現在、勤務している職員の士気向上のためにも、今以上の待遇改善が急務ではないかと思われます。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

6番 百武議員の御質問にお答えいたします。

1、町道の維持について。

波佐見町は、主要地方道、一般県道、計6路線の県道がある。それに接続する町道も多くあり、今後、維持管理には多額の経費がかかると思われる。その中で、折敷瀬郷から湯無田郷までの町道波佐見縦貫線は、県の事業で整備され、経年劣化による路面の劣化が進行して

いて、今後の通行に支障が来すものと思われる。改修工事の計画はしているのか、また、どの程度の工事費になるのか。

次に、例年、道路維持に充てられる予算は限られており、工事箇所の優先順位については、ある程度開示し、改修がおくれる地域の皆さんに御理解をいただく必要があるのではないかとこの御質問ですが、波佐見縦貫線は、平成元年12月に都市計画道路として、稗木場郷の村木入り口から小樽郷の御堂交差点までの延長5,530メートルを決定し、整備が進められてきました。

このうち、長崎県が整備した県道波佐見有田線に接する村木交差点から湯無田郷の上内海交差点までの路線のうち、折敷瀬郷横枕交差点から湯無田郷の上内海交差点までの約2,200メートル区間については、平成18年に県から引き継ぎを受け、町道として認定しているものです。

平成8年度に舗装され開通した横枕交差点から東小学校前の館交差点までの約1,300メートル区間については、既に22年近くが経過しており、議員御指摘のとおり、経年による劣化が進んでおり、改良が必要となっています。仮にこの区間を1工区とした場合、概算事業費を4,750万円と試算しています。館交差点から上内海交差点までの区間、仮に2工区ですが、約900メートルあります。この2工区につきましては、平成12年度から17年度にかけて舗装工事が行われていて、1工区と比較した場合、それほど劣化は進んでいませんが、当然、近い将来、舗装改良が必要な区間となります。2工区の現時点での概算事業費は約3,120万と試算しています。

このように、1工区と2工区合わせて全体を整備するには、概算事業費で7,870万円の予算が必要になります。今後は、限られた道路事業予算の中で、大幅な進捗は望めないのが実情であります。中期的な年次計画を立てて、舗装改良を行っていきたいと考えています。

また、そのほかの町道においても、優先順位をつけて、それを開示し、後回しになるところについては理解を求めていく必要があるのではないかとこのことですが、道路の整備計画については、進行実施計画の中で、ある一定額の予算を確保しながら優先順位をつけ、計画しているところですが、毎年の財政状況を考慮して、ローリング式に見直しを行っている状況なので、計画どおり実施できるか不確定な部分があり、開示できないのが実情であります。

なお、地元からの要望があった場合、実施時期がほぼ確定的な場合に限り、その旨回答しています。

次に、職員の待遇について。

4月25日、東洋経済オンラインで、最新公務員年収ランキングワースト500という記事が配信されている。総務省平成28年地方公務員給与の実態に基づいたもので、波佐見町の職員給与の年収ランキングはワースト75位で、全国1,778団体の中でかなり下位に位置しているようだ。職員の待遇について次の事項を質問する。

波佐見町の職員の年収は、他の自治体と比べてどの程度低いのかという御質問ですが、今回、比較のデータとされている給与実態調査の平均給与については、注意書きにもあるとおり、各自治体の平均年齢に左右されるようです。本町の場合、年齢構成が少し若くなっており、37.7歳となっています。ワーストランキングに入っている団体を見ると、平均年齢が若い団体が多い傾向にあるようで、本町においても、平均年齢が上がれば少し上位にランクされるものと思います。また、時間外勤務手当や地域手当、扶養手当なども含まれるようで、都会に近いところや地方の団体など、地域性にも幾分影響があるようです。

他の自治体と比較し、どの程度の差があるのかは、ラスパイレス指数の算出に用いるデータで試算した場合、近隣の町との比較では、大学卒業、勤続年数15年から20年の職員で、月額3,000円から7,000円程度低いのではないかと見込まれます。

諸手当にはどんなものがあるのかという御質問ですが、本町の職員に適用している諸手当は、扶養手当、管理職手当、時間外勤務手当、住居手当、児童手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、管理職員特別勤務手当となっています。

これからの優秀な人材獲得のため、また、現在勤務している職員の士気向上のためにも、今以上の待遇改善が急務ではないかという御質問ですが、近年は民間企業の好調さから、公務員を志望する優秀な人材が少なくなっていると言われていたのですが、本町においては、何とか人材の確保はクリアできていると考えています。議員お説のとおり、待遇改善すれば、さらに優秀な人材確保や職員の士気も上がる効果は相応にあるのかもしれませんが、現在は低い平均年齢でも、年数が経過すれば逆に高くなって、人件費の負担が大きくなる可能性もありますので、将来を見据えた考えも必要だと思っています。

ラスパイレス指数も平成19年以降、96から97.6までの間で大きな変動もなく推移しており、今後もこの状況を保っていくのがベターと考えています。御提言は非常にありがたいと思っておりますが、町としましては、最少の経費で最大の効果ということを基本にしており、財政事情等も考慮しながら、職員の処遇にも配慮しているところです。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、関連質問を進めさせていただきます。

まず、大きな1、町道の維持についてでございますが、県道が6路線あると質問の中にも書いてありますが、確認のために、この県道の6路線をお知らせをいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

町内を通っております主要地方道、県道の件ですけれども、主要地方道が2路線、一般県道が4路線ということで、主要地方道については、主要地方道佐世保嬉野線、県道1号線がありますけれども、これが町内を約13キロほど通っております。それから、同じく主要地方道川棚有田線につきましては、県道4号線であります、これが町内を約11キロ通っております。

それから、一般県道については、県道102号線の塩田波佐見線、県道104号線の波佐見山内線、県道107号線の稗木場有田線、それから県道222号線の平瀬佐世保線の計6路線ということに、一般県道4路線と合わせて6路線というふうになっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

続けますが、それらに接続している町道、数多いと思いますので、今現在、何路線あるかで結構です。数をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

町道でございますけれども、一般町道で20路線、2級町道22路線、それから一般町道につきましては、3月に認定した6路線を追加しますと272路線となりまして、合わせて314路線となっております。違っておりましたかね。申しわけありません。1級町道20路線ですね。2級町道22路線、一般町道が272路線で、合わせて314路線というふうになっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

かなり多くの町道が、県道もありますですね。県境であるということで、整備は県でしていただけますから、非常にありがたいと思いますが、波佐見縦貫線のことについて入ります

が、見たところによると、ここにおられる職員の方で毎日通られる方はそう多くないとは思いますが、僕は毎日通るんですね、役場に来るにもそう、町に来るにもそうですが。去年ぐらいから非常に気になって、ハンドルをとられそうになることもあるし、おりてみれば非常に亀裂が入って、これはいつ事故が起きてもおかしくないなと思っておりました。

そこで、あそこは当然、県で工事をしていただくのは僕も業者の一人ですからわかりますが、どうして県道にならなくて町に移管されたのか、その経緯をちょっと教えていただければと思いますが。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

議員おっしゃるように、この路線につきましては、都市計画道路として計画をされまして、当時、町としては整備がなかなか財源的にもできないというようなことで、長崎県が街路事業で整備した道路でございます。そして、これと並行して、現在、県道が走ってるということで、基本的には、県道を並行して認定をするというようなことは県としても依然ないというようなことで、平成8年に折敷瀬の横枕から館までが供用開始をされたわけですけども、その際に町に引き継がれたものでございますけども、その理由云々等についての申し合わせ云々についての書類を確認することはできませんでした。県としても、4路線に対してのまだ歩道の整備とかいろんな改良もやっておりますので、そういった状況もあろうかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

多分そういうお答えだろうと思いますが、じゃあ、質問を変えますが、僕も仕事柄、同じ路線が並行して走ることはずないだろうと思ったんですが、ところが今現在、村木の新しい道がありますよね。キャノンから村木の稗木場有田線に通じる道ですね。あそこは現在道路の線名的にいけば、佐世保嬉野線ということで処理をされております。ということは、並行して走っておりますが、この件については何か県から説明がありましたか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

これにつきましては、今おっしゃるとおり、この路線も波佐見縦貫線の一部、都市計画道路でいけば、稗木場の村木入り口から湯無田御堂の手前のところ、そこまでが波佐見縦貫

線として都市計画決定をされた道路であります。

今、議員がおっしゃった県営工業団地テクノパークのところから村木のところまで、今、整備されておりますのは、そこからが佐世保嬉野線として認定されております。ここが都市計画道路ではなく、道路が整備されたもとの理由としては、テクノパークですね、県営の工業団地が整備されましたけれども、その後、建設の途中の段階で、第2取付道路が必要に、企業が求めて必要になったということがございます。その関係で、今の佐世保嬉野線、村木に通じる道が整備をせざるを得ないと言いますか、するような形になったわけです。そうすると、都市計画事業としての整備ではなく、県の内部での判断として、道路事業として整備をするということになったというふうに聞いております。その関係で、現在のところは県道として認定をされているというふうに聞いております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

僕はよく理解できなかったんですが、そういう回答だったんでしょう。ということで、僕が言いたいのは、どういう理由にしろ、並行で走る県道は可能ということでもありますから、今の波佐見縦貫線、維持経費にもかなり経費がかかろうかと思っておりますので、一度、県のほうに、同じような扱い、主要地方道ですから――。僕もよくわかるんですが、ほとんど大型は旧道を通らんで新道を通ります。キヤノンの人も、佐賀の方も全部こっちの新道、縦貫線を通ってきますから、ほとんど主要地方道と言っても過言ではないような役割をしておりますので、一度、県のほうに、そういう扱いにしていだけないかっていう、僕はお願いをしてもいいのではないかと思います、そういう考えはいかがでしょう。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

議員おっしゃるように、当然、県が今後の維持管理をする形になってもらえれば、町としては望ましいというふうに思いますし、町の経費節減という形にはなろうかと思えます。仮に、県のほうにも担当者のレベルでございましたけれども、そんなお話をちょっとしてみたところでございますが、先ほど理解を示していただいたように、並行しての路線というのは難しいというふうなこと。

仮に、今の縦貫線を県道として今後の維持管理をお願いしますとなった場合には、今の佐世保嬉野線の村木のところもそうっております。飛瀬のところから横枕交差点までは県道

川棚有田線という形になっております。そうすると、岩崎のところの部分から上内海の籠原のところが今現在の佐世保嬉野線、県道1号線となっておりますので、そういったことから考えますと、縦貫線は県で管理するということになれば、じゃあそこは町道という形でしょういいですかというふうな話になる可能性もあるだろうというふうなお話ですので、その辺でちょっともどかしい部分もあるんじゃないかなというふうに。まだまだ今の佐世保嬉野線も整備が必要な部分がかかなりございますので、そういったところで駆け引きといいますか、そういったものも出てくるんじゃないかなと思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

難しい話でしょうけど、経費のかかることで、時間も余りないんですよね。本当に危ないですから、一度通られて、歩かれてみてもかなりわかると思いますが、道路管理者として、事故が起こってからでは非常に痛い立場になりますんで、町でされるなら早く計画を立てて、応急的なところも、例えば、川棚有田線、佐賀県側でしたが、緊急に、何のときでしたっけ、五、六年前、ブローンといって石油系で割れ目をずっと充填するっていうふうな手法もやられてましたんで、あれは本当に緊急的だったのかなと思いますけど、そういう手法もされたほうが、本当に荒れとりますんで、もう一回御確認をされて、何らかの処置をされたほうがいいと思います。お願いをして、この質問は終わりたいと思いますが。

もう一件ですが、ごめんなさい、済みません。最近、町道に関して、町道認定が非常に去年から多うございました。これは、今までしてなかった部分もありますし、住宅団地の町道への移管ということでもありましたが、私は住宅団地に関しましては、もうこれからの時代、自分で管理するっていう観点からいけば、その住宅団地の方が管理をするのが、そういう手法もあっていいんじゃないか——財政厳しくなりますから——と思いますが、そういう町道認定要件の見直しとかを行った方がもういい時期かなと思いますが、それについてはいかがですか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

議員おっしゃるように、町道の認定につきましては、さきの議会の折にも6路線の認定をしていただきました。その前にも、2年ほど前に7路線の認定ということで、主に新たに開発された区域内の住宅団地の道路の認定というのが多かったというふうに思っております。

ただ、現在の基準が、幅員が4メートル以上、それから、認定道路に接続することとか、あと、産業経済に寄与すること、それとか、生活道路として利用されてるといようなことでございます。基本的には、そういった形で地元の方にきちんとした管理をしてもらえればいいんでしょうけども、今の時代ではなかなか難しい部分もございますので、住民の生活福祉の向上と言いますか、そういった部分からこの基準については当面、維持をしていこうというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

関連質問を進めますが、続いて、2番の職員の待遇についてに入ります。

実は、数値の部分がありましたんで、議長の許可を得て、質問の趣旨がよくわかるように皆さんに参考資料をお配りをさせていただいております。

その参考資料の説明ですが、参考資料1は、年収ランキングに使用された総務省平成28年地方公務員給与の実態により、県内8町のデータをまとめたものです。参考資料2は、手当の中の扱いを各町ホームページを開いて例規から拾っております。まあ、間違いがないとも限りませんが、間違いのないものとして進めさせていただきますんで、御理解をお願いいたします。

それでは、先ほど町長のほうから、3,000円から7,000円程度の開きがあるっていうことでお示しをいただきました。調べてみてわかるんですが、給料表は東彼3町全て同じです。それと、スタートもほぼ同じ学歴なら一緒のところですが、参考資料1にありますように、もちろん平均年齢が違いますから給料額は上がってきますが、例えば、どうして開きが3,000円から7,000円発生するのかわかんないですが、その昇給のシステムとかにあるのかどうかようわかりませんが、どうしてこの差が出てくるのかお伝えをいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、その差額が発生する内容について御説明をいたします。

御指摘のとおり、初任給の格付そのものは3町ともほとんど同じになっているようです。どこで差が生じるかというのは、昇給なり昇格の運用の違いがあると、一言で言えばそこになります。

少し具体的にお話をしますと、昇給あるいは昇格をする際の運用のやり方には、条例の中

に等級別基準職務表というのがあります。これは、補職、いわゆる主事、主査、係長、課長、そういった職名に応じて、責任の度合いに応じて、格付が何級ですよという格付になされます。各町に違いが出てるのは、昇給の幅は恐らく4号ですから、通常の普通昇給であれば1回の昇給で4号上がりますからほとんど変わらないと思いますが、変わっているとするならば、昇格のときに何級の何号から次のもう一つ上の級の何号にいくかという、その格付のやり方、あるいは職員の年齢構成でも違いがあると思いますけれども、若い人が多かったり、あるいは上の人が少ない場合については、若い人が早く昇格をするということがあると思います。そういうときにも違いが出てくる可能性があると思いますので、違いが出てくるとすれば、そういった運用の方法が違っているということになると思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

資料1をごらんいただきたいと思いますが、もちろん平均年齢が違うという前提ですから、平均年齢が書いております。波佐見町が37.7歳、東彼杵町が40.3歳、東彼3町だけいきましよう、川棚町が39.8歳。仮に、37.7歳の波佐見町の職員が、川棚でもいいですが39.8歳、1.1歳ぐらい上がったときにこの給料になりますか、30万3,000円になりますか、なりませんか、どのくらいになりますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

ここでは、波佐見町は平均年齢が37.7歳と、彼杵、川棚で40.3と39.8ですから、年齢差でいきますと2.6歳ぐらいの違いがあります。2.6歳と言えば2年半ぐらい違うわけですがけれども、この波佐見町の37.7が彼杵、川棚と同じような年齢になった場合について、少し平均的なところで試算をしたんですけれども、定期昇給が大体4号上がれば、3級とか4級ぐらいの、いわゆる平均15年から20年ぐらい勤めた職員であれば、4号の昇給で大体7,000円とか6,600円とか大体そのぐらいの昇給の幅になりますので、2.6歳違えば、1万5,000円ぐらい、もうちょっと上がる可能性もありますので、大体同じぐらいになるか、もしくは少し低いぐらいになるかなという、そのぐらいの数字になるかと思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

もう少し伺いますが、その前に、この年収ランキングの概要をお伝えをいたしときま

すが、対象は1,778団体全部です。それで、ここにある数字は全職員の平均を出されており
ます。一般職もありますし、一般職の中にも行政職という区分、分け方ありますが、ここで
は全職員のことが載っております。それで、ちなみにですが、全自治体の平均年収は584万
円ですから、長崎県で言いますと、長与町あたりの収入が、もちろん平均年齢もありますが、
平均的な年収だということで頭において議論を進めさせていただきます。

ちなみにトップ、ワーストありますから、ちなみにこんなもんだということだけで結構で
すから。ちなみにトップは熊本市の790万円、あとは竹田市、八代市と、九州は結構高いほ
うですね。それから、町村で一番高いところ、ここも熊本です。全国で市もかたせていけば、
市、県あわせて13位ですが、ここはなんと38.7歳で717万3,700円っていう年収ですね。どう
してこうなるのかよくそこは調べておりませんが、2番目が総合ランクで45位の根室町、北
海道ですかね。ここで695万円、平均年齢42.2歳です。各町、いろいろ運用の仕方がありま
すから、これがどうということじゃないんです。ただ、こういうことなんですということで紹介
だけです。

ちなみに、ワースト75って我々は言いましたが、ワースト1は東京都の青ヶ島村という、
多分離島でしょう。ここは385万ですが、人口が170人ほどの村です。2番目が栗島浦村、こ
れ新潟だそうです。ここが418万円、ここも360人ぐらいの町ですので、小規模なところが、
離島が多いような解説がしてありましたんで、そういうところを頭に入れて次に進めさせて
いただきます。

昇給の件ですが、先ほど、念頭にも合併が破綻したときの説明も、こういうふうな歳出削
減策をしたということがありましたが、その中に、人件費の削減の中に、一般職員の中で期
末手当の定率削減、それから普通昇給休止という項目が挙がっていましたが、これは本当
に実際に普通昇給をされたのか、またされたとしたら、その分の影響も今の給料にはね返っ
ているのかというところだけをお伺いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

当時の、恐らく合併協議の中での財政計画あたりをつくる際のそういった文言で挙がった
のだろーと思いますけれども、その後、合併協議は破綻をいたしました。普通昇給の休止は
実施されておきませんので、その影響はありません。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

ありがとうございます。

続けます。それでは、具体的に、ここを見てもraitたいんですが、ここの中でおかしいなと思ったことはありませんか。実は、公開データですからいいでしょうが、東彼杵町の時間外手当、この年は抜けてるんでおかしいなと思って過去4年間調べてみましたが、何でこの年だけ抜けているのかわかりませんが、29年4月1日ももう発表されておりますんで、そのときは、ここはちゃんと3万2,800円あげておりますから、そうするとますます差が東彼杵と増えて、年齢の差は別として、29年4月が波佐見町が505万9,000円ぐらいです。彼杵町が572万4,000円、川棚が555万6,000円と、彼杵が一番高くなっております。ここは多分去年が彼杵が手当を本当にあげなかったか、果たしてどういう事情があったのかわかりませんが、ということでございます。

資料を見てみてもわかりますように、手当の取り扱い方はほとんどどの市町村でも一緒なんですけど、かなり違うところが一つあります。それは、管理職手当にございます。まず質問ですが、本町における管理職とは、どのような立場の人で、何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

本町の場合の管理職は、課長、局長、教育次長、給食センター所長が管理職と呼ばれる職員でありまして、合計13名おります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それでは、具体的内容に入らせていただきますが、この管理職手当を見ていただければわかると思うんですが、長与町、時津町は月額6万2,300円、川棚町が4万2,000円、佐々町が4万1,140円、これ月額ですね。あとは、給与月額の扱いにしているのが、東彼杵町の100分の10、波佐見が100分の8です。新上五島町が100分の6ということで挙がっておりますが、小値賀町は申しわけない、例規集がホームページに載ってませんので挙げてませんが、この100分の8とありますが、管理職1人当たりどのくらいの金額になられるのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

現在の先ほど申し上げた13名の管理職員おりますけれども、その管理職員の基本給料で算出をすれば、最高で3万2,368円、最低で3万536円です。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それから、比較にしたらちょっと申しわけないんですが、例えば、そのぐらいの年代の方が残業をしたとします。時間外は1時間当たりどの程度になりますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほどの管理職員の基本給で算出をしますと、一定の率というか計算式がありますので、それでいきますと2,540円。1時間当たり2,540円ですが、時間外勤務手当ですので、それが通常の1.25、25%アップの部分でいくと、3,176円ということになります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

管理職手当は、本来どういう扱いかというのと、職務の重さに対する対価としてもらうのが管理職手当でございます。世の中には、管理職二つのパターンがあると言われておりますが、一つは今言った重責の重さに対する対価として管理職手当をもらう管理監督者、2番目は、民間にこれは多いんですが、残業の対価として管理職手当をもらう、名ばかり管理職という言い方非常に失礼ですが、書いてありましたんでそのまま言いますが、本町の管理職は一番、二番どちらでございましょう。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

もちろん一番のほうでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

それならば、あくまでもこの管理職手当というのは時間外に比べるものではないという前提でお話をいたしますが、今、聞きますと、時間当たり、時間外をしたら3,100何某、管理職手当が3万500円から3万2,300円ということは、時間当たり10時間ですよ。比べたら申しわけないんですが、余りにも低いのかなっていうふうな感じは否めません。ざっと計算して、ざっと見渡しても最低1日1時間程度はやられてるんでしょう、最低。20日ですから、

3,000円掛けると、長与町6万2,300円というのがやぶさか、的を外れた金額じゃないのかなという感じはいたします。

それで、質問は、そういうことですから、仮に課長になった場合、係長、残業していたときよりも収入は減るということが実際にあり得ると思うんですが、あり得ますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

係長も残業のしようだと思いますが、係長が相応の残業をすれば、時間外勤務手当は当然増えますから、それよりも下回るということはあると思いますが、係長が残業を一切しないということになれば、管理職手当相当分がそのまま多くなるということになります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

現実的には、残業しない係長というのはいないだろうという前提ですから、今の質問を続けますと、管理職手当は定額、僕は、給与月額は何分の何というやり方もどうなのかな、そして課長によって手当が違うのかなということもありますし、金額自体がもう少し考えてあげないと、これから若いもんが管理職に登用される可能性が高いですから、ぜひこの辺の管理職手当の早急な見直しが必要だと思いますが、町長、いかがお考えですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

本町の職員の給与なり、あるいは管理職手当がちょっと低いというような御指摘でございますが、これはさかのぼればずっと前から、町の産業構造とも関連してくるんですけれども、ずっと以前から隣町とすれば相当の開きがあったということで、今現在に至っておるわけです。それと、管理職手当も一番高いときは12%ありました。10%、そして今8%ですね。

これは、町長が答弁に申しましたように、2回にわたる大きな行政改革をする中で、管理職手当を削減してきたというのは事実でございます。ですから今8%、恐らく一番低いんじゃないかなと思います。

国の指導も定額、国家公務員も定額ですもんね。だから、地方公務員についてもそのような形で定額にしろというような指導が来ておるんです。当然、一般職の給与に関しましては、国の人事院の勧告どおりに実施をしておりますので、そうであれば、本来ならば、管理職手当もそのようにすべきではあるんですが、なかなか厳しい財政事情の中で、どうして

もまた人件費を上げるということになれば、我々も抵抗と言いますか、町民の皆さんに対しての説明ができるのかなということもございまして、この管理職手当についても8%にしているということでございます。

これを見直していくということになれば、職員もそうですが、特別職を含め、各全体の人件費は、他町に比べて低いわけです。これは議員の報酬も一緒だろうというふうに思いますけれども、どうしても低いんです。これはやはり、先ほども申しましたように、ずっと前から、産業構造との関係で、そういうふうに抑えてきたという経過もございます。そしてまた、行政改革でお願いをした部分もございますので、それを扱うということになれば、全部の補助金も今度そのようにして削減してきておりますので、そこを見直していかなきゃいけないというふうに思いますので、なかなか手をつけることができないというのが状況なんです。

以上です。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

副町長のおっしゃるのも理解はできますが、ただ、ここで僕が申し上げたのは、民間比較じゃございません。他市町村との比較でございますから、そこは民間と比較したら切りがありませんから、ここは純粹に、いつもおっしゃいますね。波佐見町はほかの町より元気なところなんだと。そしたら、やっぱり給与もそれなりのところは確保せんと、これから公務員を志望するという人の一つの目安にもなります。待遇っていうのは。

そして、町長おっしゃいますよね。一番少ない人数で頑張ってる。それなら、それなりの待遇は改善をしてやらないと、頑張るだけ頑張ринаさい、給料は上げませんよじゃあ、給料は一番低くても頑張ринаさいと言うても、係長以下、職員の方の士気がどうなのかなという懸念がありますんで、ここはいまいち、少しは財政よくなりましたんで、ここはもう一回考えるところじゃないかと思いますが、副町長、お考えを聞かせてください。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

基準の給与につきましては、平均年齢がちょっと低いということで、他町とすればちょっと低いというようなことなのだと説明を総務課長申しました。将来、今は平均年齢が低いですけれども、これがどんどん上がってきますと自然と人件費も上がってくるということで、組合からも賃上げしてくれんかという要望はあつとるんです。これは事実なんです。そこを

全体を扱うというのはちょっと厳しい部分があるのかなと。ただ、管理職手当につきましては、国がそういう指導をしておりますので、ここは検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

よろしく願いをいたします。別に上がっても我々が得するわけじゃないんですが、きちんとした仕事を職員さんにはしていただきたいし、きちんとした管理の仕事もしていただきたいという意味も込めておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、待遇のことが出ましたんで、その他の待遇についてお伺いしますが、代休が消化できていない職員がいると聞きましたが、実情はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

消化できていない職員があるというのは事実でございます。データはとっておりませんので、一概には言えないところもあります。また、部署部署によって違ったりとか、職員によっても違ったりとかいうことで、代休を完全に消化している職員もあれば、できてない職員もあるという状況はあります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

私はこの質問をしたのは、いつも思うんですが、町のイベントをしたときに、先日もロードレースの帰りもそうですが、僕ちょっと、民間でバザーやりましたんで最後までおったんですが、片づけを最後されてるのは町の職員さんなんですよ。民間は帰っても。僕がそれを見たときに、ああ、よく頑張ってるなと思ったんですが、後から、代休も消化できんとですよねというところもちょっと聞きましたのでこの質問をしたとですが、似たようなものに振替休日とありますね。振替休日と代休ってあるんですが、この違いは何か教えていただきたいと思いますが。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

似たようなところはあるんですけれども、厳密に言えば、振替休日というのは、昭和64年1月に国の制度として取り入れられたものでございまして、週休日の前日または半日の勤務

であらかじめ勤務日の前4週間か勤務日の後8週間の間に振りかえることができるもの、これを振替休日といいます。

それから、休日の代休は、休日の勤務時間の全部について勤務を命じられた場合に、その勤務日の後8週間にその代償として休日をとることができるものということになっております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

その際に、割増賃金等の発生もいたしますが、その割増しについてはどういう扱いですか、二つの振替と代休は。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

割増しについては、完全に振りかえなり、休日の代休をとった場合については、割増はありません。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

そしたら、代休ということになれば、割増は支給するということですよ。代休扱いになれば、割増分は出るんですか。もう一回お願いします、済みません。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

振替休日も、本来は休むべき日にちを平日に振りかえて休むというもの。それから、休日の代休というのも、本来、休むべき日を平日にかえて代休とするものですから、その分についての割増の分はどちらもないということです。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

僕の理解とちょっと違うんですが、厚生労働省の質問の中に、振替休日と代休はどう違いますかとあるんですが、ここには「もちろん振替のときは別に割増賃金は発生しませんが、いわゆる代休としたときは、休日労働分の割増賃金を払う必要があります」とありますが、どちらが正解なんですか。もし、ほかにいらっしゃったら。非常に大事なところで。す。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

済みません。私の解釈が間違っておりました。代休の場合は割増があるということです。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

そしたら、職員さんが日曜日に職務で出られるときの扱いは、振替休日なのか代休なのかをお尋ねをいたします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

先ほど申したとおり、半日または全日の勤務で若干取り扱いが違いますので、半日であれば振替ということになりますし、終日、一日が全部であれば、振替でも代休でも可ということになります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

いやいや、振替でも代休でも可じゃなくて、どちらなんですか、扱いはという質問なんです。どちらでもいいということはないでしょう。割増払わんばいかんわけですから。どちらなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

この場合は、振替であったり代休であったりは、本人の選択ということにしておりますので。大体、本町の場合はほとんど代休、代休っていうふうな形で言うておりますけれども、半日であれば振替、それから一日であれば、振替でも代休でもいいということで取り扱いをしております。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

実際、そうなんでしょう。そうおっしゃるから。ちょっと民間からしたら理解できませんが、まあいいです。

代休は8週間でなくなるということを聞きましたが、何でなくなるんですかね。法律で決まってるからでしょうけど、本町もそういう扱いですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

基本的には、条例、それから規則に規定がありますので、基本は前4週、それから勤務日の後8週ということにしておりますが、本町の場合は、特にイベント等が多いことがございまして、原則は8週間のうちにとってくださいということにしておりますけれども、できるだけ、特に財政事情等もありますので、時間外を支出するよりも、できるだけ休んでほしいということがございますので、8週間でどうしてもとれなかった場合については、延長してとっていただいている場合もあります。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

無報酬で働いていただくのは、町民としてはありがたい面もあるんですが、ただ、代休というのは休みに出たその後にもらう分ですよ。だから、通常言う年次有給休暇とはまた性質が違ってありますんで、できれば、出た分はきちんと休んでもらいたい。もし、休めなければ、本来なら、民間なら、買い上げと言ったらおかしいんですが、休日出勤手当にしてやるべき性質のもので、何でも、何で代休が消化できないのかというのがちょっと気になるんですが、忙しいんでしょうか。もし本当に忙しくて代休がとれないようでしたら、職員が足りないというふうな理解をできると思うんですが、その辺は実情はどうなんですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

役場の組織の中でも、特に休日勤務が多い部署、それから、そうでもないところ、あるいは全くというところはないかもしれませんが、割と少ないところとか、そういう部署部署がありまして、特に休日勤務が多いところについては、代休がいっぱい残って消化できないという職員があつたりとか、そういうこともあると思います。それから、近年は特に権限移譲等もございまして、平日の職務も多い、そういったところから、なかなか代替で休む時間を見いだせないというようなこともあるかと思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

ちょっと、そういう傾向はいけないと僕は思うんですね。何でもかといえば、頑張っている人が休めないという現状になりますんで、何と言いますか、本当に足らなければ職員を補充する必要があるし、それでなければ、代休は必ず消化しようというふうな運動を、副町

長以下、そういう風潮を、もしかしたら職場の課あたりではとりにくいということがあるかもしれませんが、やっぱり100%代休は消化すべきですから、そういうキャンペーンじゃないんですが、その雰囲気づくりも副町長、大事だと思うんですが、今後よろしく願いしたいんですが、いかがですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

うちの職員は非常に少ないということで、確かにみんないっぱい抱えて仕事をしているということでもあります。なかなか代休をとりづらいということが上がってきました。ですから、先ほど総務課長が申しましたように、基準は8週間ですけども、できるだけとりなさいと、管理職会議でも、できるだけとりやすいような雰囲気をつくりなさいということで、これは逐次、そういう指導をしております。代休もさることながら、年休もとりやすいような雰囲気をつくりなさいということでしておりますので、それは引き続き、そういうような形で進めていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

いろいろ申し上げてきましたが、要は、職員の方が健康できちんとした仕事ができるように、職場環境を整備をしていただいて、来年はぜひ代休の未消化がないような雰囲気づくりを期待をして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（今井泰照君）

以上で、6番 百武辰美議員の質問を終わります。

本日の会議はこれで終了します。あすも一般質問を続けます。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後4時22分 散会

第2日目（6月13日）（水曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主 任 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水 道 課 長	堀 池 浩	会計管理者兼 会計課長	宮 田 和 子
教 育 長	中 嶋 健 蔵	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	総 務 課 長 総務班係長	松 添 博
企 画 財 政 課 財政管財係長	坂 本 昌 俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第2回波佐見町議会定例会第2日の会議を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

日程第1．町政に対する一般質問を行います。

これから、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

4番 北村清美議員。

○4番（北村清美君）

皆さん、おはようございます。通告に従いまして、次の質問をいたします。

1、人口減少対策について。

人口減少は、日々の生活においては実感しづらい静かなる危機と言われているが、長崎県内においては、過疎化が進行し、各種業界における担い手不足など現実味を感じるような状態になりました。少子化・高齢化により、社会保障費の増など、社会経済への影響もあらわれています。本町全体においては大幅な人口減少は少ないが、地域間における減少率は差が見られるような状況でございます。

その中で、下記のことを質問したいと思います。

1、本町ではどのような施策を推進しているのか。

2、子供、小学生、中学生、高校生の医療費は無料化できないか。

3、定住奨励金、住宅性能向上リフォーム支援事業費補助金の現状はどうなっているのか。

浄化槽設置整備事業の周知はどのように行っているか。

2、波佐見有田インター駐車場の有料化について。

過去において有料化に関する条例が提案されたが、制定には至らなかった。

1、駐車場の利用についての取り決め（要綱など）があるのでしょうか。

2、案内板の設置は行わないのか。

3、前回の条例制定の上程以降、有料化の検討は行われましたか。

3、町長選挙出馬について。

1、先日、出馬表明を行われましたが、6期目で目指すものは何でしょうか。

2、新庁舎建設で窯業及び農業後継者の育成はどうするのか。

3、人口減少対策はどのように取り組むのか。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 北村議員の御質問にお答えいたします。

1、人口減少対策について。人口減少は静かなる危機と言われ、県内においても各種業界における担い手不足など現実味を感じる。本町全体においては大幅な人口減少は少ないが、地域間における減少率は差がある。本町ではどのような施策を推進しているのかという御質問ですが、本町のまちづくりの方向性を明らかにし、町の将来像とそれを実現するための施策の大綱を示した基本構想と、あわせてそれを具現化するための必要な施策の内容を体系的に示した基本計画を平成25年度に策定して、それぞれの行政分野に対応する事業を展開してきました。ただし、想定以上の急激な少子高齢化と人口減少社会の到来により、新たな計画や事業の展開が求められ、平成28年3月に波佐見町まち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョンを策定し、人口減少と地域経済の縮小を克服しようとしているところであります。このまま若い人の減少が続いた場合、将来も子供の出生数は増えないことから、人口の増加は期待できない状況になってしまいます。そのためにも安心して子供を産んで育て、町外への人口流出を縮小させ、転入者を増やすことが求められています。

このことから、本町の総合戦略に掲げた、1、人を育てる。2、産業振興を図り、安定した雇用を創出する。3、新しい人の流れをつくる。4、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえ、子育て環境の向上を図る。5、官民一体となった暮らしやすい町をつくるの5本柱に沿った事業に取り組んでいるところであります。

具体的には、移住定住対策の促進、学校教育施設の整備促進、子育て支援策の強化、窯業や農業を軸とした産業振興策と交流人口の拡大策への取り組みなどで、活気と潤いのあるまちづくりを進めてまいりたいと思います。

（2）子供、小学生、中学生、高校生の医療費は無料化できないかと。子供の医療費につ

きましては、現在の支援措置といたしまして、就学前の乳幼児や、小学校から中学校卒業までの子供が病院等を受診した場合に、病院1カ所当たり800円、もしくは1,600円の一部負担金を除いた医療費を還付する福祉医療制度がありますが、この対象を高校生まで引き上げ、なおかつ一部負担金部分を無料化することは、概算で約1,600万円の財政支出が必要となり、しかも国、県の補助制度がありませんので、町単独予算での支出となっております。

御存じのとおり、この福祉医療費のように、本町の子育て世帯や障害者等へ給付する扶助費は年々増加の一途をたどっており、近隣市町と比較をしましても予算総額に占める扶助費の割合はかなり高い数値を示しておりますので、1,600万円の扶助費の増額は、さらに財政を圧迫し、他の事業の執行に影響を及ぼす可能性が高いことから、非常に難しい状況ではありますが、人口減少対策の観点からも、高校生までの対象拡大につきましては今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、（３）定住奨励金、住宅性能向上リフォーム支援事業補助金の現状はどうかという御質問ですが、まず定住奨励金については、転入等の住居取得者に対する移住定住促進を目的に、平成24年度に町単独事業としてスタートし、これまでの実績は、平成24年度28件、25年度33件、26年度41件、27年度27件、28年度23件、29年度38件となっており、移住定住策として一定の効果があらわれているのではないかと思います。本年度も既に8件の実績があり、一定の予算は確保しております。

住宅性能向上リフォーム支援事業費補助金は、名称のとおり、住宅の性能向上のためのリフォーム工事を行う住宅の所有者に対し補助を行うものです。対象となるのは、生活動線上の段差解消やトイレ、浴室等の改修を行うバリアフリー・安全型、断熱や高効率設備を設置する省エネルギー型、屋根を防災瓦にふきかえる等の防災型があります。

この制度は、平成25年度から長崎県補助事業としてスタートし、その後、町が上乘せする形で27年度までの3年間行い、事業の継続要望が高かったことから、平成28年度からは町単独で事業を継続し、29年度からは1件当たり50万円以上の工事費に対して10万円を限度に補助金を交付しています。これまでの実績は、平成25年度18件、26年度31件、27年度51件、28年度20件、29年度は30件となっています。今年度も、30件の予算のうち、前期分として15件を受け付けております。

（４）浄化槽設置整備事業の周知はどのように行っているのかという御質問ですが、浄化槽設置整備事業は公共下水道事業計画区域外の地区において推進しているところです。平成

29年度末現在で合併浄化槽の汚水処理人口普及率を見ると30.1%、設置数にして1,300基となります。公共下水道事業の普及率が44.8%であり、汚水処理人口全体では普及率は74.8%になっております。

議員お尋ねの浄化槽設置事業の周知については、波佐見町のホームページに掲載するとともに、例年、町の広報誌4月号で、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止のため、下水道事業と浄化槽設置事業の取り組みについて掲載し、補助対象区域と設置に伴う補助金などについて紹介しています。また、次年度の設置補助金の予算計上の参考とするため、設置を行う施工業者に対し、翌年度の浄化槽設置工事予定件数の聞き取り調査を実施するなど、浄化槽設置要望に十分に対応できるよう努めています。

快適で衛生的な生活環境を促進するため、浄化槽の普及と公共下水道事業の推進を一層図ってまいります。

次に、波佐見有田インター駐車場の有料化について。過去において有料化に関する条例が提案されたが制定に至らなかった。駐車場の利用についての取り決め要綱などがあるのか。

2、案内板の設置は行わないのか。3、前回の条例制定の上程以降、有料化の検討は行ったのかという御質問ですが、岩峠駐車場につきましては、公有地の有効活用を図るため、平成18年3月議会に自動料金精算システムを導入しての駐車場有料化を提案したところでありますが、残念ながら条例案が否決された経緯があります。平成22年に駐車場整備を行い、その後は、週末はもとより平日におきましても満車に近い状態であり、その利用度は非常に高いものとなっています。ただし、全てが高速バス利用者ではなく、バス旅行の集合場所やその他乗り合わせ場所としての利用が多く見受けられ、本来の目的である高速バス利用者の利用に支障を来す状況にもつながっているものと思われます。また、周辺のインターチェンジ駐車場の有料化やスペース不足などから、無料の岩峠駐車場を利用する傾向にあることも聞き及んでいるところです。

さて、駐車場利用についての要綱等があるのかという質問ですが、原則として高速バス利用者用の駐車場という位置づけを行っているものの、ほかには特段取り決めはありません。

次に、案内看板についてですが、大きくはありませんが、県道沿いに岩峠駐車場という看板と、場内には高速バス用駐車場の看板をそれぞれ設置しているところです。

有料化の検討については、議案否決後の平成19年と平成26年に高速バス乗降調査を実施し、また、随時高速バスの発券数調査を実施するとともに、嬉野インター駐車場などの近隣駐車

場の調査や料金精算システムなどの駐車場管理システムの見積もりを徴して、導入に向けて検討を行ったところです。しかしながら、有料駐車場として管理する場合、駐車場の場所も郊外で人气が少ない場所でもあることから、遠隔オペレーションなどが必要と考えられるため、導入費、管理費ともに高額となり、費用対効果や有料化に伴う利用度の減少などの面でも慎重にならざるを得なく、ここ二、三年は積極的な検討は行っていない状況です。今後はしばらく推移を見守り、必要が生じれば、有料化の手法など、さまざまな角度から十分に検討してまいりたいと思います。

次に、6期目で目指すものは何かという御質問ですが、行政の使命は住民福祉の向上であり、町民の皆様がよりよい生活ができる環境づくりに最善を尽くしてまいります。その中で大きな課題は人口減少問題であり、この課題は本町のみならず、国をはじめ、都道府県、市町村の共通の課題であり、国、県の政策に準拠しながら、前段に述べた施策を積極的に実践してまいります。

あらゆる分野においての人材育成。常にやはり問題意識を持って、自ら学び、自ら成長する機会を醸成する環境づくり。

2、地場産業のさらなる振興。やはり波佐見の経済を支えてきた窯業、農業、雇用の創出と所得の向上。

3、交流人口の拡大、移住定住の促進、奨励金制度の充実。人を変え、地域を変える感性豊かなアーティストの招聘をしたいというふうに思っております。

それから、4番目に子供子育ての環境の充実、教育、文化、福祉の充実、誘致企業との連携。非常に誘致企業、優良企業ばかりで、大変地域貢献に前向きな企業でございます。その誘致企業との連携を深めていきたいと。

ハードの面では、歴史文化交流館の整備。小石原住宅の改築への布石等を柱に推進し、新庁舎建設や窯業及び農業後継者の育成はどうするのかという御質問ですが。

新庁舎建設に対しては、波佐見町庁舎建設検討委員会で、今年度中には場所の選定等をはじめ、建設方法などさまざまな意見等を取りまとめ、一定の答申をいただきたいと思います。

窯業及び農業の後継者育成は、基本的には先ほどお話ししたような人を育てる人材育成と地場産業のさらなる振興を推進する中で後継者の育成も取り組んでまいります。窯業分野では下支えしている分野の後継者育成が大事だと思っております。業界の皆さんと十分協議

しながら、課題解決に向けて連携していかなばと思っています。

また、農業の後継者については、八つの法人組織を中心に農地集積を推進し、もうかる農業体系の構築に努め、駄野地区の基盤整備事業と並行して進める園芸産地づくりを強力に推進し、米・麦・大豆以外の野菜づくりモデル地域としての確立を図りたいと思っております。

また、国の支援事業などを活用し、若い新規就農者の掘り起こしに努め、農業の活性化を図りたいと思っております。

人材育成、産業振興と全ての事業は、田を耕し、種をまき、花を咲かせ、果実を得る時期などさまざまありますが、ともに連携して成果につなげることが大事であり、そのためには産業と地域と行政がスクラムを組み、歯車を合わせてやっていかなければ町の活力は生まれないと確信をいたしております。

トップのリーダーシップも大事ですけど、国は一億総活躍社会を目指しており、本町も全員野球で一人一人がそれぞれの分野でさらにレベルアップを図り、現状打開に向けて行動することで道が開けていくものと信じています。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

まず最初に確認なのですが、波佐見町も人口が増える地域と、減少率が物すごく高い地域と、極端に分かれるわけですね。そこら辺を把握されているかどうか。そのちょっと確認ですが。結局、増えるところが2地区、横ばいが5地区と。あとはひどいところになると50%以下ということなのですが、そこら辺の確認はしょっちゅうされておりましたか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

毎年、各自治会に対しましては、人口、あるいは世帯数を調査しまして、それぞれ自治振興補助金等交付しておりますので、それぞれの数については把握はしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

先ほどの答弁の中でもいろんな施策をやっていらっしゃるというのを聞きましたけど、非常にいいことなんですけど、いろいろほかにはない特色のある、波佐見町ならではの特色ある施策を打ち出すべきの時期に来たんじゃないかと思います。

先ほど、5月1日の読売新聞の中でも、波佐見町は、長崎県内ではほかの町村に比べてま

だ減少率が低いほうですが、でも、それに甘んじてはいけないと思います。やっぱりそれでも落ち込みが、約25%の落ち込みをするという、30年後は可能性は出ております。そのためにはどうすべきかというようなことを皆さんもお考えになっているかと思いますが、非常に今後はよその町村にない特色ある施策を打ち出す時期じゃないかと思います。ほかの町村とのバランスもあるかもわかりませんが、波佐見町は絶対こうでなければいけないと。こうあるから来てくださいと。こうなるから波佐見に住もうというようなほうにしむけるべきじゃないかと思います。そのためには、答弁にもありましたが、小学校、中学生の一律医療補助があるというようなことですが、高校生まで広げられないかと。よその町に比べて、一步、高校生まで踏み込んだらどうかということなのですが、その点はどうなのでしょう。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの件につきましては、議員言われますことを十分理解をしているつもりでございます。昨日、2番議員の一般質問の答弁にも答えておりますけれども、やはり現在の福祉医療費制度は乳幼児から中学生までの医療費について、一部負担金を除いた還付をしているということでございまして、これは県内21市町あるうちの一つの市を除いては全て同じような取り扱いになっているわけでございます。ただ、1市、高校生まで対象を広げることになっておりまして、こちら辺で、他の市町と同じような取り扱いであれば、やはり魅力ある町にはなり得ないということから、その一部負担金の無料化までは非常に厳しい状況ではありますけれども、福祉医療費の対象拡大、高校生までの対象拡大につきましては、財政等も調整が必要でありますけれども、何とかそこら辺はなるんじゃないかというふうな話もちよっと受けておりますので、そこは今後、他市町に先んじて、対象引き上げについては前向きに検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

昨日の答弁の中にも同じような答弁がありまして、納得はしているんですけど、もう一つ確認したいのは、保育料の現状はどうなっていますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいまの保育料は、現在は第2子が4分の1の保育料、第3子が無料というふうにして

おります。第1子はそのまま保育料をもらいまして、第2子が4分の1で、3子は無料というふうな状況です。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

今後も保育料というのは、先ほどと一緒に、やっぱり無料化の検討をされるべきじゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この保育料の無料化につきましては、新聞報道等でお知らせがっておりますとおり、来年10月から一部の保育料については無料化に踏み切ると。20年から完全無料化に移行するというふうなことが上がっておりますので、来年10月以降、一部、保育の無料化が始まっていくのではないかとこのように思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

それだけのことが子供に対して、無料化とか、また、補助率、助成金とかいうのが出るとなれば、本当にありがたいことなのですが、それをみんなの町と右へ倣えじゃなくて、一歩先に波佐見町はやるべきじゃないかと思います。その点は執行部の方はどのようなお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

一歩先ということですが、財政的に波佐見町の今の扶助費は、少子高齢化から始まって、大体3倍ぐらいになっております。そして、その中で他の町村と違うのが、波佐見町の所得の非常に低いものですから、その分は全部町の財政からカバーをしているのですよ。そういう面で非常に厳しい状況ですが、少子高齢化のときは、やはり子供を産むたびにずっと優遇されてきましたね、全国的に。今度はやはり医療費とか保育園料とか、どんどんどんどんやってくるだろうというふうに思っておりますし、そういう面では可能な限り、子供、子育てというような、やはり今のそういう状況が人口減少をとめるための手段になってしまってきているなど。それにおくればやはりいけないんじゃないかなというふうに思っております。

そういう面では、本町の財政の中で、今以上の、さらに一步進めたような取り組みを次年度あたりは検討、今からのことでございますけれども、ぱって、すぐ9月にはということではできませんけれども、ちゃんと前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

次に、確認をしたいんですけども、いろいろ施策がありますが、ちょっと確認ですが、空き家の奨励金は幾らなんでしょうか。それと、空き家バンクと、それから空き工房の状況をちょっと教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

お尋ねのように本町にも非常に空き家、あるいは空き工房等が増えておりまして、こういったものの有効活用が求められているところでございます。本町におきましては、その空き家バンク、あるいは空き工房バンク等を創設いたしまして、これらに登録された物件が活用できた場合については、それぞれその改修費等について補助金制度を設けております。それから、今年度、新たに空き家バンク登録奨励金という制度を設けました。これはなかなか空き家バンクへの登録が進まないということで、そういったバンクへの誘導策といたしまして、登録していただいた物件に対しては、1回限りでございますが、3万円の奨励金を交付するという制度を今年度から設けております。今年度、予算上は30万円ほど計上させていただいております。

それから、空き家バンクにつきましては、現在までの登録件数は21件ございまして、そのうちいろいろな事情で取り下げが7件ございまして、契約済みに至ったものが8件、それから現在募集中が6件でございます。これらの改修費につきましても、上限枠はございますけれども設けまして、実績から申しますと、平成28年度には6件で約150万ほど、29年度は1件でございますが、46万ほど支出をしております。今年度につきましても180万の予算枠を設けております。

それから、空き工房バンクにつきましては、空き工房、これも従来の窯元であったり、あるいは生地屋さんであったり、そういったものが空き工房としてあるわけですが、これも登録いただいて、移住者、あるいは新たな起業者、創業者への利用につなげていこうということでしておりますが、現在までの延べの登録件数は17件ございまして、諸般の事情に

より4件が取り下げがあっております。このうち契約に至ったものが7件、現在募集中が6件で、うち2件が現在協議中ということを知っております。

また、この空き工房改修につきましても、県の補助制度を活用しながら、改修費についての補助金を設けております。実績といたしましては、平成28年度に1件、200万、いろいろ制度改正がございまして、29年度には3件で300万、30年度、まだ実績はございませんが、予算計上は100万円させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

よくわかりました。もう一つ聞きたいのですけれども、今年度新規事業として、I J Uターンに関して何か施策があるかと思っておりますが、それをちょっと教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

近年、やはり波佐見焼がかなり普及いたしまして、波佐見町でそのやきものに従事したいという方の声をよくお聞きします。あるいは、波佐見町に移住・定住をしたいという声も聞くわけですが、一番ネックになるのはどうしても住まいでございまして、そういった場合について、通常の民間の場合、家賃がどうしても高いので、そこら辺の助成ができないかという声をたくさんいただいております。

そういうことで、今年度新たに波佐見町I J Uターン奨励金という制度をつくるようにしております。現在、要綱まででき上がっております。これは一定の年齢制限とか、あるいは所得制限を設けておりますが、町内の事業所等に雇用されることとなった方、あるいは新たに事業を創業される方、こういった方がそういった賃貸住宅をお借りになったときに、条件がございまして、3万5,000円以上出しておられる場合、その3万5,000円を控除した額で上限1万円までを12月上限に交付しようという制度を設けております。この制度は、今やっとなんてしまして、今後、各機関や広報誌等で周知を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

今の件でちょっと確認なんですけれども、それは町営住宅の分も出るわけですか。民間の

アパート及びマンションでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

公営住宅は対象外としております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○４番（北村清美君）

建設所管だと思いますけれども、家のリフォーム資金に対しては先ほど答弁があり、利用率が非常に高くなっておりますが、非常に利用度が高いと。この周知は業者のほうから顧客に向かってやっていたらいいんじゃないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

住宅性能向上リフォームの補助金制度ですけれども、これにつきましては、毎年４月号の広報、それから９月号の広報において、広報誌においてPRをしております。周知をしております。それとあわせてホームページのほうにも掲載をいたしております。また、今、議員がおっしゃったように、いろんなリフォーム関係の会社が町内にございますけれども、そういった会社等が営業等に回られて、リフォームの推進の一翼を担っていただいている面も多々あるかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○４番（北村清美君）

次に、３月の質問の続きなんですけれども、先日、水道課長から、浄化槽設置に関して、狭い地域、例えば浄化槽の設置が30%以下の地域がありますよね、何地区か。そこに対してやっぱり周知を、４軒か５軒で浄化槽を設置してもどうだろうかと、やりたいとかいうようなお話をいただいたわけですけど。その周知は広報誌等というふうに４月のにやられていますけど、私は、これは各地区の自治会でも言っていて、説明をされた方がいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

町長の答弁にもありましたけれども、浄化槽の周知については、ホームページと、それから４月号ですね、広報誌でやっておりますけれども、議員がおっしゃるように、そういう希望

があれば、地区に行っても説明をしたほうがいいのかと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

特に普及率が30%以下のところですね。これは伸びしろがあると言ったらおかしいのですけれども、設置するような家があると思うのです。個人があると思いますので、ぜひお願いをしたいと思います。

それと、次に移りますが、インターの駐車場、公用地利用について、19年度から始められて、24年、ずっと議会で議論されて、議事録を見てもみると、非常に答弁が、有料化の検討をするというような答弁ばかりなんですよね。現状が、今、答弁の中にありましたけれども、余り費用がかかり過ぎて効果がないんじゃないかというようなことで、消極的な意見が強いんで、その点はどうなのでしょう。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

これまでも議会答弁の中で検討していくということで答弁しておりますけれども、基本的に有料化に向けてはやらなければならないという姿勢は持っております。ただ、特に前回、平成26年度に、実際に駐車場に入ってくる車1台1台に何の目的でここに入ってきましたかという調査を実施しております。その中で、休日と平日と行っているんですけども、実際高速バスに乗るために来たという人が、休日で26%、平日では10%しかなかったということと、あと、その高速バス利用者の送迎で来るのが、休日が45%で、平日が19%。あとは、待ち合わせとか休憩の部分が、特に平日については合わせて70%、休日についてはもうちょっと減るんですけども、合わせて30%ぐらいということで、この結果を見て、例えば休憩の方もいらっしゃいますので、30分以内は無料にするとか、そういった措置を取った場合に、実際にそこを利用する方というのはかなり少なくなってくるんじゃないかということをちょっと検討しました。

そして、あと導入費ですね。導入費、全て、フルスペックといいますか、あらゆる部分をカバーできるような駐車場システムを導入した場合に出た金額が、導入費1,800万円、ランニングコストとして30万近くということで、多額の費用が出たということで、ちょっとこちらとしても慎重にならざるを得ない状況ということで、今ちょっと推移しているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

利用状況はよくわかりました。そして、費用も、多額のお金を要するという事なんです
が、実際は、皆さんも御存じのとおり、平日も約3分の2以上埋まっております。でも、他
県ナンバーが幾らあるかと、平均的にやっぱり30%以上超えているんじゃないかと思ひます。
その点の把握はされていますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

毎回毎回台数をカウントして調査というまではしていませんけれども、管理をやっている
ので、行くたびに大体の雰囲気といいますか、他県ナンバーと、こっちの佐世保ナンバー
の状況というのは見た感じで把握をしているつもりであります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

実際、インターの駐車場に行ってみますと、案内板がありますよね。小さくありますよね。
大きくないですね。これを大きくしないと、ある程度、何日間もとめる方もいらっしゃるま
すし、項目に一般車は使用禁止とか、使用禁止じゃないけど遠慮してくださいとか書いてあ
りますが、もうちょっと大きな看板に変えられたらどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

今、場内に入口を含めて3カ所、高速バス専用駐車場という表示を、余り大きくはないで
すけどしております。しかし、どうなんでしょう。これを大きくしたからといって、あそこ
にとめる方が、高速バス利用者以外がとめなくなるとは、なかなか今の状況では考えられな
いんじゃないのかというふうな感じがいたしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

他町村のことを言うちゃいかんとですけど、嬉野町にインターの駐車場が2カ所あります
よね。この間、前、鎖も入口とゲートがありましたけど、今は本格的なゲートがありまして、
非常に嬉野インターが設置をしているということを御存じだと思いますけれども、その費用
は、リース料として大体どのくらいかかっている、お調べになられましたかね。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

嬉野インターについては、以前、おっしゃるとおりチェーンの乗降式の駐車場の管理システムだったのですけれども、今、通常のバー形式といいますか、それになっておりまして、平成29年度に変更したということで、その費用については、もともと市が所有する、全く使わなくなった駐車場の分を移設して持ってきたということで、その分については工事費の200万のみしかかかっていないという話を聞いております。そのバーだけ買うのであれば900万ぐらい出せば買えるのかなという話を嬉野の担当者の方はされておりました。あとはランニングコストが、保守料が30万円、警備料が29万円ということで、あと料金が24時間で200円ということでお聞きをしているところであります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

駐車料の料金が出ましたけれども、嬉野は200円、川棚は駅前で600円、有田は300円やったかね。波佐見だけが無料なんですよね。そのアンバランス的な要素もあるんじゃないかなと思うのです。ただ、コストがかかると、ランニングコストが、今、聞くと、嬉野でも60万近くかかっているというふうなことです。これは考えをどうするのかというのは非常に難しい問題ですが、将来は有料化をしなければいけないんじゃないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

平成18年に上程したときは、300円の料金でということで上程しておりまして、またそのときと時代が変わってきているということもありますけれども、公有地の適正管理という部分も含めまして、少しでも収入を得るためにも、また、そういった機械、器具をもう少し安く導入できないかというところまで十分検討しまして、また検討を再開したいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

次に行きたいと思います。

3番目の、町長が昨日も出馬表明をされましたけれども、非常に大きな決意を持って述べられております。非常に敬服をするのですけれども、ただ、ここで町長にお聞きしたいこと

は3点あります。

非常に懸念をされることがあるわけですね。それはなぜかといいますと、まず多選による弊害、多選による気持ちは、考えはどうかということをやっと改めて聞きたいと思います。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

多選、結構全国では多くの首長さんが多選をされております。一番多いのが10期とか、8期、7期って。そういうふうに、やはりそういうところの地域性もありましようけれども、やっぱりその人の人柄といいますか、やはり誠実温厚というような形で、いつも風格があられますね。私たちもやっぱりそういう人たちの気概に触れていくというのは、大変学びが多いというような思いをいたしておりますし、多選ということになって、おごりになったり、横着になったり、そういうことになると、とても多選はできないんじゃないかなというふうに思っておりますし、常に初心を忘れず、やはりそういう気持ちを、日々新たというような形で取り組んでいければ、多選の弊害はないんじゃないかなというふうに思っておりますし、そういう兆しは人から注意されるまでなく、自分自身がきちんと戒めていくべきじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

もう一つ懸念されることがあるわけですが、町長ももう5期目を終わろうかとしています。約20年、非常に、若いときは54ですか。今度、約74で挑戦をされるということですが、年齢に対してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

個人差もありましようけれども、ほぼ昔の人と比べれば、平均して10歳から15歳ぐらいは若返っているんじゃないかなというふうに思っておりますし、こういう立場ということになると、やはり気が張っていますね、非常に。そして、健康に一番気をつけるようにやっぱり気がけてはおりますけれども、この20年、一度も休み、遅刻、全くない。そして、2年に1回はPET検査しておりますし、隔年において人間ドックに行っております。現在のところ何もないというような状況ですね。また、自信を持ってうぬぼれている必要はありません

し、やはり謙虚に、そして誠実に、そして皆さんの話をよく聞きながら一緒になってやっていこうという気持ちであれば、年齢的なハンディはないんじゃないかなというような思いをいたしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

最後に、町長に気力、体力がみなぎっているかどうかをちょっと一つお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

無理してみなぎっているぞということじゃなくして、ふだんからやはり常に気を張って、気概を持ってやっていくというのが一番大事じゃないかなと。自分自身が奮い立つような、やはり座右の銘といいますか、いつも皆さんにもお話をしているんです。常にやっぱり至誠実行、誠心誠意、一生懸命頑張るんだと。不易流行、これはやはりこういう立場になる、行政というのは何が一番基本なのか、目的なのか。やっぱり住民の生命、財産、福祉の向上、このことが一番大事ということ、これは変えられないわけですね。変えちゃいけない。しかし、いろんな事業とか、いろんなイベントとか、事においては、やはりもう変えるべきものは変えていく。変えちゃいけないものは変えていない。これは不易流行だというふうに思っておりますし、温故創新というのは、やはり先人が築いてきた歴史文化、そしていろんな知恵、そういうことに学びながら、自分たちが今からまた新しい波佐見の文化をつくっていくんだ、創造していくんだという。そういうこの三つをいつも自分に言い聞かせ、自分の座右の銘というふうに思っておりますし。

もう一つ、いろんな思考の三原則、判断をするときには何かということ、これはやっぱり目先にとらわれず、長い目で考察をすること。そして、一面的に見ないで、多面的、総合的に判断すること。そして、枝葉末節にこだわらず、根本的に考察すること。これは歴代首相の指南番、安岡正篤さんがずっとそういう指導者に指導をされてきた、一番大事なことじゃないかなと。そういうものを心がけて、今までやってきたし、今からも一生懸命努めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○4番（北村清美君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時5分より再開いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、12番 堀池主男議員。

○12番（堀池主男君）

皆さん、こんにちは。私は、さきに通告しておりました2項目について質問をいたします。

初めに、町長の視察と出張について。

町長は、視察や町内外での会議などに出席され、毎日多忙な日程を過ごされておりますが、役場を留守にすることが多くなればなるほど、いろんな案件の決裁や職員の管理などに支障が出ていないか、次の項目について質問をいたします。

（1）町長の海外出張に伴う職務代理の取り扱いに関する規定はどうなっているか。

（2）町長は定例会中に全国町村会正副会長会（東京）へ出張されてますが、事故などが発生した場合、本会議の対応はどうなるのか。また、問題はないのか。

（3）県の町村会は年に何回開会されているのか。

（4）議会（議員）へのこれらの報告はどのように思っておられるか。

次に、教育行政について。

新潟市で7歳の女子児童が殺害される痛ましい事件がありましたが、児童生徒の登下校時の安全指導はどうなっているのか。

（2）この事件後、保護者やPTAで協議をされたか。されたとしたらどんな内容だったのか。

（3）携帯電話、スマートフォンの児童生徒の家庭などでの使用の仕方について調査をされているか。

（4）各家庭ではほとんど洋式のトイレと思いますが、各学校のトイレの総数と、そのうち洋式は何カ所か。また、今後の改善と計画はどうなっているのか。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

12番 堀池議員の御質問にお答えいたします。

まず、町長の視察と出張について。（１）町長の海外出張に伴う職務代理の取り扱いに関する規定はどうなっているかという御質問ですが、町長の職務代理の根拠規定は地方自治法第152条です。普通地方公共団体の長に事故があるとき、または長が欠けたときは、副町長がその職務を代理する旨の規定があり、長期または遠隔の旅行、病気、その他の理由によりその職務を自ら行えない場合であり、海外出張もその一つとなっています。

（２）町長は定例会中に全国町村会正副会長会（東京）へ出張されているが、事故などが発生した場合、本会議の対応はどうするのか。また、問題はないかという御質問ですが、町議会の会期中に公務の出張はよくあることです。全国町村会の用務もありますし、もしも出張中に事故等があった場合の想定ですが、会期中に限らず、議会の日程が決定した後、事故や病気で本会議に出席できないこともあるかと思いますが、そのようなことを想定し、地方自治法第152条では長の職務代理を指定しており、副町長が代理し、問題はないと考えています。ただし、地方自治法第152条の規定により、長の職務を代理し得る範囲は、原則として長の職務権限の全てに及ぶものとされていますが、長の身分や資格を要件として付与された職務権限はそのまま代理するものではないと解されています。

（３）県の町村長会は年に何回開催されているのかと。長崎県町村会に係る町長の会議は、８町の全員協議会や総合事務組合議会など、年間に十二、三回程度です。

（４）議員へのこれらの報告はどのように思っているかという御質問ですが、日ごろから行政と議会は車の両輪に例えているとおり、執行部局と議会はできるだけ情報共有を図っていくべきと考えています。町長の職務代理に関しては、これまで県や県内の市町に通知するとともに、役場内でも周知し、各行政機関の事務局としては当然承知していますが、正式な文書での通知まではしていませんので、今後は通知することとします。

なお、そのほかの事項については、共有すべき情報の内容や重要性を考慮し、報告すべきかどうかを判断していきたいと考えています。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

こんにちは。堀池議員からの質問にお答えをいたします。

教育行政について。

1、新潟市で7歳の女兒が殺害される痛ましい事件があったが、児童生徒の登下校時の安全指導などはどうなっているかについてですが、新潟市で発生した小学校2年生女兒殺害事件は、教育委員会としても身近に起こり得る重大な事件と考えています。学校においては、登校、下校時の交通安全や不審者対策については定期的に指導を行っており、下校直前のホームルームの時間においても、児童全員で交通安全の確認を行った上、下校を行っています。また、「いかのおすし」という標語を取り入れ、不審者に遭遇した場合の対処方法も指導しています。さらに新潟市の事件後、隣町で小学校低学年女兒に対する声かけ事案が発生したことから、改めて不審者に対する指導を行ったところです。

次に、2、事件後、保護者やPTAで協議をされたか。されたとしたらどんな内容かということについてですが、今回の事件を受けて、保護者、PTAでは会を招集して特に協議は行っていないですが、隣町の声かけ事案後に、小学校保護者に対し、連絡メールや文書で注意喚起と見守りの強化をお願いしたところです。

次の3、携帯電話、スマートフォンを児童生徒が家庭などでの使用について調査をされているかについてですが、各学校においては毎年実態調査が行われており、昨年10月の調査では、小学校の携帯、スマートフォンの保有率は27.7%、そのうちスマートフォンの保有率は40%となっています。また、中学校の携帯、スマートフォンの保有率は33.1%、そのうちスマートフォンの保有率は93.2%となっています。また、各学校では、携帯、スマートフォンの使用について、児童生徒及び家庭に随時指導が実施されています。

次に、最後の質問ですが、4、各家庭ではほとんど洋式のトイレと思うが、各学校のトイレの総数と、そのうち洋式は何カ所か。今後の改善と計画はどうなっているかについてお答えをいたします。

各学校のトイレの個数と洋式トイレの個数ですが、現在、東小学校は、41基中、洋式トイレは15基で、割合は36.6%。中央小学校は、62基中、洋式トイレは22基で、割合は35.5%。南小学校が、40基中、洋式トイレは33基で、割合は82.5%、波佐見中学校は、85基中、洋式トイレは19基で、割合は22.3%となっています。町全体では、228基中、洋式トイレは89基で、割合は39%となっています。現在、各トイレブースには洋式トイレが最低1基以上ある状況です。今後については、洋式トイレの割合が50%以上になるよう、計画的に改修を実施していきたいと考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど、町長のほうから、外国出張のときに代理者ということでございました。これは、先ほどは両輪と言われましたけれども、今までがそういうふうにやっておられたかというのが、議会のほうにも報告されておったのか、その点お願いします。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

町長の職務代理については、必要な場合にその代理者を立てております。先ほども答弁にありましたとおり、長崎県と、それから県内の地方公共団体に対しては職務代理者を立てますということで事前に通知を行っておりましたが、波佐見町の各行政機関に対しては通知をしておりませんでしたので、今後は通知が必要ではないかということで、通知するようなことで実施をしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

どうして今回これを取り上げたかといいますと、昨年ですか、町長が中国に行かれまして、私たちは知りませんでした。全協でも言いましたように、そがんとばいちいち言わんばですかと町長が言うたけん、私は、そがんことばいちいち言わんばとですかって、外国に行っとですよと言いましたけれども、今でもそういう気持ち、いちいち言わんでもよかという気持ちでおりますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そんなことは言った覚えがないみたいですがけれども、私とすれば、その全協という貴重な時間ですがけれども、やはりその時点において言うべきこと、これは必要だなというようなことはちゃんとお話をしていると思います。全員協議会においても。そして、自治会長会でもそういうことは、両方とも言っております。ただ、何かの折には、期間が、間が置いて、そして内容的にそう大したことない。ある面ではそういう見聞を広め、そういうことで、また一緒に行った人たちのお互いの情報交換、コミュニケーションで、自分の見聞と、そして磨きをかけるという面が、結構大きな面もありますし、そして、また自分たちの町を離れて、外から町を見るという、客観的に見れるという。いろんな面において、視察の効果は首長に

としては非常にためになる、資質を伸ばすことだというふうに思っておりますし。そして、本当に町にとって、議会にとっても、これは聞いておかないかんねということは、漏れなく私は可能な限り話はしてきたというつもりであります。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

それは町長のブレーンとかなんとかに詳しく話をしたっちゃないですか。私たちは聞いておりませんよ、余り。それと、以前、アメリカとかオーストラリアですか、ニュージーランド、そういうところも出張されたけれども、後で聞いたか、副町長から1回、全協のときやろ、全国町村会の副会長として、何か引率代表として行かれたと聞いたんですけれども、その後、帰ってこられてから、私は聞いたかなと思うのですけれども、町長、どうですか、その辺。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうときには話しているつもりです。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

つもりですって。今言うたように、仲間内でしとっちゃなかですか。違うんですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

仲間内ではなくて、それはやっぱり議会に、全協のときに話はですね、一部始終、長く話すことはできないですよ。必ずどこに行ったって、大体こうやったということは、皆さん、大概御存じのはずだというふうに思っております。中身までは話しません。ただ、必要なことで中身も聞いておった方がいいなということについては、できるだけちゃんとお話をするようにしております。中にはそういう、やっぱり我々も必ず話はしていると思っていますけどね。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

町長が出張したり、視察されたり、役場をかなり留守にされております。先ほども毎日どうのこうのと言われましたけれども。今、副町長、総務課長でもいいですけれども、たばこ

ば吸うところが以前はそけあって、今はもう庁舎の外にありますよね。そこだけですか。一応それと、それとたばこば吸う人がどのくらいおるかね。それはわからん。いや、大体でいいんですよ。通告に書いておりませんから。大体半分ぐらいとかなんとか。

○議長（今井泰照君）

通告外です。堀池議員。質問を変えてください。

○12番（堀池主男君）

そしたらね、ちょっと質問を変えますけれども、この前、テレビば見とったら、なぜ聞いたかといえば、町長とか副町長とか課長がおらんときに、職員が少しはゆっくりなり過ぎよっとじゃなからうかと思うとつとさね。出て行く回数が多くて。そういうことで私が今聞いたのは、テレビば見とって、敷地内、庁舎内にそのたばこは吸うところがないもんですから、15分かかって行きよるというわけですよ。今の職員の方も、気軽にやったり、1回私は言うたかしれませんが、立ち食いのお菓子を食べよったって、庁舎内でね。そして、お茶も自由に飲みよらすって。これを町民が見て、私に言われたのですけれども。

そういうふうな、今、町長、留守ばかりで、そういう危機管理といいますか、いろんな職員に対しての注意力が不足しているんじゃないですかね。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

まずは、出張は多い。しかし、職員の仕事がやりやすい環境をつくらないかと、常日ごろから私は言っております。私のそういう決裁がおくれると、やはり職員の皆さんも困るわけですから、まず、10時までに、長崎に行くと大体8時、9時に帰ってきます。必ずその日に来ます。その晩に全部済ませてしまいます。私はそうすることがもう習慣になってしまっていて、そうしないとだめなんです。そして、もしどうしてもというときには、朝、6時に行くとい早いですから、守衛さんに対してですね。やっぱり6時半か7時ぐらいには行って、ちゃんと皆さんが8時に来たときには決裁は済ませているということは、誰に聞いてもいいです。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今のたばこをのみに行くのに15分かかったというようなことをおっしゃいましたが、これは新聞報道もあっておりました大阪市の職員ではなかったかと思えますけれども、それで執務

中に時間をかけ、たばこを吸っていたというので処分を受けておったと。うちでは、原則、もう執務中はたばこは禁止をしております。昼休みとか、時間外にのみなさいということで指導をしております。

それから、町長もちよくちよく出張しますが、毎週月曜日は8時からミーティングをやるわけですね。その中に必ず町長は出席しますので、その出張の内容とか、あるいは国との交渉を行った場合の新しい情報とかをいち早くこっちは聞くことができますので、その点については十分ためになっていると。必要な部分については、管理協議会等で職員にも流すというようなことにしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

ちょっと飛び飛びになりますけれども、町長、私がちょっと調べたところが、会長が2017年から熊本県の町長さんですけども、その後、副会長代理というのが3名おられます。そして、副会長というのが7名おられます。こういうことで、私は気になるのですが、先ほど言いましたように、会期中に、そして会期前にそういう会議をするというのはみんなで話し合っているのですか。それとも、よその副会長さんあたりが、要するにその時期は議会があっていないんですかね。そういうのが私は疑問に思うのですけれども。そのメンバーで決めるときに、3月、6月、9月、12月は定例会なんですよ。よその町村もそう思うんですよ。この副会長さん、会長さんあたりも。その点、話は出ないのですか。

町長が前も定例会の前に行かれております。そして、1回は一般質問も前の日にして、2日置いて次の一般質問をしております。そういうことがね、議会軽視じゃないかこの前も言っておりますけれども、そういうことは考えませんか、町長は。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これは、全国の会期はもう1年前に決まっております。全国町村長大会が終わった後に、もう1年分、全部決まっています。そして、それは、今回のときはいつもこのような時期になるわけですけども、このことは、6月4日に決めて、そして、大体どこの町村の3月議会、6月議会、9月議会、わかるんです。そしたら、その中でこのような調整をするわけですね。もう全国んとは決めてしまいます。それに合わせてくださいということで、議会との連携の中で、こういう1日時間をとってですね。そのときに今回もあれはきちっとそういう

ふうにして、九州の町村長大会も14日の夕方にするわけですよ。また別にしたら、時間は、みんな忙しい人間ばかりですからね。そういう形の中で、それに合わせて、どこの議会においてもそのようなことは御理解をいただいてやっていくと。

そして、7月の5日も行きますけれども、これは、30年度の事業はスタートしていますけれども、もう31年度の概算要求が出てきているんです、もう。だから、概算要求が出てくる時期に長崎県町村会として国に政策を、こういうことを重点的にお願いしますという。そういう形の中で、絶対無駄のないように、重ならないように、そしてお互いがあわせていくというような形で、今回も全員協議会を東京ですというような形で、地元の国会議員の選出の秘書の方あたりも誘導をしていただいて各省庁を回るようにいたしております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

どっちが優先されるかですね。副会長を優先されるか、町村会長を優先されるか、それはもう大きなことからしていかれるんですけれども。今定例会の中でも、もう15日おられませんか。要するに会期中にまた行っておられるわけですよ。その辺も、別にどうって気づきませんか、感じません。私たち議員は、私だけかもしれませんけれども、何で会期中にわざわざ行ったりして。先ほど言いましたように、事故があったときは誰がかわるんですか。開会は延びるんですか。それともどうする、代理を急遽するのですか。その辺の答弁をもう一回。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほどもお話をしたように、これは議会を軽視するとか、そういう意図はありません。しかし、やっぱり町村会長として、そして全国の副会長としての責務というものもあります。そして、そういうことも、全国町村会もちゃんと理解をさせていただいている。調整をしてその日に行くわけですから。だから、別に軽視をしてわざわざしているのではないと。お互いに多忙な役目の方ばかりがみんな一緒になって合議をして、全国の町村としての課題を十分あらゆる点からあれして、国に対しての要望を42項目ぐらい。そして、長崎県のほうは22項目ぐらい、ちゃんと調整をして、そして、長崎県は長崎県として知事に陳情をし、そして、また国の各省庁に、そして、また全国のほうでは自民党とか、そういうふうな形で要請をして、それをしていかないと、今度は各全国の町村、そして県の町村についてはマイナスになってくるわけですので、そういう面は御理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

町長は2006年（平成18年）、これは町村会長に就任されてから12年間になりますね。そして、2010年（平成22年）九州町村会副会長に就任されて8年、そして、2011年（平成23年）から全国町村会副会長に就任されて、もう7年になるわけです。こういうことで、かなりの町に留守をされております。役場を。それで、私は議事録を見よりましたら、同僚議員からの質問を、今、町長はどう思っておられるか、答弁を聞きたいと思います。

これは3月定例会の一般質問で同僚議員から、このような状況の中、全国町村副会長会の職を継続されることは決して好まれるものではないと考える。この機会に町村会の副会長を辞任されたらどうですかという質問に対して、答弁は、全国副会長だ、そういうとに別に僕はこだわりません。しかし、やはり皆様から押されてその職務を果たしていかないといかん。そういう思いで、時期が来れば、いつでもそういう形で地位にこだわらず必要はないかと思うしというようなことで、時期が来たらやめるということはどういうことですか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

これは、町村会長にしても、全国の副会長にしても、いろんな取り決めといたしますか、あるわけです。町村会長は、長崎県の場合は早く町長になった人からと。大体そういうふうな形でどこのあれも。今度は、九州の町村会長はどう決めるかという。早く町長に当選したんじゃないなくて、早くその県の会長になった人が行くということですね。そういう取り決めがっております。例えば、九州の中でも2期4年でやめてもらうとか、交代するとか、それはそういう中で、長崎県では最初になった人がやめるまでなってくださいと、それでずっと決まってきたいるわけですね。

全国のそういう会長、副会長も、東日本、中日本、西日本とって、そういう中から、西日本は中国、九州、四国、この三つのブロックから、九州が二人、そして中国は一人、そして四国が一人と。そして、全部で12人副会長がおるわけですよ。その中で代行を僕は2年したわけですがけれども、九州がしたら、次は中国、中国が2年したら、今度は四国、また九州に戻ってくるので、また九州、二人出ていますからね。そういうブロックであってきております。そういう中で、東とか中はまたかわったですね。しかし、その不公平というか、そこがないようなやり方をされている。九州も私から、2年ぐらい前から、九州の副会長も

会長を除いてかえましょうよということを提案してきて、事務局で全部調べさせて、そして、私の任期が終わったら次はどこと、その候補者とみんな調整をしてきております。

だから、今、私が答弁したとおりのことで、恐らく11月には副会長の職をやめていいようになっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど、午前中といいますか、さきに同僚議員から言われたように、もう10年されたところが多いですよということでしたけれども、今、ちょっと見てみますと、町が744、村が183、大体927あれば、村あたりはもうそういうふうに著名者の人たちがもう10期されるところはあるのですが、今、町のほうは、そういうふうにしたらおかしくなるんじゃないかと思っ
ているわけです。というのが、首長は3期ということで、いろんな知事さんでも市長さんでも
言われております。今ロシアでもそうでしょう。多選について国がもめよっとですから。そ
ういうふうですから、波佐見町も余り長くしたらどうかなと思うんですけれども、町長、そ
の辺はもう立候補されておりますから、それ以上は聞きませんが、ちょっと質問を変えます。

町長は町村会に行くときに、前回質問しましたけれども、黒のクラウンで行きよるという
ことで私は言いました。そのクラウンはほこりをかぶっておると言った。そしたら、いつも
来ていただいて、運転手はシルバーですよと言われた。そして、副町長は高齢と言われた。
高齢ですから、運転手つきで帰れば、町村会の会長ですから、送ってこらすとですよとい
うようなことでしたけれども。副町長、高齢と思うなら、どんなですか。今後もそういう
ふう
に運転手つきで行かれるわけですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

まず、町長は公人なんです。公、公人。

○12番（堀池主男君）

公人ですか。

○副町長（松下幸人君）

はい。だから、事務執行をやる大事な町長なんですよね。だから、町長が自ら運転してい
くということは、事故等が大変心配なんです。特に高齢でもいらっしゃるし。本町は69歳

までは町長が自ら運転をして出張されておったのです。70歳になられてから、ほかの町はほとんど運転手付きの公用車がおるわけですね、専用の車が。うちは経費等の問題でそれはしていなかったのですけれども、あちこちから、やっぱり公人だから、送り迎えすべきだというようなこともあって、70歳になられてから、シルバー人材センターにお願いをして運転手を務めていただくということにいたしております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

今までの町長さんはそういうことはなかったですよ。公人というてもね。運転手つきで行ったりって。自分の知り合いなり、自分の何を使って行っておられたと思いますけれども。今回からクラウンを買われて、年数は古くて安かったと言われるんですけども、維持管理がどうかということを私も言いました。きょうは答弁をしなくてもいいんですけども。

質問を変えますと、町長は、今、県の町村会に十二、三回と言われました。例えば、九州があるかどうかわかりませんが全国に、今度東京のほうに出張をずっとされます。このときの出張費は町から出ておりますか、課長。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

県の町村会の用務、あるいは全国町村会の用務で出張をされた場合には、派遣元、派遣を依頼したところからの出張旅費でございますので、町からの旅費の支出は一切ありません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

一応これで前の分は終わりたいと思います。

次に、教育行政について質問いたします。

先ほど答弁いただきましたけれども、きのうから質問と答弁がしっかり出ておりました。

しかし、私もいろんな資料を見て、いろいろ勉強しました。

これは、先日、教育次長から、3小学校の110番のところをいただきました。そこを見てみますと、ちょっと気づいたのが、日ごろおられるところが110番になっておられると思うんですが、コンビニあたりが3軒ぐらいしかなかったんですね。今、波佐見にどのくらいあるかわかりませんが、私が資料を見てみたら、何かあったらコンビニに飛び込めって、保

護者の方がずっとそういうふうになっているわけですね。その辺のコンビニに対するお願い
というのをされたのかどうかですね。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今言われたコンビニについての依頼というのは行っておりません。ただ、子供たちの指導
の中には、先ほど言いましたように、「いかのおすし」というのを言っております。この
「いかのおすし」というのが、「いか」については、ついていかない。それから「いかの」、
「の」は車に乗らない。「いかのおすし」の「お」は大声を出す。「いかのおすし」の
「す」はすぐ逃げる。「いかのおすし」の「し」は知らせる。誰でもよいから知らせるとい
うふうになっております。

ですから、110番の家に限らず、何かあったときには近くの家へ逃げ込むようにというふ
うな形で子供たちには指導をしているところです。今後、そういったいろんな場所につい
ては、そういったことについては、自治会長会とか、老人会とか、また、学校の学校支援会議
などを通して、いろんな面で協力をいただけるように依頼をしていきたいというふうに思っ
ております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

小学校校区の中で、先ほど言いましたように、東小が26、中央小が16、南小が21、この図
面から数えたんですが、移動はあっておりませんか、その後。移動があって、何か理由があ
って移動があつていれば、ちょっとお知らせしてもらいたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

今現在のところはあっておりません。ただ、きのうもお話をしましたように、校長、教頭、
PTA会長で安全の110番の旗を持っていた際に、その状況とかをなんかを伺って、その
場所を通らないようになるというふうなことを言われた場合については、また検討をしてい
くというふうな形をとっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

これに、先ほど「いかのおすし」ですか。それも書いておりました。この辺は児童生徒、

それと保護者にも徹底されていると思います。このポスターもあちこちに貼ってあるのですが、なかなか校区内の人は見ておられるかなと思うのですけれども。

そういうことで、まず、そこに三つの、資料を見てみしたら、三つの輪ということで、子供の保護者、そして一つには警察や学校、家庭への連絡、周辺の環境改善。この周辺の環境改善というのは、道路とかやぶとか、いろんなことの環境と思うのですが、ここに今まで1年間なりにそういうふうに、例えば声かけ事案があつたりしたときに、110番に行かれたかですね。その点がありますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

波佐見町内では、この1年間、声かけ事案があつておりませんので、そういった動きはしておりません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

日報等、月に1回出されるのか、1年に1回されるのか。マニュアルもあるんですけども、このマニュアルもつけてそこをお願いされておるとは思いますけれども、報告書みたいなとは別にしなければならないでいいんですけれども、1年に1回か、それを聞き取りといいますか、出してくださいというようなことをされておりますかね。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

110番の家に対しての文書のやりとりはやっておりません。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

そしたら、事件、事故等があつたときには報告をしていただくというようになっておるわけですね。子供の、いろいろ書いたのも、余りしつこく聞かないことが大事だと書いてありますけれども、やっぱりそこあたりは心配して聞かれる、プライバシーもあるとかと書いてありますけれども、そこはね、ボランティアですから、良識ある方ばかりが110番になっておられると思いますので、いろんなことはないと思います。

もう一つ、ちょっとお尋ねですけれども、帰り道に、下校中に、例えばトイレをしたかったり、急用ができて家族に電話をしたかったりというようなときには、この110番でなくて

もどこでもいいということですかね。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

100%、トイレをかりるということはないというふうには思っております。何かあったとき、そういった声かけ事案については、もう先ほども言いましたように、どこの家でも逃げ込むように、駆けつけるようにというふうな話はしておりますので、そういった面については御協力をいただくように、これからも学校のほうとしても教育委員会としても呼びかけに行きたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

P T Aでは、先ほど協議はしていないということですが、やっぱり事故があつてからじゃ遅いと思うんですね。今度、夏の地区の会合があると思いますけれども、やっぱりそういうふうな、今、事件が発生した経緯についてちょっと言うていただいてね。そして、おっかけ、先ほども、昨日も話が出ておりましたように、いつ事件がどこであるかわからないということで、やっぱりみんなも、町民全体ですけれども、これを気にしておかないといかんじゃないかなと思っております。

そういうことで、しっかり協議をさせていただきたいと思います。

先ほど、スマートフォンとあれについていろいろ聞きました。パーセントも。というのが、学校には持ち込まずに、例えば自分が持っている分ですか、これは。お父さん、お母さんのとじゃなくして、お父さん、お母さんの分を使用して家庭でしているというパーセントですかね。それとも、子供さんがそれを小学校、中学校、自分のものとして持っている人の調査がこれですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

保有についてのお尋ねでございますが、自分で持っているということになっております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

なぜお尋ねしたかという、今やっぱりあちこちのスーパーとか、いろんな駐車場に行きますと、子供さんが乗って、お父さん、お母さんの分やろうと思うとですけど、それをされ

ているわけですね。そいけん、学校としてはある程度注意も必要じゃないかなと思うとつとです。というのが、見かけるのは、もう、車に乗ったとき、静かにするように、ぼんって携帯をやったり、スマートフォンをやったりということで、子供がそれで遊んでおるわけですね。それを扱うたら、全然お利口にしとくわけです。その辺が、また駐車場に子供を乗せてパチンコ屋でいろんな問題があったけれども、今度はスーパーあたりに残して、それを一生懸命なり過ぎて、鍵を詰めんでいったときにどうなるかなと思うとるんですが、その辺の指導はどうなっておりますかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

私もその光景はよく見ます。学校もその辺は危惧をしておりますて、親の携帯を可能な限り使わせないように。また、自分が子供に持たせるときは、フィルタリングですね。通信会社のフィルタリングをかけるようにということで、年度当初に文書で通知したりとか、年度中途でも、そういった事案があれば保護者のほうにお願いをしているような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

水洗トイレについても先ほど言っていました。今後も計画してされると思いますけれども。というのが、今の多分学校が、ちょっと聞いたのですが、なぜドアを閉めないんですかと言ったら、においがするんですよねというようなことがあったんじゃないかなと記憶しておるんですよ。そういうことで、今やっぱり、もうトイレが一番じゃないかと思う。この前、扇風機と言われましたけど、もうエアコンの時代ですよ。そいけんが、町長ば1回、その和のほうも残したかって。議事録を見よったら、そういう人もおられるんじゃないかなと言われておったのですが、今の学校の教育は、できたら全部改修するという計画ですか。それとも、一部残すという考えですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

トイレの便器の洋式化でございますが、教育長が答弁したとおり、50%以上にしていこうというふうに考えております。一方で、中学生の女生徒ですが、やはり洋式の便座につけるのも嫌がるというお声もあって、全て洋式化までは至らないと思いますので、若干の和式は

残るというふうには考えております。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

これはふるさと創生で相当来ておりますもんで、5億分幾ら、そういうふうで、この辺を協議をされて、学校の整備するところをして、予算を出していただいていたほうがいいんじゃないかと思っております。

それと、これは補助金、例えば交付税あたりは出ないんですか。ちょっと見よったら、ここに書いてあるのが、学校整備環境改善交付金というのが3分の1、対象工事をしたら、限度額の下が400万、上限が2億円という資料があるんですけども。川棚町の議事録を見ましたら、一般質問の。自主財源でしなければならない。それで、今は東北のあたりの、熊本の地震があつたりして、かなり回ってこないからというようなことでしたけれども。どんなですか。ここに書いてある交付金の研究をされましたか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

御指摘いただきました、学校環境改善交付金でございますが、本町においても、東小学校、南小学校の大規模改造のときには使用をしております。そのときに、南小学校については、この交付金でトイレの洋式化もいたしましたので、教育長が答弁したとおり、南小学校の洋式化率が高いのはその理由でございます。一定要件がございますので、トイレの洋式化のみならず、学校の老朽化等あわせて改修する際に検討したいと思います。

○議長（今井泰照君） 堀池議員。

○12番（堀池主男君）

先ほど答弁ありましたように、南小は改築されたときに工事をされたと思うんです。そいけん、東、中央とちょっと違うところがあると思いますけれども。私も、全国と県内の、大体この施設のトイレの状況としてあるのですが、波佐見のほうは、先ほども言われましたがね、37.1%、大体こうなっておるわけです。これは教育長あたりは全部持っておられると思いますけれども、資料を出してみたら、まだ37%、半分以下ぐらいがほとんどで、それを長崎県でやっぱりトップクラスになるように努力をされたらどうですか。一応そのことについてはどんなですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育長が答弁したとおり、5割以上を目指していきたいと思います。財源的な面もござい
ますので、先ほど御指摘いただいた交付金とあわせて今後検討してまいりたいと思います。

○12番（堀池主男君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、12番 堀池主男議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、5番 脇坂正孝議員。

○5番（脇坂正孝君）

皆様、こんにちは。通告に従いまして、2件ほど質問いたします。

その一つでございます。旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂（以下、施設と申します）
についてでございます。施設は5月末に改修工事や耐震工事が完了しました。6月24日には
記念コンサートが予定されております。今後、保存、利用、活用をどう図られるのか。供用
開始に伴い、昨日の同僚議員の質問と一部重複はしますが、以下のことについて質問をいた
します。

- （1）施設の名称は今までどおりか、変更するのか。
- （2）施設の所管はどこか。また、管理運営は直営なのか、別の方法なのか。
- （3）利用、活用の形態及び使用料の徴収はどうされるのか。
- （4）総合文化会館とのすみ分けはどう行われるのか。
- （5）条例、規則などの制定はどうされるのか。
- （6）トイレや駐車場、庭園などの外構工事はどうされるのか。
- （7）案内板や説明板の設置などはどうされるのか。
- （8）今後の使用申し込み件数はどのくらいあるのか。

2 番目として、河川立木などの伐採及び浚渫についてでございます。

川棚川やその支流の河川は、柳をはじめとする立木が無数に繁茂している。堤防の高さをはるかに超えた木々も数多く、さらに土砂の堆積も膨大である。このままでは大雨のときには木々に流木がひっかかり、せきとなって洪水の要因になりかねない。また、ビニールなどが枝に絡まって美観上も大きなマイナスである。

長野川や日見須川では、県、町で一部工事が実施されたが、立木は年々成長が著しく、遅くなればそれだけ経費も増大することが考えられる。

町政報告会などでも多くの要望があったと聞いている。1 日も早い工事が望まれるが、どのように対応されるのか。

以上、2 点でございます。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5 番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

まず、旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂について。施設は5 月末に改修工事や耐震工事が完了した。6 月24日には記念コンサートが予定されているが、今後、保存、利用、活用をどう図るのかという御質問ですが、まず、施設の名称は今までどおりか、変更するのかという御質問ですが、以後の答弁では旧講堂と省略してお答えしますので、御了承願います。旧講堂は、旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂の名称で国の有形文化財としての登録を受けていることから、名称の変更について文化庁に問い合わせたところ、届け出があれば変更可能ということでありました。町民の皆様にとって呼びやすく、親しみやすい名称について十分に検討したいと思っております。

次に、旧講堂の所管はどこか。そして、3 の利活用の形態、使用料の徴収等についてと、5 番の旧講堂の条例、規則等の制定は関連がありますので、その順にお答えいたします。

旧講堂は、中央小学校の移転に伴い、その用途を廃止したことから、普通財産として管理しており、修復工事については、財産管理の所管である企画財政課で担当してきました。完成後の所管については、文化財の視点や文化関連施設となれば教育委員会、観光交流施設として捉えれば商工振興課とも思いますが、多目的ホールとしての機能が発揮され、まちづくりや地域おこしのシンボリック施設となれば企画財政課での所管と考えられることから、今後十分に検討して調整を図りたいと思います。なお、今年度中にトイレの設置も考えておりま

すので、一体的整備が完了するまでの間は、現行の普通財産として管理を続け、その間に施設の利用頻度や使用形態などを調査、検討し、さらには全国の類似施設なども参考にしながら、なるべく早い時期に旧講堂の名称とともに設置管理条例及び規則の制定に努めて、行政財産へと移行し、関連する条例や規則の改正で利用料や徴収範囲についても設定をしていきたいと考えております。

また、管理につきましては、状況によっては指定管理者制度も考慮に入れながらも、当面は直営と委託の両面で検討を進めたいと思います。

次に、（４）総合文化会館とのすみ分けは行うのかという御質問ですが、旧講堂は建築的価値や歴史的価値、景観的価値など、その存在そのものが波佐見町にとって大きな財産であると思います。利用する人が旧講堂と総合文化会館のすみ分けを必ずしも求めているものではないと思いますが、一つの考え方として、建物の構造的違いによる利用のすみ分けができるのではないかと思います。階段式固定座席である文化会館と、平面的空間の旧講堂では、おのずとその利用は異なりますし、旧講堂のほうが幅広い用途に利用できるので、イベントの規模や種類も異なると考えます。それぞれの施設が持つ特徴を生かして、逆に互いに欠けている部分を補っていけるような状況になればいいのではないかと思います。

次に、（６）のトイレや駐車場、庭園等の外構工事はどうするのか。（７）の案内板や説明板の設置はどうするのか。（８）の今後の申し込み件数はどのくらいあるのかという御質問ですが、先ほど申し上げましたが、トイレについては、今年度中に完成させる予定で現在計画を進めております。旧講堂と調和がとれ一帯の景観に配慮した意匠で、イベント時にも対応できるものにしたいと思っております。

なお、外構工事については、整備すべき点と現状のまま残す点などを区分して、今後、順次整備していきたいと思いますが、駐車場については、当面は中央小学校跡地の活用により対応できるため、現時点での整備は考えておりません。また、案内板については、既に教育委員会で登録有形文化財として紹介したものを設置しております。

最後に、今後の申し込み件数につきましては、現状では３件程度の問い合わせがあっていることを御報告いたします。

次に、河川立木等の伐採及び浚渫について。

川棚川やその支流の河川は、柳をはじめとする立木が無数に繁茂している。堤防の高さを超えた木々も数多い。さらに土砂の堆積も膨大である。このままでは大雨時に木々に立木が

ひっかかり、せきとなって洪水の要因になりかねない。また、ビニール等が枝に絡まって美観上も大きなマイナスである。長野川や日見須川では、県、町で一部工事が実施されたが、立木は年々成長が著しく、遅くなればそれだけ経費も増大することが考えられる。町政報告会でも多くの要望があったと聞いている。1日も早い工事が望まれるが、どのように対応するのかという御質問ですが、本町を流れる二級河川川棚川及びその支流については長崎県が管理する河川となっており、長崎県において順次河川内立木の伐採や浚渫工事を実施しているところです。平成28年度に実施した町政報告会においても多くの地区から河川内の木の伐採要望があっていて、県北振興局河川課に要望しているところですが、県においても数多くの箇所を抱えており、全てには対応できていないのが現状です。

今後も引き続き県に要望をしていきたいと考えています。

町の管理河川においては、毎年、浚渫等の維持工事を行っていますので、今後も引き続き、少しずつではありますが、実施していきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

施設の名称でございますけれども、変更も十分検討されるというふうなことでございますので、そちらのほうを期待したいと思いますけれども。御存じのとおり、現在の名称は非常に長うございまして、漢字で数えて17文字あります。ちょっとこれはもう、いろんな面で大変かと思っておりますので、文化財保護法の関連で問題なければ、短くて、もっと親しみが湧く名称に変更できないものかと思っております。

それから、名称と変更しまして、愛称ですね。ウェイブホールとつけてあるように、こういったように愛称も最近のはやりと申しますか、非常に呼びやすい名前だろうと思っておりますので、こちらのほうも並行して検討していただければと思っております。私は簡単ながら、波佐見のマスコットキャラクターに合わせまして、はちゃまるホールはどうかというふうなことを思っているわけですが、一応、候補の一つに数えておいてください。

それから、所管先でございますけれども、これは私もこのように、町長の答弁どおり、文化を優先すれば教育委員会、観光でいけば商工観光、多目的でいけば企画財政じゃないかと思っておった次第でございますけれども、今から十分検討されるということでございますけれども、ただ、今度の文化財保護法と教育行政の、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これが5月末に成立しております。そして、施行は来年4月からということになってお

りますが、この中で特にこの法律の改正によって、文化財をまちづくりに生かしつつ、その地域社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要というふうなこととか、活用については、大いに観光的なことにもその活用を図っていけるというふうな、そういうふうな制度に変わるようでございます。

さらに地方公共団体、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文化財保護の事務は教育委員会の所管ということとなっておりますけれども、条例によって地方公共団体の長が担当できるようになると、こういうふうなことで法律も通っておりますし、それから来年の4月の完成ということでございますので、これから条例規則を考えられる中でこの辺も生かしていただければと思います。

それから、管理運営ですけれども、当面は直営と委託の両面を考えておられるというふうなことで、指定管理者もその範疇に入るわけでしょうけれども、どうしても直営というわけにはまづいかないと思っております。したがって、指定管理者か委託の方法になるのかとは思いますが。

この中で、ちょっと、先ほどその利用活用の形態及び使用料の徴収ということで書いているんですけれども、利活用の方法、形態というのは、これは見学者が来られて、まず一つ考えられるのは、外観だけを周遊されるというのがまず一つ考えられるわけですね。この場合は、その概観を見られる分は特別、取り立てて問題はなかろうかと思っておりますが。あと、珍しい施設でございますので、施設の内部を見学するとか、そして、さらに催し物、イベントを開催するということになりますと、どうしても人の配置が必要ということになります。人の配置がですね。だから、そこら辺をどのように見ていかれるかですね。恐らく西ノ原地区との連動ですか。そういったことでもお客さんは多いかと思ひますし、それから陶芸の館あたり、ちょうど周遊コースになりますので、そういうふうな来客者が非常に多くなろうかと思ひます。

さらにそういったことを踏まえまして、答弁では余り話がありませんでしたけれども、まず、開館日、それから開館時間、このあたりはどのように考えておられますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御質問にございました、まず、利用料等の関係ですけれども、単純なその見学者だけにとってどうするのかとかいうものもござひますし、あるいはその建物そのものを使用する場合

の使用料、利用料ですね。そういったものもございますが、ここら辺については、見学、いわば入館料的なものでしょうけれども、これについては現在のところ徴収というふうな考えはございませんが、将来にわたってないということではございませんけれども、現在のところでは入館料等は考えておりません。ただし、その施設の使用料に当たっては、それ相当のやはり利用料、使用料を徴収すべきかということで考えておりますので、これは別途、使用料、手数料の条例がございますので、そちらのほうに設定をしながら、考えながら設定をしていきたいというふうに思っております。

それから、そういったもの等を含めまして、今度開館日、それから開館時間、お尋ねの開館の時間の問題でございますけれども、これも、やはり一般公開となれば、常時開館が必要であろうかというふうに思いますし、これも今後のその管理に当たっての検討課題といたしまして、十分な町民にとって親しまれる施設となるような日の設定、あるいは時間の設定、あるいは利用しやすいものになるように検討を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

外観だけ、単純に見られる分、それから内部も含めて、ここまではなかなか入館料を徴収しますよというわけにはいかんだろうと思いますけれども、イベントの開催、特に有料開催ですね。これについては、それなりの使用料を徴収されるべきだというふうに私も思っております。

あと、その備品ですね。開催時のいすとか、ちょっとしたテーブル、こういったものの取り扱い、現在ないとは思っているんですけども、その辺の取り扱いはどうされますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

当然、来年度からの供用開始を目指しているわけでございますので、現在、企画財政課の中で、担当のほうで、今後どのような備品が必要になるのかの調査をするように指示しております。ほかに町内の他の施設がございますし、あるいは類似の施設等も調査して、どういったものが必要なのか、あるいはもう既に町で所有しているから必要ないのかということもあわせて調査をさせて、供用開始までには十分な整理といいますか、準備を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5 番（脇坂正孝君）

特別変わったものというのはそう必要ないかと思っておりますけれども、例えば、コンサートなり、芝居なり、演劇なりがあった場合に、最低、いすですか、何百脚になるかわかりませんが、これは必要かと思っております。そのたびにどこかから運んでくるというわけにはいかないだろうと思っておりますので、最低必要なものがどの程度要るかということとは今後十分検討していただきまして、無駄な買い物はする必要はございませんけれども、何しろお客さんが入りますので、そういったところはひとつ十分検討をしていただきたいと思います。

それから、先ほど申しました条例、規則の制定ですね。私、6月議会で条例の提案があるかと思っておったのですよ。昨日、来年の4月に施行を目指して作成していきたいというふうなことでございますけれども、これがおくれた理由というのはどのようなことですか。再度お願いします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

御指摘のように、本来であれば、竣工して、直ちに行政財産に移管して、移管するためにはそのための個別の設置条例、管理条例と、それからそれに合わせた施行規則等を制定すべきではあるかと思っておりますけれども、先ほど答弁しましたように、一体的な整備を今年度中には終えたいということもございましたし、仕事の多忙は理由にできませんけれども、そういったものも含めながら管理していきたいというふうに思っておりますので、きちっとした一体的な整備が整う来年4月1日をめどに制定していきたいというところでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5 番（脇坂正孝君）

この施設を保存すると。そして、町民、あるいは町外の皆さんに利活用をしてもらうということは随分前から方針としてあっているわけですから、それ以前からこの条例の制定については検討されてよかったかと思っておりますけれども、おくれたということでございますので、ついては、旧中央小学校講堂兼公会堂保存活用委員会というのが、恐らく活用が決まる前後にあるかと思っておりますけど、この委員会はまだ継続はされていますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは保存するに当たっての答申をいただくために設置された委員会だと私は理解しておりますが、現在はございません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

この保存、なぜ聞いたかと申しますと、この委員会がまだ残っておりまして、そういった委員会の中で、この条例、規則等の制定に向けて大いにもんでいただきたいということがありまして、この質問をしたわけでございますけれども。あと一つ、総合文化会館のほうにも委員会がありますですね。そちらのほうはもちろん現存ですね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

教育委員会のほうで所管をしておりまして、管理、運営等について協議をしていただいております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

若干、最初のその目的とは違うかもしれませんが、あちこち条例をつくられるに当たって、方々の意見を聞いたり、それから、昨日の意見で、とにかく初めてのことで、余り全国的に珍しいことというふうなことでございますので、その総合文化会館の委員さんあたりの意見を聴取するというふうなことは考えられませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

総合文化会館の委員さんというか、これまでにこの保存活動にかかわってこられた関係の団体組織、あるいは、その他いろいろな有識者の方からの御意見の聴取というのは十分考えていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

今までの委員会そのものは、もう、一応閉じてあるかもしれませんが、そういった方々の御意見なり、それから部会の意見ですか。この辺も十分聴取されてから、今から3月までということになりますと、時間もございますので、親しみやすく、利用しやすいホールづくりを目指していただければというふうに思っております。

それと、トイレや駐車場、庭園等の外柵工事ということで申しておりますけれども、トイレにつきまして、30年度の予算に盛り込んでありますが、金額的にはちょっとわかりません。まず、確認でございますけれども、施設内にはトイレはありますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今回の改修事業におきまして、新たな施設、あるいは設備を、防火等は別としまして、つくることはできなかったわけですね。ですから、トイレは施設内、旧講堂内にはございません。そういうことから、講堂から外れたところに、別棟として、今年度、トイレを建設する予定でございます。昨日の質問の中にもございましたとおり、3月末を目指しておりますが、もっと早目に、できれば、可能な限り早い時期に完成を目指しまして、あの一帯が陶器まつり時におきましては駐車場用地としての活用もございますので、そういったイベント時にも対応できるようなトイレ数等も考慮しながら、予算の範囲になりますけれども、整備をしまいたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

施設内にはトイレはないものと思っておりました。したがって、そしてイベントですけれども、イベント時あたりに、余り離れておりますと、どうしても時間がかかってしまいますので、施設から近いところですね。そこらあたりに、恐らく渡り廊下でもつくられてされるかと思っておりますけれども、なるべく利用しやすい、雨降りでも、風の日でも利用しやすい位置につくっていただくように要望をいたします。

さらに、規模としてはどのくらいを考えておられますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、トイレの位置でございますけれども、今考えられますのは、建物の西側の奥のほうに渡り廊下の一部残りがございます。あの構造を利用しながらトイレに向かえる、大体あの近辺につくってはどうかというふうな考え、計画でございます。それから、規模につきましても、当然男女別はもちろんのこと、それから身体障害者対応のトイレも設置すべきと思っておりますし、特に女性用の便器ですね。これあたりをある程度充実させていきたいと思っておりますので、今回の予算計上の範囲の中で、可能な限りそういった利便性を図れる施設

にしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

そういった方針で、数が、どのくらいのブースがあるものか、そこまではまだ、おわかりになりますか、計画は。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まだ計画の段階ですので、はっきりとした数字は確定はしておりませんし、まだ実施設計も組んでおりませんので、なかなか、数字がひとり歩きすると非常に困るのですが、ある程度女性の便器につきましても、6基か7基以上、6から7くらいでしょうかね、構想上は。それから男性も小便器と、それから大便器ございますので、それぞれ必要な数はそろえていきたい。それから、あそこがちょうど下水道がもう入っておりますので、下水道接続をすれば浄化槽の設置等が必要ございませんので、そういった部分を、そういった便器の数等に反映できればいいのかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

通常の利用はもとより、イベントですか、そういったときは、どうしても時間がちょうど終わったときに皆さん一斉にということで、多くの利用が一時期になりますので、その辺も考慮されて、そして、先ほどの話では、施設内部の近くということでございますので、その辺を考えながらやっていただければと思っております。

よくよく言われておりますけれども、やはり陶器まつりのときなど、女性用のトイレがやっぱりちょっと気の毒なくらい混雑しておりますので、その辺も考慮に入れながらトイレの設置はお願いしたいというふうに思っております。

駐車場は別としまして、植栽の件でございますけど、手入れの件でございますが、きのう、正面のほうは同僚議員が申されたところですが、建物から一段段差になっていますね。五、六十メートルですね。あそこのところは何かされる予定はございますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

現時点での計画はございませんが、例えばちょっとした生け垣を設けるとか、あるいはち

よっと滑りやすい状態になっておりますので、例えば、駐車場といいますか、跡地から講堂敷地内へ入ってくるときの若干の階段を設けるとか、そういったものは考えていきたいと思っておりますが、現時点での植栽等は考えてはおりません。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

私は、できれば、もう高木、高い木はちょっと後々管理もかかりますし、不向きじゃないかと思っておりますので、桜とか、アジサイとか、ああいった低い木ですね。この辺を一面に植栽すれば、そう経費もかからんでできるかというふうに思っております。

次に移りまして、案内板、これは今後のことになろうかと思っておりますけれども、案内板と説明板を含めまして、波佐見は陶器の町でございますし、あの辺はほとんど陶器で彩られているわけでございますけれども、陶板による看板、それから、先ほどの登録有形文化財の説明板、現在赤くしてありますけれども、これを陶板性でつくられたらいかかと思っておりますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それら案内板につきましても、全体的なバランスも必要かと思えますし、必ずしも陶板ばかりがいいとは限らないと思っておりますので、この施設に合った説明板、あるいは案内板であればいいのかなと。それから、今、既にございますので、そういった状況を見ながら、本当にもう少し改善が必要だというふうなお声をたくさんいただくようであれば、そういったものも十分考慮しながら整備していければいいのかなというふうには思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

ちょうど世界の窯ですか、陶芸の館のですね。あそこの登り口のところは陶板で略図ですか、それが設置してありまして、これは非常にいいなと思ったりしているんですけども、そういった方向もひとつ考慮していただければと思います。

そして、総合文化会館とのすみ分け、これはどうされるかというふうなことでございますけれども、それはもちろん両方とも使えるということですが、町長答弁にありましたとおり、構造、それから建物の特徴ですか、こういったものをずっと出して、それぞれの特徴、内容に応じて利用者の方が決められるのが一番かと思っておりますけれども。

たまたまこのポスターを目にしたのですが、オペラの「高山右近―至福の王者」というふうなのが10月14日に開催予定ということになっております。これは、会場がウェイブホール、または波佐見旧中央小講堂というふうになっているんですが、これは恐らくどっちにするか、主催者のほうで決めかねられないと、られていないというふうに判断しているわけですが、そういったところはどんなですかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

今、御紹介がありましたイベントについては、ちょっと私たちのほうも情報が入っておりませんで、もし、そういった利用があれば、ぜひ活用していただいて、講堂のすばらしさを御紹介いただければいいのかなというふうには思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

来年の4月に予定されている条例制定までの使用の申し込みと、これは恐らく、ひょっとしたら利用者によっては、教育委員会に申し込まれたり、企画財政課のほうに申し込まれたりというふうなことがまちまちではないかというふうに思っているわけですが、その間の管理とか運用、これは恐らく連携をとってやられると思いますが、その辺はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

3月までは普通財産として管理を企画財政課のほうで行いますので、使用願い等につきましては企画財政課のほうで一括して管理いたします。それから、新たな個別の管理条例、設置条例が制定しますと、所管をはっきりさせまして、そちらのほうでの管理ということにさせていただきますというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

一応、今後、施設、講堂でございますけれども、これが円滑に運営されまして、そして町内外の皆様喜んでもらえる施設、文化財の保存も、そしてまた活用も十分なされる施設というふうなことになりますようお願いしまして、この質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、河川の立木の件でございますが、回答は、恐らく波佐見の場合は県管理の二級河川がほとんどということで、県のほうに伐採計画、伐採をしてもらうということになるかとは十分思っておりました。そして、また、町が管理されている普通河川、これについては少しずつでも実施されるというふうなことでございますけれども。

もう、現在追いつかないような状況になっているわけですね。私は、平成22年か23年の町政報告会のときに、この件は1回、公民館の会の中で質問したわけでございますけれども、そのころは何とかなるかなと思っておったのですよ。そして、例えば山角あたりにある柳の木、あれもこのままでは今に堤防を越えるかなというふうに思っておりましたところが、もうはるかに堤防を越えているというふうな状況でございます。非常に景観上も見苦しゅうございますし、問題は、先ほどの通告に書いていましたとおり、非常に洪水の危険性が高いというふうなこと、それを心配しておるわけでございます。

私もちょっとざっと河川を回りまして、数までは調べきっておりませんが、川棚川、梅ノ高野に入りまして、あそこから大体繁茂しております。温泉の付近を一部除いて、ずっとこの中学校の近くまでですね。そして、また、支流は川棚川に近いところは柳等が繁茂しております、それより上流のほうは、今度はヨシ、アシと申しますか、ヨシが生え茂って、そして土砂が堆積していると、こういうふうな河川の状況でございます。

土砂の堆積も、実際に入れば、物すごいんですよ。ヨシが生い茂って、根をしっかりとっておりますので、そこに土が絡まって、相当、中に入れば危ないぐらい高低差があります。水が流れるところと、それから生えているところと。そういうふうなことでございますが、一応これについて調査は、実態調査と申しますか、これはされていますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

議員がおっしゃるように、二級河川の川棚川、県の管理の河川になっておりまして、これの支流関係で、川棚川水系で10カ所の支流がございます。全ての河川に関して詳細に調査ということは行っておりませんが、今後、おっしゃるとおり、特に住宅に近接する河川の大きな木がありますので、そういったことについて、先ほども町長の答弁で申し上げましたとおり、県に強く要望していかなければならないんじゃないかなというのを改めて実感をしているところでございまして、さらに詳細に調査をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5 番（脇坂正孝君）

素人の私で、ちょっと目視による調査と申しますか、そういったことをしたわけですが、まずけれども、特にひどいのが、どこでもある程度はあるんですが、住宅とか公共施設との関係で申しますと、川棚川の万年橋から長野川の下流付近ですね。こちらについては、波佐見高校とか、それから、民家はもちろんですけども、それから老人施設、こういったものがございます。それから、稗木場川の下流のほう、皿山第二橋というふうに書いてありましたがけれども、あのあたり、ここら辺はもう高木が繁茂しまして、いつ、せきとなって氾濫して、民家とか施設に影響を及ぼすのかわからんというふうな、そういうふうな状況でございます。そういったことで、今、課長がおっしゃいましたように、詳細な調査をしていただければと思っております。あわせて、ヨシとかの生えぐあいですね。

それから、これが、もし河川の立木が原因で災害が起きた場合、よくよく想定外の雨量とか、想定外の風力とかということと言われますけれども、これは想定外とは到底言えないんじゃないかと思いますが、そのあたりはいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

どのくらいの雨量で、どのくらいの災害が起こる、災害といいますか、被害になるのか、その満水状態になるのか、その、それぞれの河川の状態によって当然異なっているかと思えますけれども、おっしゃるとおり、立木、流木だけでなく、かなりの草が繁茂している状態でございますので、その辺も含めて、県の方にも現地に来ていただくような形でお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5 番（脇坂正孝君）

北海道で、おとし、平成28年の8月に大水害があっております。これを機会に、29年3月に北海道のほうで「河道内樹木伐採などの河川維持管理のあり方」というレポートが出されております。これによりますと、ちょっと長いですけど、読みます。

まず1点として、今回の河川被害やこれまでの樹木伐採などの維持管理を踏まえると、河道ですね、河の道、河道内の樹木や堆積土砂の除去は速やかな対応がなされていない状況にあったと。そして、樹木や堆積土砂がその原因であったというふうなことを書いてあります。

それから、まず、その2点目として、日常管理に予防保全の考えを取り入れ、河川ごとに

伐採の実施計画を作成し、PDCAサイクルにより、河道内の樹木などの状態整備を行いながら工事を実施すると。

第3点目として、コスト削減のために向けた取り組みとして、メンテナンスサイクルによる計画的な実施により、高木化前に伐採などを行うことにより施工費の低廉化を図るというふうに、これは拾い読みですが、このようになされております。

まさにこのとおりだと思っておりますが、こういったことを、県が管理しておりますので、何ともしがたいところはあるんでしょうけれども、要望いたしていただきたいと思いますが、今まで県への要請、要望、こういったことはどのような形で、先ほどの町長の答弁にはありましたけれども、例えば文書で出すとか、写真を添えて出すとか、現地に足を運んでもらうとか、こういうことはなされていますか。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

これまでも口頭でのお願いという形ではやってきていると思います。ただ、順次、近年でも平成28年度は町内の4カ所程度、それから、昨年も29年度も長野川で1キロ程度の浚渫とか伐木ですね、そういったものも取り組んでいただいております。今後は、県のほうとしても今年度、川棚川の除伐等についても、伐木についても予算は計上はしておりますということで、全体的にどこという特定の場所はしていないということでございますので、今後、絞り込んでの要望をしてほしいというようなことでございますので、文書での要望を、図面をつけながら、写真等をつけながら要望していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

昨年度実施されました長野川の上流のほうの工事、これは大変喜んでおられました。近くの住民の方はですね。これでやっと安心できたというふうなことで非常に喜んでおられます。そういったことで、やはり、かなり皆さん、心配しておられますので、今、課長おっしゃいましたように、口頭だけではなくて、箇所づけをされて、写真とか、それから住民の声等も寄せていただきまして、県への要望をお願いしていきたいと思っております。そして、それも毎年毎年されたほうがよろしいんじゃないかならうかと思えます。

最後にですが、災害が起こる前に、そして、また樹木が大きくなる前に、早急にその河道の樹木、それから土砂の撤去を施工されることをくれぐれも要望しますが、こういっ

たことは全県的な問題、特に波佐見町は河川が多いかもしれませんが、全県的な問題かと思っておりますので、町長、町村会長とされてどのような要請をされますのですか。ぜひ町村会長としての要請もお願いしとうございますけど。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

例年は、やはり県内での町村8町のそれぞれの課題と、そしてまた長崎県が進めている重点事業、これの促進というような形で、大体二十二、三項目上がってきております。そういう中で、今詳細にはちょっとあれですけど、載っていなかったら、口頭でも、スクラムミーティングもありますし、そして、それには波佐見町だけじゃなくて、他の町村でも課題として、しかし、まだ優先する課題が多々あるんじゃないかなというふうに思っておりますので、要望項目に上がっておったら、ぜひそれも強く申して、もし上がっていなかったら、口頭で、知事、または県議会議長、そして、スクラムミーティング等でもお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

先ほど申し上げました、北海道のレポートのとおり、北海道の文書のとおり、ぜひそういったことが原因で、やはり大災害につながるというふうなこと、そして、また、なるべく小さいときに伐採したほうが、後のコストもかかりませんというふうなことでございますので、ぜひ町村会として足並みがそろえば、また、それはそれでよろしいかと思いますが、そうではなかった場合でも、波佐見町の現状はこういうことだというふうなことで、強く県の執行部、知事、議長さん、そういった方面に働きかけていただければと思います。

最後に、町長、お願いします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

十分理解いたしておりますので、ちゃんとした対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。2時10分から再開します。

午後1時54分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 三石孝議員。

○3番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。通告に従いまして質問を行います。

1、波佐見陶器まつりについて。

本年も盛会に開催された第60回陶器まつりは、来場者数32万9,000人で、過去最高の盛り上がりを見せた。しかしながら、一部おもてなしの不十分なため、多くのお客様からおしかりをいただいております。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

一つ、メイン会場におけるトイレの対応（数量・案内）の現状と今後の対策をどのように考えているのか。

二つ目に、雨天時のテントの排水対策は十分に行われているか。

次に、自治会活動における助成制度について。

町内の各自治会は、地方自治の基本である住民自治としての活動母体である。その自治会は団体自治である行政や議会とは切っても切れない存在であり、その自治体の充実が住民自治の充実が不可欠であると言われている。

そこで、次のことをお尋ねいたします。

一つ、現在実施されている自治会への助成、補助制度など、どのようなものがありますか。

二つ目に、各自治会への助成額の算出根拠、基準などはどのようになっていますか。

三つ目に、各自治会は人口や世帯の減少に伴い、自治会活動の予算の減少も懸念されていますが、今後どのような対策をお考えになっていきますか。

以上、壇上での質問といたします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3 番 三石議員の御質問にお答えいたします。

まず、波佐見陶器まつりについて。本年も盛会に開催された第60回陶器まつりは、来場者数は32万9,000人の過去最高の盛り上がりを見せた。しかしながら、一部おもてなしが不十分なため、多くのお客様からおしかりをいただいている。そこで、次のことを問う。（１）メイン会場におけるトイレの対応（数量・案内）の現状と今後の対策をどのように考えているのかと、（２）雨天時のテント排水対策は十分に行われているかという御質問ですが、波佐見陶器まつりはことしで60回目という節目を迎え、さまざまな記念事業を実施され、過去最高の32万9,000人のお客様に御来場いただき、大いににぎわいました。昨年からは長崎キヤノン様の御厚意により、社員駐車場をお借りして、特設大駐車場として利用させていただき、また、東小学校校庭の駐車場利用、警察協議による渋滞対策を講じ、初日の29日を除くと交通渋滞も少なく、スムーズな誘導を図ることができたようです。

御存じのとおり、この波佐見町最大のお祭りは、窯業関連団体をはじめ、関係機関等で組織する波佐見陶器まつり協会において開催され、波佐見焼振興会を事務局として、関係者が一丸となって運営されています。本町職員においても駐車場整理や観光案内所等に全職員が出動し、お客様に満足いただけるよう、おもてなしの心で対応したところです。

陶器まつり開催に当たっては、何回もの事前準備の会議や、警察や消防をはじめ関係機関との入念な打ち合わせ、協議を行い、また、終了後も多くの気づきや問題点、課題等を出し合い、次期開催に向けて問題解決のための協議が行われており、その中で議員から御指摘の2件についても既に問題提起されております。

まず、トイレの対応について。メイン会場のトイレ数は、陶芸の館や勤労福祉会館、やきもの公園、工業組合など、常設トイレが、男性用、大10基、小23基、女性用24基あり、仮設が男女合わせて、大が3基、小が3基設置されているところです。

これまでもお客様からの御指摘により、常設トイレの洋式化工事など対策を図ってきましたが、それでも来場者に対して不足していたり、十分なおもてなしができなかったりと、多くのお客様に御不便をおかけしたことから、次期開催においては仮設トイレの大幅な増設とあわせて、下水道直結でくみ取りが不要な仮設トイレなど、いろいろな手法を研究してトイレ不足を解消していくことで協議をされています。

次に、雨天時のテント排水対策についてですが、歩道に設置されているテントでは、本来の道路構造上、車道側に向かって傾斜をつけていることから、テントからの雨水がテントの中を横切り、水浸しになっている状況です。出店者はもとより、来場のお客様に御迷惑をおかけすることから、陶器まつり協会においては、通路へのマットの設置やテントの改良など、まず出店者や主催者でできる自助努力を行って、お客様が安心してお買い物ができる環境をつくっていくことが協議されました。これらの対策について解決できる部分は解決されるよう、行政側としても指導するとともに、必要な支援やハード面での整備もあわせて考えていきたいと考えています。

次に自治会活動における助成制度について。町内の各自治会は、地方自治の基本である住民自治としての活動母体である。その自治会は団体自治である行政や議会とは切っても切れない存在であり、その自治体の充実が住民自治の充実が不可欠であると言われている。そこで次のことを問う。（１）現在実施されている自治会への助成・補助制度はどのようなものがあるか。（２）各自治会への助成額の算出根拠、基準などはどのようなになっているかという御質問ですが、自治会に対して町独自で助成や補助を行っている制度として、自治振興交付金、地域振興事業補助金、人づくりまちづくり事業補助金、里道等改修費補助金などがあります。

自治振興交付金は、自治会の自主的活動を支援するために交付しており、今年度は総額1,800万円を、均等割3分の1、世帯割3分の2で算出し、年2回に分け交付するようにしています。

地域振興事業補助金は、自治会活動促進のため自治会が行う公民館建設や有線放送施設整備など一定の事業に対して補助を行っており、今年度は1,000万円を計上しています。補助率はメニューごとに自治会の世帯や人口の規模、高齢化率を考慮して3区分に分け、それらの状況が厳しい自治会ほど補助率を上げて設定しています。

人づくりまちづくり事業補助金は自治会のみを補助対象としているものではありませんが、伝統文化継承や地域づくりの意識の高揚、地域コミュニティの活性化などを目的とした事業に対し補助金を交付しています。補助金はメニューごとに補助率や上限額を定めています。

里道等改修費補助金は、地域生活に密接した道路の整備に関する事業を対象に今年度200万円を計上しています。補助率は工事費の3分の2、また原材料支給の場合は90%としています。そのほかにも、各自治会の環境美化推進事業に対して、委託料として総額450万円を

支払うようにしています。

(3) 各自治会は人口や世帯の減少に伴い自治会活動の予算の減少も懸念されているが、今後どのような対策を考えているかという御質問ですが、人口や世帯が減少すれば、相応に自治会活動にも影響が出てくることは予想されます。このようなことから、平成30年度は自治会の一般財源に充てていただいている自治振興交付金を100万円増額しました。また、地域振興事業補助金の総枠も100万円増額していますし、状況によっては補正対応も考えているところです。今後は自治会の財政状況等を勘案しながら、研究、対応していくべきものと考えています。

コミュニティ活動になくってはならない有線放送設備の更新にも苦慮されている実態があり、方法が決定しているものではありませんが、町が検討している防災行政無線戸別受信機の導入と併合し、効率的なものができないかを調査をしている段階です。

また、日ごろから自治会とは情報交換を密にし、自治会からの意見や要望については随時判断しながら、町が実施すべきもの、あるいは町としてできるものについては早期の対応を心がけるようにしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

まず最初に陶器まつりの件でございますが、今、御答弁の中に、今回、第60回陶器まつりの中でもおもてなしの対応がちょっと十分ではなかった点で、その点を反省会含めて協議をされたということでございます。

先ほど御案内いただきました数でございますが、トイレの件はメイン会場、すなわち陶芸の館、勤労福祉会館が大体メイン会場という形で開催され、工業組合等の数も計上されておりましたけれども、大体、陶芸の館、勤労福祉会館で約30基、臨時のほうで芝生の裏に1基ずつ、2基ありましたけれども。

そういうことで、この陶器まつりは第23回、昭和56年にやきもの公園のほうで開催されるようになったと。また、平成2年から、ゴールデンウィークに開催されるようになったということで、それからしますと、平成30年というから、もう10年一昔と言いますけれども、相当前からの開催ということで、今、物すごい勢いで波佐見町がやきものを含めて元気になっている部分で、今回、最高のお客様を受け入れて開催されたということでございます。

いかんせん、その数が数でございますので、32万9,000人ですから、1週間、29日が、初

日が一番多いとは言え、平均しますと4万から5万の間ですね。そういう方たちがいらっしやっているという会場に30基のトイレの数では到底賄いきれないというのは、もう随分前からおわかりいただいていたと思います。

そういうことで今後協議をされるということでございますが、案内板といいますか、トイレですよ、ここがトイレですよという、相当なお客様がいらっしやいますので、どこがトイレかわかりません。主催者側からはこのようなパンフレットでやっているんですけども、波佐見陶器まつりの出店者が入ったパンフレットを配られ、その中にこの赤いマークをちょっとしています。赤いマークをしています、こんな感じでトイレのマークが入っているだけです。会場にこちらがトイレですよという御案内板もございません。

そういうことも含めて、いろんな形で行政のほうからも指導を行うということでございましたし、今の常設のトイレだけではなくて、臨時用ということで御案内がありましたが、少しこちらのほうも調べておりましたけど、これが例の臨時用のトイレです。これは通常の臨時用のトイレはくみ取りをしないといけませんが、この場合は下水道が通っている区域にちゃんとこうやってジョイントできるような形での対応ができそうなことで上がっております。これも下水道課のほうからの提案でございましたけれども、情報の提供でございましたけれども、この臨時用についても、この災害時の避難箇所に指定がないとできないという規定がございます。幸い、一時避難所のほうにやきもの公園広場、旧中央小学校跡地、また、避難施設のほうに勤労福祉会館というふうなことがあります。こうやって条件がそろっておりますので、こういうのも生かしながら、多くのお客様がいらっしやるための、全部、お子さんも大人の方もそうですけれども、一番のおもてなしはおトイレですよ。会場にはやきものを購入されながら飲食を楽しまれる方もいらっしやいます。その点で、御案内板、また、こういう直結型の臨時用のトイレ、さらにいろんな方たちのお話を聞きますと、お掃除を担当される方もしっかり対応してもらうような形の配置をお願いしていただきますと、気持ちよく用が足せるというふうなことでおっしゃってございましたので、その辺も含めてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

議員おっしゃるとおり、今回の陶器まつりにおいてはかなりのトイレ不足が発生したということで、事務局としてもその辺はすごく反省をしております、その辺は真摯に受けとめ

たいというふうにおっしゃってありました。

陶器まつり会場での案内板については、聞くところによると、芝生広場あたりの案内は一部やっていたという話なのですが、私が見た限りでは、少し不十分かというところも感じましたので、その常設のトイレの案内も含めて、その案内も次回開催にはしっかり対応していきたいというふうに思っております。

また、御提案がありました、いろいろなトイレの、防災トイレですか。直結型のトイレのいろんな手法があるみたいですので、そこも十分協会とも協議しながら、もちろん、この水道課とかとも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

この60回ということで、23回とか、平成2年にあっていますから、こんなになったのはここ四、五年です。五、六年です。七、八年前まで、インターのところで車が行くのを、8割は有田に行きよりました。半分でもよかけんが波佐見に来てくれんかねというような思いはしたわけです。それを人為的にはとてもできないですね。しかし、おかげで知名度が上がって、そして、非常にお客様が官民一体となって波佐見焼の知名度アップで、東京ドーム、そして、またはかたd eはさみというようなことで、ターゲットを、まずは福岡に、そして、いろんな工夫を、陶磁器業界、まつり協会の人もシャトルバスを有田にやったりして、博多から汽車で来ておりてくる、これも行ったり来たりしたとき、大分苦勞をいたしました。そして、ロードレースがちょうど29日にしよった。これも変えてですね。これも大分、大いに貢献できたんじゃないかなと。今回は特別に、やはり来場者が、もう前の日とか、早朝からといいますか。そして、いろんな取り組みのあれでも、いろいろ反省事項、御指摘いただいたことを十分反省しながら、来年度にさらによりスムーズに、円滑に行けるように努めていかなければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

今こそチャンスですよ、町長。四、五年前ってまさしくそのとおりですね。波佐見町のことを好意的に思っておらず東京のお客様からお手紙をいただいたのも2013年、四、五年前です。そのときに感じられたことが、余りにもトイレの数が少ないので何とかお願いしますというお手紙を町長宛てに出されています。町長のほうもごらんになったということで、お返

しのお手紙をいただいたという返事があります。

ですから、こういうふうにやきもの業界の皆様、行政の皆さんが努力されて今があるとするならば、今こそチャンスです。しっかりした対応をしていただいて、なお来られたお客様がさらに来年、また、お友達も含めて来場できるような環境をつくっていただきたいと思います。

一方、あわせてですけれども、雨天時のテントの排水等につきましては、可能な限り、マットを敷いたり、考えていきましょうという御提案があっております。現状は、簡単に御説明いたしますと、私のほうも雨天時に会場内の業者の方々がお寄りになりまして、行ってみましたら、お電話で悲鳴を上げられたとおりでございました。会場は、メイン会場から出てすぐ右手のテントの中にそういう現象があります。

どういう環境かといいますと、このテントの裏にこういうふうに、この白いテントの袖のほうから雨水は流れてきますけれども、行き先がないわけですよ。雨水の流れ。ということは、この壁とテントの間に側溝も何もなかわけです。そうしますと、先ほど町長の答弁にもありましたように、ここはこの歩道を生かしてテントを張っておりますので、どうしても車道のほうに流れます。そうしますと、テント内に水が来るという現象です。

そのときの画像がこれです。写真というのは平面に撮りますので、なかなか立体的には撮れませんが、かなりの水で、まず販売員さんが御苦労なさっています。お客様がせっかく外の雨から逃げてテント内に入られても、とんでもない水の状態で、買い物もゆっくりできない現状でございます。そこには、先ほども申しましたように、何社ですか、11社ございます。11社の方が販売されている。いろんな形で調査をしますと、これがメイン会場です。通路から入って左側になりますね。この会場はどういう措置をしてあるかといったら、平成19年ごろにこういうふうな側溝を3本入れ込んであります。19年ですよ。先ほど言いましたように、この会場でやられて、ゴールデンウィークでやったのは平成2年ですね。そういう形での対応がありますので、可能であれば、こういう施設、その側溝も念頭に入れながら検討していただけないだろうかというふうに思っていますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

建設課とか、技術的なこともありますので、そういったところも十分協議をしながら、どういう方法が一番いいのか。また、費用の部分もありますので、もっと安価にできる方法で

効果的な方法があるかもしれませんが、そこは十分検討しながら、検討していくということしかちょっとこの場では言えませんが、検討してまいりたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

前向きな検討をしていただきまして、この陶器まつりの協会のほうとあわせて協議を進めていただきたいと思います。多分、7日間の陶器まつりでは、やっぱり1日か2日、雨の降るとですよ。データの的にも多分おわかりになっていると思いますが、その辺を考慮されて、何とかお客様におもてなしの一つとしてそういうことを考案していただいて、売るほうも気持ちよく、買うほうも気持ちよくなれるようにお力添えをいただきたいと思います。

それでは、次の質問のほうに移らせていただきます。

先ほど、町長の答弁の中に自治会への補助金制度についての説明がございました。自治振興交付金、地域振興事業補助金、人づくりまちづくり事業補助金、あと里道補助金という御説明がありましたが、これ以外はございませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

町長が答弁で申したのは、町独自で行っている事業については、先ほど申し上げた事業でございますし、ほかの所管課の中でも委託料名目を出しているものがあるかと思いますが、主立ったものは以上でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

補助金、ここに私の質問等では補助金制度などというふうな表現を意識的に使わせてもらっておりますので。大体、4月の自治会長会議ではいろんな形で御説明があると思いますが、ここに上がっていないものがあると思いますが、どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

主だって町独自で行っているものについては自治会長会に御周知をしておりますが、町独自でなくて、町の意見を付しながら募集がかけられるものはいろいろございます。これは一般財団法人が行います自治総合センターのコミュニティ助成事業、あるいは県が行います21世紀まちづくり事業、あるいは地域活性化センターが行いますイベント助成事業、そういつ

たもろもろがございますが、そういったものは一つ一つを自治会長様に御報告は申し上げておりませんが、いろいろなイベント、あるいは施設整備等がある場合については、町に御相談いただければということは、常日ごろから自治会長会の折には御連絡を申し上げているつもりでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

4月の年度初めの自治会長、公民館等と一緒に会議されるのですかね。そちらでの資料等につきまして拾い上げたやつの中には、これは補助事業というよりも貸付金制度もありまして、地域振興事業資金貸付金の制度ですね。定住奨励金、子どもとのふれ愛公園整備事業補助金でございました。今、御回答がありました宝くじコミュニティ助成事業については口頭でお話をしたと、御説明しましたということですけど、ほとんどの自治会長はそういう話をお聞きになったということはおっしゃっていませんけど、どういう機会にお話しされているのですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

一つ一つの助成事業については自治会長には説明しておりませんが、自治会で行われる施設整備、あるいはイベント等について、あるいはその他の団体について、いろいろな要望があれば御相談いただければというお伝えをしているということでございます、例えば先ほど言われましたこういった事業については、いろいろな要件、要綱がございますので、必ずしも該当するという場合がございますので、常日ごろから自治会から要望、御意見いただいた中で、これは該当するのじゃないかということであれば、御連絡を申し上げたり、あるいはそういった対応をさせていただいているというところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

いや、私が言っているのは、その自治会長会議含めて、どういう会合の中で御説明をされ、実際、今、御説明があった内容について、自治会長も実際わかっていないと、要望も出せないじゃないですか。だから、今まではその自治会交付金とかね、この自治振興事業補助金、地域振興事業貸付金、こういうのが説明が上がっていたじゃないですか。そのほかにもありますよというのは、きっちり中身も含めてお知らせすべきじゃないんですかと言っているの

ですけど。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確かにおっしゃるとおり、一つ一つ説明を申し上げるべきかとは思いますが、本町に連絡がございますのは、国、県、あるいはこういった関連団体を含めて多種多様な周知が上がってまいります。それを全て一つ一つ自治会長会の中で御説明はなかなか申し上げられませんので、これまでも、従前もそういった自治会長会、あるいはいろいろな要望をお受けする中で、対応できる範囲については対応してきたということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

全部お話をするとか、しないとかじゃなくて、結局、お話ししていい補助金という部分に関しては、皆様方が行政のプロですから、わかりやすい形で、自治会長なり会議の折に説明すればいいことではないですか。全部説明してくださいということは私は言っていないですよ。だから、こういうふうにご利用ができる補助金についてはこういうのがありますから、こういう要件がありますよと。それぐらいのお話はされてもいいんじゃないですかということを行っている。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確かにこれまでは、このコミュニティ助成事業につきましては、社会教育といいますか公民館活動ということで、27年度までは教育委員会のほうで所管をしております、28年度から全ての自治会活動、いろいろなものが対象になるんじゃないかなということで、企画財政課のほうに所管を全部移しましてしております。おっしゃるように、今後につきましては自治会のほうにも説明をしたいと思いますが、これが必ずしも毎年募集があるというわけではございませんので、募集要項が来た時点で皆様には今後はお諮りしたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そのようにやってください。

で、ことしにこのコミュニティ助成金をお使いになって鬼木郷に備品を購入されています

よね。自治会というのは、ここにも前段で書いていますけど、基本的には波佐見町という町の母体になるわけですね。住民自治ですので。早く言えば自治会が活発で生き生きしておかんと、やっぱり町自体が沈んでしまうと。これは常々町長がおっしゃっていることです。

そういう中において、今回も備品に関してこのコミュニティ事業助成金を使って購入される。公民館活動の中に、各自治会は住民の人たちから会費を集めて自主運営をされています。ところがいろんな形で、先ほどから話が出ていますが、少子高齢化、世帯の減少等々でどんどんどんどん減っていくわけですね。その中において、やりくりしながらやっぱり運営、自治会長を中心に各自治会は運営されています。その中でもやはりどうしても多額、高額になる備品等の購入に関しては、やっぱりそれなりに悩んでいらっしゃいます。聞くとところによりますと、企画財政課のほうに備品の購入について御相談をされています。村木郷も乙長野も。ところが、けんもほろろ、門前払いと。備品には補助金ございません。

今年度予定して、もう既に執行されているかもしれませんが、この鬼木郷で買われたのは備品じゃないですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

恐らく地域振興事業補助金の中で相談をお見えになったときに、私は対応しておりませんので、はっきり申し上げられませんが、そういった事業申請をなされたときに対象にできなかったということで返答しているのかと思います。この一般コミュニティ助成事業、これは自治総合センターの補助事業ですけれども、これは前年度に要望調査があるわけですね。30年度事業であれば、もう29年度の、昨年で言えば9月上旬ごろに募集がありまして、10月までの締め切りでしたか。そういったことで毎年上がっているようでございます。今年度、30年度予算に上げておりますのは、既に29年度に要望して、その自治総合センター、あくまでも採択の判断は自治総合センターが行います。波佐見町が行うものではございませんので。それから要件といたしましては、イベント用品の整備、あるいはお祭り用品の整備等で、これまでもいろいろ太鼓や浮流、そういったものの整備もこの補助事業として採択されて実施をしておりますので、今後そういったイベント等に各自治会が積極的に取り組むようなのであれば、当然こちらとしても、この申し込みに手を挙げていただければ、進達をして、なるべく採択できるような状況をつくっていきたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

今おっしゃるとおりですよ。それも自治会長がわかっていないと進められない話です。じゃあ窓口で、今おっしゃいましたよね。地域振興事業補助金と、係は間違っただけかもしれない。そしたら受けられませんって。じゃあ、それを説明していいじゃないですか。窓口で。そういう相談を受けられているんですよ。今回の件は、私が調べたところ、その内容はほとんど御存じありませんでした。七つの自治体、自治会長。ところが、鬼木の自治会長だけは御存じでした。どういうことですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

ですから、今までも各自治会長様に対してはそういった説明がなされてなかったもので、今後はしたいと思えますけれども、鬼木の自治会長が相談にお見えになったのは、たまたま私がお受けして、そういった制度を知っていたからで、若干そこら辺の不具合というのはございましょうけれども、恐らく、その町で採択を受けるのは年度内に1件、あるいは2件かもしれない。そういった中で、例えば10の自治会が手を挙げられて申請した場合に、いろいろ不都合もあろうかと思えますけれども、そういった御指摘がございまして、次の募集があった場合については、自治会長さんにお流しをしながら、そういったものでイベント等を計画されて整備するような備品がございませんかというふうな情報のお流しはしたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

これからは、これからはとおっしゃいますけど、今おっしゃった内容というのは、特定の地区にだけそういうふうな情報を知り得る機会を与えたということでしょう。おかしくありません。私も聞きましたよ。鬼木の自治会長。そしたら、こうおっしゃいました。祭りでテントが3張り、風の突風で壊れた。そのためにテントの購入をしたいけど、どうかならんかと相談に行っただけ。どうですかと聞きました。

ところが、今回上がっているのは、会議用のテーブル、テーブル用台車、折りたたみいす、折りたたみいす用台車、テント、歩行用モア、モアというのは草刈機です。鬼木のグラウンドは芝になっている。自走式動噴、こうやってね。ローリータンク。どういうことですか。鬼木からは、三つのテントが風で壊れてしまったので、これを何とか購入したいんですけど

いうふうなお話でした。ところが、ここまですよ。これは全部備品でしょう。2地区については、僕は情報をもらいましたので、窓口でお断りされて。じゃあ、この地区だけはどういう扱いはあっているとするということ自体はどうなんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確かに最初のきっかけはテントとかでございましたけれども、恐らく議員がお尋ねに行ったときにそこだけの回答になったかもしれませんが、常日ごろから芝刈機、芝を植えていまずので、芝刈機が欲しいねという話はしておりましたし、それから、いろいろイベント時には常に、何ですか、陶芸の館とか、あるいは文化会館に行って、少ない自治会の会員がトラックの中に積み上げたり、いろいろ移動していたわけですね。こういったものもどうでしょうかねと言ったときに、自治会長も、じゃあそういったともよかねと、いいねということで、限度額まで申請をしたということでございます。

特定の一部の自治会にだけ優遇を図っていると。決してそういうことはございませんし、あるいはほかの補助事業や町の事業においても、全部のこの事業、全部は知らしめるということはないじゃないですか。いろいろ特定の事業をやるときに、こういった事業がありますから、おたくでしませんかと、対象になりますよといったときに、じゃあ、それが特定の事業者に誘導したということにちょっとなるとは限らないんじゃないかなと思いますけれども、あくまでもそういった制度上の中で対応できますので、やってみませんかというふうなアドバイスはしたと。そういった、それが申請につながったということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

話をすりかえないでください。だから、今回の件はどうだったのですかというのを聞きたいわけですか。だから、おっしゃっている内容はね、これからやります。あ、そうですかという話じゃないんですよ。何でかといったら、この間、皆さん方が、官製談合事件の対策で、倫理規程をおつくりになって配布されましたよね、議会に。その中にも書いてありますよ、幾らでも。

町民の疑惑及び不信感を招くおそれがないようなことにしなさいと。これはもう4カ所も5カ所も出ています。町民の疑念および不信を招くような行為をしてはならない。書いてありますよ。倫理規程の中に3条には、職務上知り得た情報について町民の一部に対してのみ

に有利な取り扱いをするなど、町民に対して不当な差別扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。その2ですね。常に公私の別を明確にし、いやしくもその職務、または地位を自ら、または自らの属する組織のために、私的利益のために用いてはならない。いろんな規定が書いてあります。該当しませんか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

私的利益に供するためには一切しておりませんので、該当しないと思います。

それから、何度も繰り返すようですけども、町では国や県、それから各種団体、補助対象事業については、先ほども言いましたように自治会、それから各種団体から寄せられた要望や情報をもとに対象となる事業主体に御連絡をして事業に取り組んでいるわけですね。そうした場合に、じゃあ、そこの団体に、ほかにも該当するような団体があった場合に、その対象者、事業主体が例えば一つ、あるいは二つあったというときに、そこにだけ有利な計らいをしたと、その担当者がなれば、それはそういったことで全然仕事はできなくなりますよね。一応該当すると思われる事業を拾ってきて、なるべくその自治会、あるいは団体が補助制度を受けながら事業が円滑に進むように考えて我々は事業を進めていますので、そこら辺は御理解いただければなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

おっしゃるとおりですよ。そのとおりであるからこそ、最初にきっちり公募も含めてお知らせをすることが公平の原則に資するんじゃないですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

制度、あるいはいろいろな補助事業において、そういった対象が広がるようなものであれば、そういった公募をしながらしていきたいと思いますし、あるいは国、県から来ますいろいろな補助事業についてもそういうふうにしたいと思いますが、それは全てができるようなものではございません。それを例えば一つの団体が事業を行ったから有利な計らいをしたというふうな捉え方をされれば、私たちのいろいろな活動というのはできないんじゃないかなというふうに思いますので、その点の御理解だけお願いします。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

理解をせろということでおっしゃいますが、理解はしますよ。ただ、今の、今回の問題については、そういうことが公に、平等に、公平に知らしめていない中で実施されている点に問題があったというふうに思うわけです。

私も情報公開条例で資料をとりました。鹿山太鼓の問題とか、申請はされています。教育委員会からもいす、机のですね。それは29年度ですか。30年度が鬼木。最初、資料をとったときに、この申請書がありまして、それはその鬼木のほうの申請書なんですけれども、この申請書の中には実施期間というのがございます。助成申請事業の実施期間。ここが最初、資料をもらったんですけど、平成30年の5月1日から平成30年の7月31日完了になっている。平成30年5月1日開始、7月31日完了です。ところが、30年度の鬼木のほうの決定通知書が、私が申請したんですけど、いただいていたので、また、その申請が来たらくださいということをお伝えして、いただきました。それにつけてありました。同じ申請書が。二重に持っているんですけど、そちらのほうには実施期間が30年の4月（交付決定日以降）開始、それから30年の7月31日と、変更になっている。どうしてですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

何ら問題ないですね。要望時点で、そういう計画をされていた時点で、5月の1日の事業開始、7月末の事業完了という計画だったんでしょうけども、自治センターからの採択通知が3月の末ぐらいですか、来ましたので、町の予算の裏づけがとれておりますので、4月に入って早期の採択通知をまず自治会にやりまして、交付申請の手続きをとってくださいという指導をとっております。そういった状況の中で、芝生の管理等ありますので、早目の事業を望んで、自治会長も3月ぐらいから、いつ取り組まれんとやろうかというふうな話がありましたが、採択通知があっておりませんので、まだできませんというお返事はしていましたが、3月末ぐらいにそういった採択通知と事業決定が参りましたので、新年度の30年度になったら申請ができますよというお話をして、早期の事業に着手されたという経緯でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

それでは、もう一つお聞きしますけれどもね、この30年のコミュニティ助成事業補助金の

決定について、長崎県企画振興部地域づくり推進課長から町長宛てに決定通知という形で来ている。これが長崎県の地域づくり振興課長のほうからは30年の3月26日に発送されている。文書を起こす。受け付けされたのが3月26日、同じ日なんです。どういことですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

同日付で文書が来たということで受け付けをしていると。あるいは若干向こうの発送日に合わせた事務手続上、受付印が求められたのかわかりませんが、そこら辺、何ら問題はないかなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ほとんど何ら問題ないということでお済みになっているんですけども、ほとんど問題ないというよりも問題があるんじゃないですかね。29年度も28年度のやつも、ちゃんとした形の受け付けをなさって、何で30年度ばかりこの同じ日付で受け付けされて、受付印も入っている。26日の。こんなことをやる必要があるんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

当日受け付けたということしか理解はできません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

電話したんですよ。長崎県企画振興部地域づくり振興課に。やっぱりメールで調査とかを含めて指示があるとかというのは、この議会の中でもいろいろあって、仕事の調査依頼が県から来たりするときがあるよというお話も出ておりましたけれども、やっぱり紙媒体で送るそうですよ。紙媒体で。絶対1日かかりますよ、長崎から。何ら問題ありませんよ。受付したんでしょう。これでいいんですか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

確かに紙媒体で1日で来ることはございませんでしょうけれども、各種、国、県、いろいろな補助事業においては受付日を遡及してお願いされるような状況もございますので、これが例えば日付が1日早かったといったことで事務的な問題は別に発生しないんじゃないです

か。例えば予算上は、予算上が29年度の執行であればいろいろ問題がございましょうが、そういう通知がなされたということでございますので、そういった処理をしているということとでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

問題化しようということばかりを言っているのではなくて、ずっと昨年から続いています、この不祥事に対する、こういう倫理規程もできておりますね。こういう中において、こんなん、こんなん、もう全然問題ないですよという対応でよろしいんですかということを含めて聞いている。おつくりになった内容のメンバーでもあられますよね。なおかつ、こういうふうなことではございましたけれども、予算化されていますからという言い方をされました。

通常、僕は、ここに書いてありますとおり、東京のほうのその自治センターのほうに電話しました。それがちょうど3月23日でした。今、発送しましたとおっしゃいました。そうですかと。そうすると、その以降にこっちに着くんだろうと思っています。ところが、予算はもう既に上がっていましたよね。財源の確保はなく、こういうふうな決定通知書もまだ来ない状態で予算計上して、それは通っているわけです。こういうやり方は29年度もやっていませんし、28年度もやっていません。ここに来て何でするんですか、こういうことを。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それは考え方だと思うんですよね。国の事業、あるいは県の補助事業についても、ある程度の見込みで予算を立てますので、予算の計上をいたしますし、あるいはこの事業に限らず、ほかの事業でも後日、当初予算に計上しておったほうがよかったなというふうな反省もございますので、ある程度見込みで上げている部分はほかの事業でもございます。この事業に限らずですね。あえてここだけひどく取り上げて指摘されるのはよくわかりますけれども、そういう状況の中で、できるだけ円滑な事業を進めるためには、予算計上しておいたほうがより円滑に進むというところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

全ては円滑に事業を進めるためには何でもやっていいように聞こえます。ちゃんとした形

でやっても何ら不都合はないわけでしょう。それをここまであせってですか。ばたばたばたっとやったり、当初言いましたが、鬼木以外の人にはね、ほとんど知らないし、聞いたことがない。それを進められて、今ここに来ています。こういうやり方でいいんでしょうかね。私もいろんな意味で一生懸命やられているのはわかります。わかりますが、適正手続を無視した行為がずっと続いているというのは昔から指摘をしているじゃないですか。結構絡んでいますよね。適正手続を無視したやり方に関しては。こういうのは氷山の一角じゃないですか。

だから、私的にはこういうふうなその官製談合の後に頑張って皆さん方で立て直していこう、町長も先頭に立ってやっていこうとおっしゃっているのに、足元をすくうような行為をやっているじゃないですか。このように行政が特定の団体を、個人に特別な扱いを行うことは、公正公平であるべき行政に対して、町民の信頼を失いますよ。到底許されるべき問題じゃないありません。

どっかで聞いたこと、ありませんか。国政における森友・加計の問題、ある意味、酷似していませんか、やっていることが。自治会長も町民も怒っていますよ。議員や町民は皆さんが思っていらっしゃるような節穴じゃないですよ。それを交わすような答弁ばかり、さっきされています。こういうふうな行為が、行為が公正な行為であるかのようにおっしゃること自体が、これもやはり長過ぎる一瀬町政のほころびの一端じゃないですか。どうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まるで森友・加計学園のような感じにおっしゃいましたけれども、決して、議員がおっしゃるように一部地域、一部団体に有利に運ぶようなことは決してございません。それをおっしゃるようであれば、いろいろな補助事業で議員が属されている団体にもいろいろ補助金が出ているじゃないですか。じゃあ、それに加わった、加わったって、お知らせして働いた職員は、一部団体の便宜に働いたということと同じになるじゃないですか。私たちは知り得た範囲の中で、自治会がいろいろやられるときにその困難を排除するためにいろいろやっているわけですよ。例えば、三股なんかでも、自治会で空き家があるからどうかしたいから、自治振興補助金で活用して、地域事業振興補助金で活用してしたいということでおっしゃられたのですけれども、たまたま町がいろいろやろうとしている事業の中で社会資本整備交付金ということもございまして、じゃあ、こういった事業を活用したら町でできますよねと。自

治会ができることは町が真っ先にやったりしているわけですよ。じゃあ、それも三股郷に対する私のそんたくといえますか、そういったことになるわけですか。そういったことはできませんよ。町全体の発展を願いながら私は一生懸命働いているわけですよ。そこを一つ一つの足をとるようにそういうふう指摘されると、職員は萎縮して何もできませんよ。一生懸命やっているんですよ。そこを御理解してください。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

ですからね、基本的に最初の段階の出だしが間違っているということを認識してください。それは皆さん方、一生懸命やっていたらいいことは認めますが、公の場でそういう制度は活用してくださいというふうなことを、しっかりお知らせをすることをまずなさっていないから、こういう事態になっている。それを承知で頑張ってください。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この自治会の説明については、先ほどから説明しておりますように、町の単独の補助事業は説明しております。その終わった後で、そのほかにさまざまな各自治会に需要があれば、国の、あるいは団体の支援補助金ちゅうのがありますので、一つ一つ、そういう問題があれば、計画があれば御相談くださいということは申し上げております。それでも、なおかつ自治会長の、4月ですから、いろんな説明をするわけですね。情報がどんどんどんどん。だから、うまく届いていないということであれば、また次の機会にもこのような事業がありますよということは説明をしたいというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御起立ください。お疲れさまでした。

午後3時10分 散会

第7日目（6月18日）（月曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主 任 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水 道 課 長	堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	宮 田 和 子
教 育 長	中 嶋 健 蔵	教 育 次 長	福 田 博 治
給食センター所長	林 田 孝 行	総 務 課 長 総 務 班 係	松 添 博
企 画 財 政 課 財 政 管 財 係 長	坂 本 昌 俊		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第2回波佐見町議会定例会第7日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

諸報告 諸般の報告

○議長（今井泰照君）

これから諸般の報告を行います。

議長報告については、その写しを配付しておりますので、御了承願います。

これから議事に入ります。

日程第1 議案第33号

○議長（今井泰照君）

日程第1. 議案第33号 波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

それでは、議案第33号 波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例。

波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月12日提出。波佐見町長。

提案理由ですけれども、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進を図るため、地方税法第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について必要な事項を定めた条例を制定するものであります。

別紙の条文をごらんください。

まず、第1条ですけれども、先ほど言いました条例の趣旨について記載をしております。

第2条については、用語の意義を5項目にわたって記載しております。

第3条ですが、ここで固定資産税の課税免除の範囲について記載をしております、対象施設の用に供する家屋、もしくは構築物、またはこれらの敷地である土地という規定を行っております。

次のページをごらんください。

第4条については、固定資産税の課税免除の期間を記載しております、3年間となっております。

第5条については承認の規定を、第6条についてはその取消しの規定を、第7条については変更が生じたときの承継についての規定となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

お尋ねをいたします。第3条の上から4行目ですけれども、対象施設を促進区域（本町の区域内に限る）とありますけれども、この対象区域というのが、この区域とは町内全域とするものか、あるいはそういった促進の地域を別に定めてなされるものか。

それと、第2点ですけれども、固定資産税を免除するというのが次の第3条の最後にありますが、この免除した場合に国等から補填があるものか。

以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず第1点目の対象地域ですけれども、本町全域ということで考えております。

続きまして、固定資産税を免除したときの国からの補填ですけれども、地方税の減免に伴う補填措置はこの法律の中で規定をされております。ですから、条例を制定しないと、この補填もできないというふうになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

その補填は、実際にその進出があったということですよね。そして計画が認められたということでの補填ということになるかと思いますが、国からどんな形で補填されますか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

交付税による減収補填ということになっております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

この議案といいますか、承認に至るまでのプロセスといいますか、過程ですかね。それと、今、質問にもあったのですが、国とか県とか町の対応の仕方といいますか、誰がどういう形で対応されるのか。特に本町の場合の役場の方が、どういう人たちがどういう形で、話し合いとか検討とかをされるんでしょうけれども、その辺の日程といいますか、日にちといたしますか、その辺をお願いします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず、国の基本方針に基づきまして、市町村及び都道府県が基本計画を策定するとなっております。その基本計画については、もう既に都道府県単位で、県、市町村の連名で昨年策定を行っております。そして、その策定に対して国が同意をしないといけないということで、国の同意が、昨年9月29日に国が同意を、長崎県の策定については同意をしております。そして、また、これを実際事業者がこの恩恵を受けるためには、事業者が策定する地域経済牽引事業の計画というのを事業者がつくらないといけないということになっております。そして、その計画を都道府県、県に出して、県が承認という形になります。そこまでの作業といいますか、そういった事務をしないといけないということで、そこまで承認を受ければ、いろんな、例えば固定資産税の減免だけでなく、予算によるいろいろ、地方創生事業の補助金の活用だったりとか、金融による支援措置とか、そういったものも受けられるというふうな形になります。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

済みません、今の説明ではちょっとわからないところがあったのですけれども、具体的に、例えばいろんな、何例ぐらいの症例が来たときに、何例ぐらいの形が承認されるのか。その辺の率といいますか、かなり厳しいものになるのか、やわらかになるのか。規制緩和ですから、やわらかい形で進まれるのでしょうかけれども、固定資産税という金の絡むことですから、その辺は慎重になさるんでしょうけど、その辺をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

その辺の件数、どのくらいを予定しているかというのも、そこはまだ全然私たちも見えていないところでありまして、条件といいますか、この審査というのは、当然ながらゆるゆるの審査でないと思っております。緩い審査ではないというふうに思っております。しっかりとした計画をつくっての事業の承認という形になるというふうに考えております。

○7番（中尾尊行君）

役場の担当といいます、どういう方が審査に当たっているのか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

文書の窓口は商工振興課になります。計画の承認は都道府県、県がやりますので、そういったところでの審査という形になると考えております。

○議長（今井泰照君） 中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

今の意見を聞いておりますと、町では承認はしないということなんですか。そういったことを今おっしゃったのですかね。窓口だけになって、この紹介をすとか、説明をすとか、そういう形の条例ですか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

承認は県がしますが、当然その前の相談だったり、そういった計画に対する、まあ相談ですよ。そういった部分はもちろん町としてもかかわっていく部分だというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

石峰議員。

○8番（石峰 実君）

その2条にあります地域経済牽引事業というのは、具体的にどういう内容で、波佐見町で想定される事業というのはどういう部分があるのか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

先日の全協でもお話をしましたけれども、まず、これはそもそも企業立地促進法、皆さん、御存じのとおり、企業立地促進法の名称が変わって、この牽引事業ということでなっております。それで、今まで製造業中心だったその企業立地促進法の部分が、そういったあらゆる観光だったりとか、スポーツ、まちづくりとか、環境、エネルギー、いろいろな分野でこの事業をすることができるといいますか、恩恵を受けることができるということです、よりそういった設備投資といいますか、この場合は、もう土地と建物と構築物ですので、機械とかそういうのはこの法律では関係ありませんけれども、そっちの分野の企業進出だったり、もちろん地場の企業でのこの取り組みというのも当然出てくるというふうに考えております。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号 波佐見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第34号

○議長（今井泰照君）

日程第 2. 議案第34号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

それでは、議案第34号について説明申し上げます。

議案第34号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年波佐見町条例第11号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年 6 月12日提出。

提案理由でございますけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い改正するものでございます。

別紙をごらんください。

波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものでございます。

まず、第10条、第 3 項、第 4 号を次のように改めるということで、4 号でございますけれども、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第 4 条に規定する免許状を有する者というふうに改めます。

次に、第10条、第 3 項に次の 1 号を加えるということで、10号でございますけれども、5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者と、これを追加するものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成30年 4 月 1 日から適用するということです。

次の条例の新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思います。左が改正案で、右が現行分でございます。

まず、この第10条につきましては、放課後児童健全育成事業に配置する職員、いわゆる放課後児童支援員の資格要件をうたったものであります。まず、第10条、第 3 項、第 4 号につ

いては、これまでは学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校の教諭となる資格を有する者となっておりましたものを、今回、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者と改正するものでありますけれども、これは今までは現に教諭の資格を有する者を放課後児童支援員の資格対象としておりましたけれども、今回の改正によりまして、これら教員の免許状を有する者ということで、免許状を持っていて定期的な更新を受けて、現在もその資格を有している者はもちろんでございますけれども、更新を受けていない者も支援員としての資格対象とするものでございます。

次に、10号でございますけれども、これは新たに追加されたものでありまして、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を追加したものでありますが、これを追加することで、第3号の中で規定されております、高等学校卒業者等であって2年以上児童福祉事業に従事した者、あるいは今回の第4号のような教員の免許状を有する者ということでございますけれども、これ以外の者であっても、一定の実務経験があり、町長が適当と認めた者にも対象を拡大するというふうにしたものであります。

例えば、最終学歴が中学校卒業者となっておられる方も、5年以上の実務経験を有していて、最終的に長崎県が実施します研修を修了すれば、放課後児童支援員の資格が与えられるというふうなことになるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑はありますか。

中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

たくさんあるかなと思って待っておりました。ないようですので。

これは、支援員を増加する目的なのですよ。そういうことでしょうか。そうしたら、波佐見町、あるいは、今、波佐見町で考えられるといえますか、その増員率といえますか、増の数ですね。その辺はどのぐらいを想定されているのか。これをされても、全然増えないのか。もしくは何人ぐらい、1年間でどのくらいとか、あるいは5年間でどのくらいというような、そういう計画はあられるのですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ただいま議員言われますような年次的な計画というものは持ち合わせておりませんが、今回の改正によりまして、ある放課後児童クラブの中で中学校卒業者、最終学歴が中卒者の方がいらっしゃるのですけれども、その方はずっとここの放課後児童クラブの設立時から携わっていらっしゃった方がございまして、しかし、今までのような要件の中では放課後児童支援員という資格がちょっと得られなかったわけでございますけれども、今回このように改正することによりまして、もう5年以上、もう随分長く携わっていただいておりますので、後はもう県が実施する研修を受けていただいて、それを修了すれば、資格が与えられるというふうなことでございます。

この真の目的は、大体都会のほうでも保育士と同じく放課後児童クラブの支援員さんもちよつとなり手が少ないということから、その対象を広げるという意味でこの改正があったのだと思います。現在、波佐見町のほうでは、待機者といいますか、おられませんで、今の支援員さんで大体賄っておるような状況でございます。しかし、これをまた緩和することによって、また対象者もなり手が増えていくんじゃないかというふうに感じております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

そしたら、今の、現在の支援員さんの総数、おわかりになれば教えてください。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

全体の対象児童数は把握しているんですけれども、支援員さんについてはちょっと現在のところ把握しておりません。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

済みません、把握していないんじゃないかと、手元にちょっと今、資料がなくて、お答えすることができないというところでございますので、後だってお知らせしたいと思います。

○議長（今井泰照君）

太田議員、そういうことでいいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号 波佐見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第35号

○議長（今井泰照君）

日程第3. 議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

それでは、今回の条例改正について御説明させていただきます。

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて。

波佐見町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し承認を求める。

平成30年6月12日提出。波佐見町長。

2枚目をごらんください。

専決第2号、専決処分書。

波佐見町税条例の一部を別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日、波佐見町長。

専決理由でございますけれども、平成30年3月31日付で地方税法の一部が改正公布され、平成30年4月1日から一部の規定が施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。

3ページ目から実際の改正分となりますけれども、ちょっとわかりにくいので、別冊の30ページから始まります新旧対照表と一緒に配付しました改正概要に沿って御説明させていただきたいと思います。

まず、改正概要をごらんいただきたいと思います。

主な改正点の1点目、個人所得税の見直しが32年中の所得から、時期で申しますと、33年2月から始まる申告から、給与や年金から控除できる額を10万引き下げると同時に、誰でも控除の対象となる基礎控除が10万円引き上げられるということになっております。これにつきましては、社会の変化の中で働き方が多様化している中で、給与をもらえるサラリーマンとかから、フリーとして個人で仕事を請け負ったり、子育てしながら自宅でできる仕事などの働き方が多様化している中であって、給与や年金から控除できる控除額の一部を、10万ですけれども、誰でも控除の対象となる基礎控除に振り替えるというものでございます。現在、基礎控除は38万の控除がございますけれども、それが48万控除ができるということでございます。

この個人所得税の見直し関係で、新旧対照表で申しますと、30ページの第20条、23条、24条、31ページの31条、34条の2、34条の6、32ページの36条の2、そして、34ページの47条の3、47条の5と、あとちょっと飛ばしまして、45ページの附則の第5条がこの関係の改正となっております。字句の改正でありましたり、項の追加であったり、改正がなされております。

あわせて、今回の改正に合わせまして、この基礎控除、誰でも受けられると申しましたけれども、今までは誰でも受けられたんですけれども、この基礎控除に所得の制限が2,500万までという制限が設けられております。その関係が31ページの34条の2と、34条の6が2,500万という枠が設定をされております。

続きまして、改正概要の主な改正点の2点目でございますけれども、法人住民税の見直しが2点あっております。

まず、大法人の税の申告が、紙ベースでの申告から、インターネットを通じた電子申告が義務化されるということでございます。ここで言う大法人というのは、資本金または出資金

が1億を超える法人であったり、保険会社であったりしますが、これらの法人の申告は32年4月1日以降の申告から、インターネットを通じた電子申告が義務化されるというところでございます。

もう1点は、延滞金の計算期間の見直しがされておりまして、法人税の申告期限の延長の特例を受ける場合、延滞金の見直しがっております。

これらの改正が新旧対照表でいえば35ページ、35ページの第48条から37ページの第52条までが法人税の関係です。それと、ちょっと飛ばしまして、44ページです。44ページの第3条の2と、附則第4条がこの関係の改正ということで、字句の改正であったり、項の追加であったりの改正がなされております。

続きまして、改正概要の主な改正点の3点目でございますけれども、たばこ税の改正がっております。これは改正概要にも書いておりますけれども、加熱式たばこの市場拡大に伴う変更と、たばこ税を3年かけて1本につき3円増額すると、二つの改正がなされます。

この関係の条例改正が、新旧対照表の40ページ、40ページの92条から、92条、92条の2、93条、93条の2、あと41ページの94条から、43ページの95条、96条、98条までが今回のたばこ税の改正関係の条例になっております。

改正概要の2ページをごらんいただきたいと思いますけれども、ちょっと中段に書いておりますけれども、現在の紙巻きたばこの税額は1箱20本、244.88円という税額になっております。内訳が、国が50%、県が7%、町が43%ということです。

次に、その上段に書いてあります加熱式たばこですが、3種類の加熱式たばこがあると思いますけれども、アイコス、1箱20本、これが192.23円、グロー、1箱20本、これは119.99円、プルームテック、1箱5個、34.28円という現在の税額になっております。先ほど、紙巻きたばこですね。普通の一般的なたばこが1箱244.88円だったので、その率からいえば、78%から14%までと、かなり格差があるというのがおわかりかと思っておりますけれども、これを5年かけて、アイコスを約270円、グローを240円、プルームテックを約210円と、紙巻きたばこの大体89%から69%までの額に引き上げを行うというものでございます。

この5年かけてというところの改正でございますけれども、新旧対照表の55ページをごらんください。新旧対照表の55ページ、第2条による改正というところで、第94条で、現行が、現行右側ですけれども、0.8、0.2というところが、改正案として、0.6、0.4というふうに改正がっております。

そして、次、56ページの第3条をごらんください。第3条では、そこがまたさらに0.4と0.6に改正がっております。

57ページの第4条による改正で、そこがまた0.2と0.8というところで改正が行われまして、最終的に58ページの第5条、第5条で、先ほど申しました金額ですね。アイコスが270円、グローが240円、プルームテックが210円というところで改正がなされます。

この改正の時期でございますけれども、第2条による改正が31年の10月1日からで、第3条の改正が32年の10月1日から、第4条の改正が33年の10月1日から、最後に第5条の改正が34年の10月1日から施行されまして、段階的に5年かけて先ほど申しました税額まで加熱式たばこの税額が上がってくるというふうになっております。

次に、もう一つの改正、たばこ税自体が1本3円の増税になるというところでございますけれども、改正概要に書いておりますけれども、現在のたばこ税は1箱につき244.88円、町税で申しますと105.24円ということで、このたばこ税が先ほどの新旧対照表の43ページ、43ページの第95条、現在のたばこ税が1,000本につき5,262円、5,262円ですけれども、これを1箱にすれば、先ほど申しました105.24円というところになります。これが、ここの改正が5,262円が5,692円に引き上げられます。

そして、続きまして、改正が、56ページの第3条による改正、こちらが56ページの第3条が32年の10月1日から施行されるんですけれども、それが5,692円が6,122円となります。第4条、次のページ、57ページの次のページの95条でさらに1円上がりまして、こちらの改正が33年の10月1日からになりますけれども、6,122円が6,552円というところで、ここで3回に分けて、3年かけて、1円ずつ上がって行って、6,552円、町の税金で言えば131.04円という改正が多段階的になされてまいります。

次に、改正概要の主な改正点の4点目をごらんください。

4点目、わがまち特例の改正がっております。

新旧対照表でいえば45ページの下段から、第10条の2から、45、46、47ページの27項まで、26、27項までがこのわがまち特例の改正となっております。

こちらは改正概要でちょっと説明をしたいと思っておりますけれども、2ページの23番から、このわがまち特例の改正をずっと上げております。ずっと行って、4ページの43番までがわがまち特例の改正になってまいりますけれども、2ページの23番でございますけれども、条例でいうと、附則第10条の2、第1項でございますけれども、水質汚濁防止法の規定する処理

施設の減額の割合が改正があつておりまして、3分の1から2分の1に引き上げられまして、期間も2年延長されます。

次に、改正概要には書いておりませんが、第3項の削除があつております。その関係で4項から7項までが一つずつ繰り上がって、4項が第3項となつて、下水道法に規定する除害施設の対象期間が2年延長されております。

次に、第5項が第4項となりまして、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設が減額の割合が3分の2から4分の3と改正があつておりまして、対象期間が3年延長されております。

そして、第6項が5項に、第7項が6項に項ずれが行われておりまして、次に3ページの第7項、第8項、第9項は津波防災地域づくりに関する法律に規定された避難施設関係で、さらに3年間の対象期間が延長されております。第7項で新たに避難用部分が加えられております。第8項は既存建物の管理協定により指定した避難施設、第9項が建設予定、または建設中の建物の協定により避難施設として指定したものとなっております。

次に、第10項、第11項は避難施設に付属している償却資産も減額の対象となっております。

次に、第12項ですけれども、第12項から次のページの21項までですけれども、これは再生可能エネルギー特措法の関係に係る発電設備で、対象期間となる期間が2年延長されております。第12項が太陽光、第13項が風力、第14項から18項までが新たに設けられた項目で、それぞれの自然エネルギーと対象となるワット数が書いてあるかと思ひます。それと、あと減額割合となっております。第14項から16項までが3分の2、17項、18項が4分の3の減額割合となっております。

次に、19項から第25項までと第27項は新たに加えられた項によって項ずれが起こっております。

最後に、わがまち特例の最後でございますけれども、第26項ですけれども、これは先ほどの商工振興課の条例の話も同じようなものだとは思つておるんですけれども、これは国のほうで議論されていることでございますけれども、持続可能な投資と経済の好循環を生み出すために、企業の設備投資を促進するために、償却資産において課税を免除してほしいという経済界からの要望が強くあつていると。それに対しまして、市町村側からはこの償却資産、固定資産税ですね、市町村の貴重な収入源となつているという、そういった経済界とその市町村側のせめぎ合いの議論が国のほうでなされているようでございますけれども、そういう

中であって、与党の税制大綱で固定資産税は市町村財政を支える基幹税であることを鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持するという決着が図られております。

そういった中においても、固定資産のほうでそういったその設備投資に対する減免と、減税というのを加える項がこの26項でございます。経済界からの要望を一部取り入れた形での創設となっております。内容につきまして、中小企業者が33年の3月31日までに時限的に措置された生産性向上特措法に沿って、減額の範囲として、その特措法に沿って導入した先端設備の償却資産の固定資産税の導入から固定資産税を3年間軽減するという制度でございます。この減額の割合としては、ゼロから2分の1まで各自治体の判断でということになっておりますけれども、本町では近隣市町の動向を勘案して、今回ゼロというふうに設定させていただきたいと思っております。この減額になる補填措置は、先ほどと同じように交付税で措置をされるというふうになっております。これらのわがまち特例の改正が、先ほど申しました45ページから47ページまで、附則第10条の2というところで、項目は多いんですけども、附則第10条の2がわがまち特例の改正で、追加であったり、項ずれがあったりの改正が行われております。

改正概要の最後でございますけど、5番目、固定資産税の見直しでございます。これにつきまして、新築住宅について減額措置が2年間延長されると。この改正関係が、新旧対照表でいえば47ページの附則第10条の3がその関係となっております。

また、49ページの12項でございますけれども、これは新たに設けられた項目でございます。バリアフリーが施された劇場、音楽堂につきましては、2年間固定資産税が3分の1となる措置が新たに設けられております。これは劇場、音楽堂などは住民が心豊かな生活を実現するために、また、地域の発展を支える施設として期待されると、そういった施設であっても障害者に優しい施設を目指すということで、バリアフリー化を促すための改正と、新たに項目がつけ加えられております。

続きまして、平成30年度は3年に一度の評価替えの年となっておりますけれども、固定資産税の負担調整措置を3年間延長するというものでございます。国が導入しました、平成6年度から地価公示価格の7割を評価額とすることで、全国的に基準を設けられましたけれども、しかし、それまでは全国的にばらばらの基準で固定資産税の評価額を出していたために、こういった地価公示の7割ということで国の基準を示したことによって、固定資産税が急に上がる地域が出てきたというところで、その急に上がる場所の激変緩和措置というこ

とで、この負担調整の措置が平成9年度から設けられておりますけれども、その負担調整をまたさらに3年間延長していくというものでございます。

その関係が、新旧対照表の50ページの第11条、第11条の2、51ページの第12条、そして、52ページの第13条と、53ページの第15条までがこの関係の改正となっております。53ページの第17条の2でございますけれども、これは優良住宅や公的な土地取得に資するものについて譲渡される場合、住民税の特例を受けられるということでありまして、今回の改正によって所要の見直しが行われております。

最後に、済みません、60ページをごらんください。60ページですね。第6条ということで、第6条による改正ということで、町たばこ税に関する経過措置ということで、第6条の改正がなされておりますけれども、これは旧3級品と呼ばれるたばこ、わかばとかエコー、しんせい、ゴールデンバットとかの旧3級品と呼ばれるたばこ税が、現在、今普通のたばこ税とちょっと格差があっているんですけれども、それを何年間かけて普通のたばこ税に持っていくようにする改正でございまして、これは平成27年度に、平成27年の条例改正で行っておりますけれども、今回のたばこ税の改正によりまして、その旧3級品のたばこ税の内容を、また一部変更が生じたために、この第6条による改正ということで設けられております。

以上で今回の条例改正の説明を終わらせていただきます。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

城後議員。

○1番（城後 光君）

わかればお伺いしたいんですけど、加熱式たばこの税額が平成34年度までに上がるということなんですけど、これに国、県、町の割合が掲載されていないので、わかれば大体どれぐらいの割合なのか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

申しわけございません、加熱式たばこという項目でそのデータをとっておりませんので、ちょっと数字的な、ちょっと上がって、ちょっと御報告申し上げられません。済みません。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

百武議員。

○6番（百武辰美君）

御丁寧な御説明ありがとうございました。何回聞いても税のことはわかりにくいのですが、わがまち特例がありますが、いろいろな施設の減免措置等だとか、延長だとか、御説明を丁寧にいただきましたが、現在波佐見町にあるもので該当するものをちょっと教えていただきたいと思うのですが。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

本当、項目はたくさんあるんですけども、波佐見町で対象になる施設というのは、太陽光発電の1点だけがございます。第12項になるんですけども、これは経産省からやったかな、認定を受けた施設で、屋根に載っている太陽光で10キロワット以上の施設が対象となってくると、3分の2の3年間減額を受けられるというところでございます。

○議長（今井泰照君） 百武議員。

○6番（百武辰美君）

ありがとうございました。もう1点、わかりやすく御説明いただきたいんですが、最後に、最後のどこやったっけ、固定資産の関係なのですが、評価額を地価公示の7割にすれば非常に税額が上がるところがあると全国的におっしゃいましたが、波佐見町にもそういうところはあるんですか。それだけお願いします。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

波佐見町においても一部の地域でそういった地域があるということで、この負担調整措置で60から70という枠があるんですけども、そこに近づけていくと、これを段階的に近づけていくということで、全国的に見たらまだそういった調整ができていない地域があるんで、また今回もさらに3年間見直しで延長があっているということでございます。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

尾上議員。

○9番（尾上和孝君）

この加熱式たばこ紙巻きたばこ、これの喫煙率というか、大体吸われる方の、もしわかられましたら。というのが、今後、この法制に変わったときに、町に対しての税収というか、どのくらい上がるのか、下がるのか、そのままなのか。一応そここのところの説明をお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

加熱式たばこの割合ということですが、ちょっと先ほど申しましたが、その分で報告が上がってきておりませんので、ちょっと数字的にはわからないんですが、現在かなりの数でそういう加熱式たばこというのが増えてきているということで、国としても、先ほど言いましたとおり、その税額とすればかなり差があるというところで、そのたばこ税のほうをやっぱりキープしようということで、今回の改正で、加熱式たばこを急激に上げるのではなくて、5年間かけて、紙巻きたばこのある一定の率まで持ってくるという計画でございまして、今回のこういう改正になっておりますけれども。

これを受けて、それと、あと1本1円、3年かけて3円上がりますけれども、それを受けて大体どのくらい町のたばこ税が上がるのかと、ちょっと試算をしました。当初予算でも御説明しておりますけれども、たばこ税は年々やっぱりその健康志向とか、やめられている方がいらっしゃる中で、大体6%か、どのくらいだったかな、ずっと下がってまいっております。ことしの30年当初予算は7,470万の予算ということでたばこ税を上げておりますけれども、これがその加熱式たばこが終わる33年やったですかね、の10月で、そのときに、今、加熱式たばこの率がちょっとはっきりわからないですが、その傾向的に6%ぐらいずつ下がっているという率で、それと今回上がるというのを加味したら、30年の当初予算が7,470万で、33年の当初予算が7,840万6,000円、400万ほど上がるのかなというふうに見積もりましたけれども、税金が上がるということは、またたばこ自体が上がるということに多分つながってくると思いますので、それと健康志向とかということで、先ほど言っていました、その6%ぐらいがさらに下がってくるのかなと。今年度と余り変わらないぐらいの税収のかなというふうには思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

石峰議員。

○8番（石峰 実君）

最初の改正内容ですけれども、所得の給与、あるいは年金の所得控除が10万下がって、基礎控除が10万上がるということで、内容的にはあんまり差はないと思うんですけれども、どういった状況になるのか。それから、この個人住民税の所得制限が設けられたということで、2,500万の所得、こういった方が町内にもおられるのかどうか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

個人所得税の割合の関係の変更でございますけれども、見た目には10万がこっちに移動するということになるだけなんですけれども、普通のサラリーマンの方は影響はないと思っております。ただ、サラリーマンの方でも、扶養とか配偶者控除を受けられている方が、奥様の給与が、今、103万で65万控除があるのが、そこが65万控除が55万に引き下げられるということで、今まで配偶者控除を受けられた方が、今までの給料だったら配偶者控除を受けられないと。配偶者控除を受けられませんが、配偶者特別控除というのが次の段階で段階的に始まるんですけれども、そちらのほうは受けられますけれども、そういったところで若干影響は出てくるのかなというふうには思っております。

ただ、波佐見町としまして、その配偶者控除、扶養控除を目指すために給与を制限されているというよりも、やっぱり働けるだけ働いて、税金を納めていただきますけれども、その分はその個人、家族の収入は確実に上がります。上がりますので、できるだけそういった制限を目指して働くんじゃないくて、働けるだけ働いていただければなというふうには思っております。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

2,500万の控除ですけれども、波佐見の中で、済みません、所得ですけれども、ちょっとはっきりとはわかりませんが、医者とか、お医者さんとか、そういったところで対象になってくるのかどうか。はっきりいっちゃるということはわかっておりませんが。

○議長（今井泰照君） 石峰議員。

○8番（石峰 実君）

所得は下がるわけで、逆に課税標準額が上がるわけですね。じゃあ所得が上がるか。所得が上がって課税標準額が下がるわけですから、税としてはそういう感じなんですけれども、

そのほかの国保とか、そういった関連でかなりの増税になると思うんですけど、そのあたりの平均はどうですか。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

今、その非課税、その非課税の方がそういった、この改正10万が基礎控除に行くことによって、そこが外れる方がいらっしゃる可能性も出てくるというところで、その世帯自体が非課税であれば、いや、旦那さんのほうが課税されていて、国保で、奥様が非課税から課税になっても影響はないのかなと。所得が増えた分、ちょっと国保の料金も上がってくるのかなというふうには思っておりますけれども。旦那さんも奥様も今非課税で、こういった調整があつて、非課税が外れるという可能性は確かなにきにしもあらずかなというふうには思っておりますけど、ちょっとどのくらいそういった方がいらっしゃるかというのは、数字的な把握はしていませんけども。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

中尾議員。

○7番（中尾尊行君）

細かな説明を本当にありがとうございました。さっき、百武議員がおっしゃるように、何回聞いても本当によくわからないのが税じゃないかなという気がしております。そこで、細かな説明の後に申しわけないんですけど、大まかな質問をさせてもらおうと、この改正で、世の中といたしますか、社会といたしますか、今後日本はどういう世の中を目指しているのか、どう変わるのか、私見でよろしいです。税務課長の私見を。

それと、1番を聞こうと思っていたんですけど、聞かれましたので、2番の法人住民税の目的といたしますか、さっき個人税は所得のあれで、幾らか若干変わるとおっしゃったですね。そういった意味で、2番があれば、どういった変化があるのか、お願いします。

○議長（今井泰照君） 税務課長。

○税務課長（朝長哲也君）

今回の改正で、どういったふうに世の中は変わるかということでの御質問でございますけれども、今そういった個人住民税の関係でもお話ししましたけれども、サラリーマンからそういった個人事業主と、その働き方がいろいろ変わっているということで、そういった方々

が全国的に見たらやっぱり多くなっているのかなと。その関係で、こういった改正がなされているのかなというふうに思っております。

それと、あと、その波佐見町においては、わがまち特例とか、なかなか対象になる施設がございませんけれども、たばこ税は先ほど説明したとおりの感じで、増税になって料金が上がって、税額自体は余り変わってこないのかなというふうには思っております。

それと、あと最後の法人住民税でございますけれども、この個人所得税の関係は影響はございませんけれども、その法人税につきまして、大法人の申告がインターネットの申告が義務化されると。今でも一部の法人はインターネットでの、個人でもインターネットで税の申告ができますけれども、その関係でされている方もいらっしゃいますけれども、それが完全に大法人は義務化されると。そういったネット社会というか、そういったネットをどんどん進めていこうという国の方針の中で、まずは一番しやすいということで、その大法人のほうからそういった人もいるだろうし、設備も整っているだろうしというところで、義務化というふうになされてくるのかなと思っております。これが日数というか年数がたてば、徐々に徐々にそういった申告、個人の申告もなるべくインターネットを通じてからやってくださいというふうになってくるのかなという形では思っておりますけれども、なかなかやっぱりそういう環境とか、まだやっぱりネットになれられていない高齢の方につきましては、従来どおりの申告をしていただければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。11時20分より再開いたします。

午前11時6分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長より先ほどの答弁漏れがありますので、答弁をお願いします。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

先ほどの議案第34号の審議の中で、太田議員からの質問に対して答弁漏れがありましたので、お答えしたいと思います。

学童保育の支援員の全体的な数でございますけれども、全体で20名でございます。内訳を申しますと、げんきクラブで7名、E Tクラブで7名、おいでおいでルームで6名、計20名でございます。

大変失礼しました。

日程第4 議案第36号

○議長（今井泰照君）

日程第4．議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

議案第36号 専決第3号 平成29年度波佐見町の一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので承認を求めるものでございます。

まず、歳入歳出それぞれに750万円を追加し、総額を63億1,600万円とするものでございます。

それから、繰越明許費の変更及び廃止につきましては、第2表繰越明許費補正によります。

地方債の変更及び廃止につきましては、第3表地方債補正によります。

今回の補正は、平成29年度一般会計の最終補正といたしまして、決算見込みによる事業費

の増減と、それに伴う財源補正を行い、見込まれます決算余剰金の特定目的基金への積み立てが主なものでございます。

6 ページをお願いいたします。6 ページの第2表繰越明許費の補正でございますが、さきに御承認いただきました4事業の平成29年度内の執行状況によりまして、繰越額の減額変更2件と年度内完了により廃止となる1件を計上しております。内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。

続いて、7 ページでは第3表地方債の補正でございますけれども、三つの事業でそれぞれの事業費の変更等に伴い、起債対象額に対する借入可能な充当率で、いずれも減額補正を行っております。内訳は記載のとおりでございます。また、対象事業がない次の二つの事業、災害関連の事業でございますが、これは廃止としております。

次に、歳入でございますが、10ページの1款、1項の町民税関係でございますが、これは現年度分で316万2,000円の法人町民税ですかね、増額しておりますが、申告収納の見込みによる補正をかけております。

次に、13ページをお願いいたします。13ページの地方譲与税から19ページの自動車取得税交付金につきましては、3月の最終交付の実績に基づき増減の補正を行っております。

続いて20ページをお願いいたします。9款、1項、地方交付税でございますが、これは3月に特別交付税が交付されまして、その増額に伴う補正でございます。4,432万2,000円の増額補正を行っております。

続いて、22ページをお願いいたします。11款、1項、分担金でございますが、これは農地等の災害復旧事業がなかったということで、分担金100万円の減額補正を行っております。

それから、25ページ、12款、使用料及び手数料でございますけれども、これも年度内の収納実績見込みで補正を行っております。

続いて、26ページをお願いいたします。26ページから13款、国庫支出金、それから33ページまでの県支出金につきましては、各事業費に対する所定の率及び額によります補正により増減を行っております。

次に、36ページをお願いいたします。16款、1項、寄附金でございますが、2目のふるさとづくり応援寄附金につきましても、これは寄附額の増額に伴いまして、今回4,611万3,000円の増額で、総額を5億2,000万円とさせていただいております。

それから、次のページの37ページにつきましては、不足する財源として各種基金を取り崩

して繰り入れることにしておりましたが、他の財源等で賄えるものについては減額をしています。

続いて、39ページをお願いいたします。20款、1項の町債でございますが、7ページの第3表地方債補正で御説明しましたとおり、各事業や起債対象額の変更によりましていずれも減額補正を行っております。

次に、歳出に移りますが、歳出につきましては、各担当課から説明をいたします。

まずは企画財政担当分から御説明をいたします。

40ページをお願いいたします。2款、1項、5目の財産管理費の25節、積立金でございますが、これは先ほど御説明いたしましたとおり、決算剰余見込みを当て込みまして、庁舎建設基金に8,000万円の積み立てを予定をいたしております。

次のページで、41ページで地域振興事業補助金が、これも各自治会からの補助事業でございますが、その執行残を減額処理344万7,000円いたしております。

あわせて10目の減債基金費でございますが、これは年度途中におきまして町営工業団地の起債の一括償還に伴いまして、約9,340万ほどの取り崩しを行いました、幾分回復させたということで5,000万円の積み立てを今回行うようにしております。

それから、15目のふるさと納税管理費でございますが、先ほどの歳入増に伴いまして、それぞれの必要な経費について各費目に節ごとに計上をさせていただいております。

次のページをごらんください。16目の定住促進事業費でございますが、定住奨励措置でございます。前期の補正で増額補正しておりましたが、各建設会社等に見込み調査を行っていましたが、新年度も継続するということで駆け込み申請が落ちついたということで、若干予算に余裕ができて、そういった剰余について減額補正を行っております。

次に、43ページの地域創生事業費の中の19節、負担金関係でございますけれども、空き工房改修事業費補助金、それから結婚新生活支援事業費補助金、空き家改修事業費補助金につきましても、実績に伴いまして、執行残につきまして整理させていただいております。

企画財政課からは以上でございます。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

それでは、総務課関係の補正の主なものを説明をいたします。

41ページをお願いいたします。2款、1項、14目、地域情報化管理費の中で委託料を339

万9,000円減額しております。主なものは、セキュリティ強靱化システム保守料373万2,000円でございますが、3月までに予定をいたしておりましたソフトウェアの更新が4月以降でよくなったということで、新年度に組み替えて執行するということで減額をしております。

次に、67ページをお願いいたします。9款、1項、1目。消防費の常備消防費でございますが、広域消防業務委託料を458万5,000円減額をいたしております。これは佐世保市の広域消防に対する委託料でございますが、参加をしております広域の市町の案分基準としております基準財政需要額の確定によりますこと。それから佐世保市が人事院勧告等に基づきます人件費の改正を越年をいたしまして1月以降に実施をされておりますので、この時期になっておりますが、消防に係る人件費等の増額を含めまして、最終的に458万5,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

続きまして、住民福祉課関係の説明を申し上げます。

48ページをお開きください。3款、1項、2目。老人福祉費、20節。扶助費でありますけれども、養護老人ホーム入所措置費で240万円を減額しております。これは当初、年度当初は31名の方が老人ホームに入っていられましたが、年度中途において2名がちょっと退所されているような関係から減額をするものでございます。

それから、3目。障害者福祉費、13節。委託料の日中一時支援事業委託料211万5,000円の減額でございますけれども、これは実績に伴う予算の減額でございます。それから、次のページの20節。扶助費、ここでも大きなものがかなり減額をさせていただいておりますけれども、福祉医療費で111万6,000円の減、自立支援医療費給付費、更生医療で561万7,000円の減、あと療養介護につきましても211万5,000円の減、介護給付費で477万2,000円の減、訓練等給付費678万4,000円での減でございますけれども、これにつきましても、実績に伴います予算の執行残額の減をさせていただいております。

続きまして、次のページの6目。臨時福祉給付費、19節。負担金、補助及び交付金で、臨時福祉給付金435万を減額いたしております。当初は非課税者が対象でありまして、1人1万5,000円の給付でございますけれども、3,500人を見込んでいたところが、最終的には3,010人にとどまったというところでございます。

次のページです。3款、2項、1目。児童福祉総務費、19節。負担金、補助及び交付金で、一時預かり事業費補助金232万9,000円の減、認定こども園特別支援教育事業費補助金も156万8,000円の減ということでございます。これも最終的な実績に基づきます執行残額の減額をさせていただきます。

あと、次の2目の児童措置費、ここにつきましても同じような内容でございます。実績に伴います予算の減額をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

49ページをお願いいたします。3款。民生費、1項、5目。後期高齢者医療費のうち、19節でございますが、平成27年、平成28年度の精算に伴い736万9,000円を減額しております。

次に、53ページをお願いいたします。4款。衛生費、1項、2目。予防費のうち13節。委託料につきましては、実績見込みにより200万円を減額しております。

健康推進課からは以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

それでは、農林課関係の補正について御説明をいたします。

55ページをお願いいたします。6款、1項、3目。農業振興費、13節。委託料でございます。130万3,000円の減でございます。これは有害鳥獣捕獲対策委託料、猟友会に対する捕獲報償金でございますが、実績に伴う減額でございます。

それから、57ページをお願いします。13目。全国棚田サミット開催事業費でございます。19節。負担金、補助及び交付金でございます。全国棚田サミット運営事業費補助金でございます。この予算につきましては、当初、町持ち出し分が750万を計上いたしておりましたが、実績がこのほど出ましたので、その実績を申し上げますと413万7,000円が実績でございます。その差額分の336万3,000円の減額でございます。

それから、災害費でございます。74ページをお願いします。先ほどもお話がっておりますように、平成29年度は国基準による災害が発生をいたしておりません。その関係で不用額を全て減額をいたしております。

以上でございます。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

続きまして、商工振興課関係の補正を説明いたします。

42ページをお願いいたします。2款、1項、18目。地方創生事業費の13節。委託料ですけれども、その中の乗合タクシー運行業務委託料182万2,000円の減額でございます。これについては、有田波佐見乗合タクシーの分でありまして、完全予約制での運行を行ったため、節約ができたということでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。7款、1項、2目。商工振興費ですけれども、19節。補助金、窯業人材育成等産地支援事業費補助金、465万4,000円の減額ですけれども、これについては、まず、そもそもこの事業については大きく二つ項目がありまして、人材育成事業の部分、あと認知度向上販路拡大事業の部分、2項目ありまして、そのうち人材育成の部分については、当初3名の研修生を予定していましたが、新規が1名しか確保できなかったという部分での減額、あと認知度向上の分については、いろいろなメニューを取り組む予定にしておりましたけれども、その中で商標PRとか新分野の展開事業についてが取り組むことができなかったということでの減額というふうになっております。

以上で商工振興課関係を終わります。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

それでは、建設課関係を御説明申し上げます。

63ページをお願いいたします。8款、2項、3目の道路橋梁改良費ですけれども、15節。工事請負費を200万4,000円の減額を行っております。この減額の主な要因としましては、年度末までの工期を設定した工事におきまして、執行が見込まれておりましたけれども、法面掘削等で岩盤が出てきたために、施工範囲を変更したことによりまして減額を行ったことが主なものでございます。

次に、75ページをお願いいたします。75ページは災害関係の事業費でございますけれども、これも災害がなかったために減額を行っているものでございます。

建設課関係は以上でございます。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

それでは、教育委員会事務局関係を御説明をいたします。

69ページをお開きください。10款、2項、5目、中央小学校教育振興費、8目、南小学校教育振興費の要・準要保護児童就学援費並びに10款、3項、2目、教育振興費、同じく要・準要保護生徒就学援助費でございますが、29年度におきまして新規の認定を行った関係で、その都度補正で増額を認めていただいておりますが、今回の補正は医療費に係るものでございます。医療費については、年度末に一括して医療機関から請求がございますので、その実績が当初見込んでいたより少なかったことによる減額でございます。

以上で、平成29年度一般会計補正予算（第9号）の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

収入、支出、もう混ざっていいですか。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

41ページの2款、1項、28節ですね、繰出金です。地域振興事業資金貸付、基金繰出金がありますけれども、これは1万5,000円の減ということになっておりますが、恐らく当初は3万円だったと思います。この貸付金に、地域振興事業費貸付金について、まず、その現在の基金の残高がどのくらいあるものか。それから、運用状況はどうなのか。そして、1万5,000円ぐらいの基金の繰出金で済んでおりますので、今後、運用次第ですけれども、どう考えておられるのか、その3点についてお尋ねいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

これは、まず29年度の決算につきまして現在決算統計で取りまとめをしていますが、手元にちょっと資料を持ち合わせておりませんが、28年度の決算で申しますと、年度末の現在高が404万8,000円、それから決算中の増減額は244万8,000円の減で、年度末の現在高が160万というふうになっておりますが、これは地域振興事業を各自治会が行われた際に補助金を除いた自己負担がございますが、その自己負担分を無利子でお貸しするという制度でございま

す。今年度29年度につきましては、現在処理中でございますので、後ほど御回答したいと思いますが、現在手元にございませんで、御報告はちょっとしかねるところでございます。

それから、基金の積み立てが少額なのはこのことでございますが、これは予算の性質上、取り崩したりします特定目的基金の中で、通常はその取り崩したり、あるいはまた積み立てする、こういったものにする際は、積立金、25節で計上するわけですね。それから、運用型のさっき申しました貸付金を対象としている基金、例えば奨学資金であるとか、あるいは地域振興事業補助金であるとか、それから、あと何があったかな、土地開発基金、こういった運用型基金に対しましては同じ資質なんですけれども、繰出金という予算の計上の仕方になります。ここで上げております、この金額が少額なのは、当然基金でございますので、利子が発生しますので、利子について性質上は積立金でございますけれども、予算の性質上は繰出金という処理を行うものでございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

29年度に貸し付けを受けられたというケースはございますか。金額も含めてです。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

29年度、例えば大きな集会所の改修であるとかいう事業の申請はございませんでしたので、今、私が知り得る範囲では貸し付けの実績がなかったのかなというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

藤川議員。

○13番（藤川法男君）

40ページをお願いいたします。説明で、余剰金の扱いにより積み立てを行ったということで、8,000万と5,000万が減災と庁舎建設にあるわけですけど、毎年この時期になればこういう質問が出て、いろいろ問題になるんでしょうけど、やはり今4億6,000万近く積み立てておられまして、今度の積み立てを入れて5億4,000万ぐらいになるんでしょうか。そういう中で、結局はその頭が決まっていないとか、御説明を受けますと、半分ぐらいたまったら着工したいということで、どうしてもその余剰金があったときに積み立てるということなんでしょうけど、今後、非常に扶助費あたりが増えてくるということも加味しながら、なか

なか余剰金ができたということも非常に難しいと思っております。

ですから、低額でもいいですから、ある程度決められた額で積み立てをされて、当初は12億から13億という金額が、もう16から17億ということになってきておりますので、いろんなそのデータを見ればそれでしょうけど、しかし、いかにして安く、機能を充実したのをつくるというのは非常に難しいでしょうけど、しかし、そこに切り込んでいかないと、このままだと、6億も7億もずっとそれだけに積み立てるわけですね。ですので、どういうふうに考えておられるのか、この先をちょっとお尋ねいたします。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

先般、庁舎建設検討委員会議を開催させていただきまして、その中で現状におけるおおよその事業費等を示しながらですね。それから、現在つくられております庁舎建替えに対します起債等を最大限活用したシミュレーションといいますか、これも確定したものではございませんけれども、そういったものを勘案していくと、どうしても後年度の負担を抑えるためには、一定の積み立ては、基金の造成は必要だろうということで御了解いただいております。

その額が大体どれくらいかと申しますと、後年度の負担をどうしても抑えるためには、私たちの財政サイドでもくろんでおりますのは、大体8億以上は必要ではないかなという感じを持っております。これは有利な起債等を活用して、それから、交付税措置がない一般の起債等を極力抑えての判断でございますので、こういった基金がなければ交付税措置がない通常の一般の起債を借りなければならないということでございますので、当然、後年度の負担が大きくなりますので、可能な限りこういった決算時における剰余金が見込める場合については積み立てていきたいという方針を持っているところでございます。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

8億ということで、今、具体的な数字が出ましたんで、じゃあ8億を積み立てるのには、剰余金は出たらそのとき積み立てますということですから、出ないときは積み立てられないということも考えられますので、大体、大まかに頭を決めんと、なかなかこういう大きい事業も、だめというか、なかなか非常に難しいと。どういうふうに町民の方に、こういうその予算がないというときに御説明するかといいますと、やっぱりある程度その8億円の積み立

てる最終年度、あと何年とか何十年とか、それぐらいをめどにつくるというぐらいのをせんと、その検討委員会の中でもなかなかいいアイデアも皆さんも出しにくいということも聞いておりますので、その辺のその8億円のめどはどういうふうに考えておられますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

いつも申し上げますが、当初予算の段階におきましては、どうしても皆さんに御披露できるような予算、当初から組める状況ではございませんし、年度途中におきまして各補正の中では、本当は計上して御説明をしながらすべきところでございますが、どうしても最終的な決算を見込んだところの状況じゃないと積み立てができないというところでございまして、その辺はちょっと御理解いただければなと思いますが。

今の新たにつくられました起債制度を有利に活用する、あるいはこれが果たして32年度までの着工で、それ以降がその制度が延長されるのかということも非常に不透明でございますけれども、そういったものが延長されるということはある程度期待したところでございますので、そういったものもまだ確定していない段階で、何年度に幾らというのはなかなか厳しいところではございますけれども、本年度でいいますと、8,000万の積み立てができたわけでございますので、同じような決算を進めていけば、同程度まではいきませんが、数千万の見込みが出てくるのかなという期待感がございます。

そういった中で、できるだけ国のほうも現在防災拠点となるべき庁舎については早急な建替えを求めてきておりますので、できるだけそういう方向にいけるように、こういった決算剰余が見込める場合については、庁舎建設基金のほうに最終で積み立てができるような予算措置をしていきたいというふうに思います。

ただ、どうしても、先ほど言いましたように、庁舎の早急な建替えも国から求められて要望されているところでございますので、我々の期待としましては、今の検討委員会の答申を30年度中にいただきまして、それから、31年、32年にかけて基本構想なり基本計画、それから実施設計を三十二、三年ぐらいにできればなというふうな、非常に期待値を込めた数字ではございますけれども、それで順調にいつて33年、他の大型事業もでございます。公営住宅の建替え等も予定されているようでございますので、そういった事業との兼ね合いもございますので、33年、あるいは34年ぐらいに着工できればいいなという、これは財政サイドでの期待値でございますので、この私が言ったことがひとり歩きすると非常に困りますので、そう

いった考えで財政サイドはおるということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 藤川議員。

○13番（藤川法男君）

いつもそういうふうな答えですから、私もその辺、数字で言ってもらいたいと思いますので。一つ、例えばその余剰金も当然あるんでしょうけど、これと並行して、幾らかでも、例えば1,000万でも毎年どうにかして、そして、また余剰金があったらすると、そういう形もとれないか、今後どういう対応をされるか、ちょっとそこら辺をお答えをお願いします。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

企画財政課長がちょっと答弁に危惧しているようでございますので、私のほうから申し上げますが、担当課長が申しましたように、当初予算ではかなり歳入をどうしてもかたく見積もりをするものですから、当初から基金に1,000万でも計上するというのは非常に厳しい状況であるわけです。それと、もう一つは特別交付税がその団体のその年の特殊事情によって交付されるという、これは大前提になっているものですから、普通交付税はルールに基づいて数値を入れさえすれば出てくるわけですが、特別交付税の場合はどうしてもそれが計上しにくいという状況もあります。

ただし、以前からそのような議会からのお話がありましたので、今はある程度交付税も当初予算に入れておるわけですが、何せ3月の20日過ぎぐらい、もう年度末に、12月と3月があるわけですね。3月に交付する、その決定が遅いものですからこのような形になるわけですが、必要であればというんですかね、おっしゃるように、これはもう庁舎は必ず建替えんばならんわけですよ。その年度はいつかというのがまだはっきり申しませんけれども、そうなってくれば、9月か12月ぐらいの補正を組む時期に少しでも計上できればなというふうなことに思っております。その後は、財政制度のそういう状況になっているものですから、御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

三石議員。

○3番（三石 孝君）

41ページですね。41ページの総務費のほうの企画費の19節ですね。地域振興事業補助金の

本年度の実績を教えてもらいたいということと、55ページは農林水産業費ですね。こちらの3目の農業振興費の中の委託料、鳥獣害の委託の実績ですね。こちらのほうを教えてください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

41ページの地域振興事業補助金の29年度の実績でございますけれども、29件の936万5,500円になっております。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

6款、1項、3目の13節、委託料の有害鳥獣の捕獲対策委託料の実績でございますが、イノシシが664頭、それからアライグマが69頭、アナグマが41頭でございます。

以上です。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

まず最初に地域振興事業補助金が29件の936万ですね。今回実績に基づいて344万7,000円が減額されていますけど、大方いろんな公民館、自治会の公民館の改修工事等々というふうな形で運営されていると思いますけれども、特別大きな事業という部分に関しては年々この事業はされていますが、数的には少なくなっているのですか。それともどんどん増えていっている状況なんでしょうか。

もう一つですけど、この農林のほうの鳥獣害の委託料の実績ですが、1頭当たりの委託料に関しまして、ずっと減額といいますか、1頭当たりの金額を下げながらというふうな形でずっと来ていると思いますけれども、この辺については、この実績からすると、さらに手当の委託料のほうを上げてもいいじゃないかというふうに考えられるわけですけども、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、地域振興事業補助金ですけども、これは毎年、前年度に各自治会長さんに対しまして、次年度の事業計画についての要望取りまとめを行いまして、それによりまして新年度の予算を組み立てておりまして、おおよそ大体900万、今年度につきましては1,000万、平成

30度につきましては1,000万に計上しておりますが、実績につきましては多少上限がございます。ある程度見込みですので、どうしても計画が整わなかったというところも出てまいりますので、多少増減がございます。それから手元にちょっと毎年の資料がございますので、御報告は申し上げられませんが、おおよそ20件から30件ぐらいの範囲で動いているのかなと。

それから、この対象となりますのは公民館の施設改修費であったり、あるいはグラウンド改修、それから特に今、件数が多いのは有線放送改修事業ですね。こういったものが非常に多々ございますので、そういった対象事業がやはり一度に壊れた場合については件数が増えてくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

このイノシシの捕獲対策につきましては、県と国の事業をあわせて実施をいたしておりますが、まず単価につきましては、イノシシ成獣の場合は1万円、幼獣の場合が1,000円というふうになっております。ただ、頭数が多くとれますと、当然予算が不足するわけでございますので、今年度につきましては664頭ということでございますので、単価はそのまま支給をいたしておりますが、これが1,000頭も2,000頭もとれますと、当然その単価で予算の範囲で支給をせざるを得ないという状況でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

地域振興事業補助金の御答弁の内容につきましても、大方、自治会長のほうに要望を聞いて実施されているという内容でございます。そういう形でございますけれども、この実施要綱も含めて工事等に関するものがほとんど有線放送を含めて改修工事等になっていますが、今、地域のほうも、前回一般質問でも御質問させていただきましたように、各自治会の備品等の購入についても、劣化含めて老朽化によって買い替えの時期を迎えているところもございます。そういう意味からしても、地域振興事業の補助金の内容検討をさらに改正していただく方向で、備品等の購入についても検討できないものかということも含めてお願いしたいんですけれども、今後の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

この地域振興事業補助金に限らず、人づくり・まちづくり事業というもののの中で、各地域が、自治会がイベント等を実施される際の備品等の購入については対象としておりますので、そういったものの救済ができるのかを十分検討させていただきますし、今後自治会長会の折りにも当然お諮りしながら、財源的なものもございまして、そういったものが対応できるのかは検討を進めさせていただいたというふうに思います。

○議長（今井泰照君）

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。午後１時15分より再開します。

午後０時３分 休憩

午後１時15分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長より発言の願いがっておりますので、それを許可します。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

午前中に三石議員から地域振興事業補助金の29年度の実績についてお尋ねがございましたけれども、私、この答弁で件数を29件と申し上げましたが、私、29年度とメモっているのと件数と勘違いして、そのまま読んでしまいまして申しわけございません。件数は62件で、金額が936万5,000円でした。それから、27、28年度を見てみますと、27年度が59件、28年度が54件とおおよそ60件近くの申請があつておりまして、それから、金額にいたしましても、27年度が1,055万、それから28年度が1,084万6,000円という実績になっておりました。修正させていただきます。

○議長（今井泰照君）

ほかに質疑はありませんか。

尾上議員。

○９番（尾上和孝君）

42ページをお願いいたします。

こちらの２款、１項、目が18目、これの節が８節の報償費なのですが、こちらでカメラマンの謝礼ということで6万ほど上がっております。ちょっと製本をつくる時なんかは印刷

製本費の中に多分写すとは入るとかなと思うとですけど、ここをわざわざカメラマン謝礼ということで報償費で上がっているのはどういったことでしょうかということをお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

このカメラマン謝礼については、波佐見のおもてなしという、食のおもてなしのレシピ本をつくった際のカメラマンの謝金で、どうしてもアドバイザー専属のカメラマンがちょっと必要になったということで、急遽、別途のカメラマンをちょっと用意する必要があったということで計上しているものであります。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

71ページの10款、4項、2目。文化財保護費でございますけれども、委託料で13万8,000円の減ということで、駄野地区の埋蔵文化財確認調査業務委託料ですが、この発掘調査のためのいわゆる前調査ですか、確認調査をされたかと思っているんですけれども、この結果はいかがだったでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

10款、4項、2目の13節。駄野地区埋蔵文化財確認調査業務委託料についてお尋ねでございますが、当初予算の計上のときにも御説明しましたが、駄野地区の大型圍場整備に係って事前に埋蔵文化財があるかという調査を法令に基づいて行う業務でございました。業務を発注した結果、入札減ということで今回減額をしているわけでございますが、結果は埋蔵文化財はございませんでしたので、報告しておきます。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

太田議員。

○11番（太田一彦君）

40ページ、2款、1項、5目の財産管理費の1。報酬です。20万減額になっていますが、

庁舎建設検討委員会委員報酬、これは何回分の予定だったのか。今後検討委員会は大体どれくらいのペースで開かれる予定になるのかを教えてくださいたいと思います。

それと、41ページの一番下ですね。ふるさと納税、25節の積立金、ふるさとづくり応援基金積立金が今回2,963万となっていますが、寄附金が5億2,000万ということで、現在この積立金は合計幾らになっているのかをお知らせいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、40ページの庁舎建設検討委員会の報酬でございますけれども、年度当初は3回から4回の開催を予定しておりましたが、実際には1回の開催しかできなかったということでございます。今後の予定といたしましては、先般1回目の、今年度の30年度の1回目を開催しまして、3月末の答申をいただくということでスケジュールを区切って、今後は2カ月に1回とか、ある程度項目を決めながら進めると。早速、来月には近隣の新しい庁舎を視察に行き、そういった知識を広めるということまで進めるようにしまして、間を詰めながら進めていくという予定でございます。

それから、ふるさと納税につきましては、本年度の積立額が大体2億3,600万程度になりますので、昨年までの成果が、ちょっとお待ちください。4億1,000万ほどございますが、これは3月末にはこの積立額がそのまま積み立てているわけですので、済みません。4,100万でした。4,100万にこの2億3,600万ほどを積み立てるわけでございますけれども、ただし、30年度の事業財源といたしまして1億2,000万程度の取り崩しを予定しておりますので、その分を差し引いた金額、実質的にはなりますが、既にもう今年度も今現在で6,000万ぐらいの申し込みがっておりますので、今年度4月から6月にかけての申し込みがっておりますので、この有効財源として活用することに寄附された方の意思を反映できると思いますので、基金としては余り残さないような方向で事業に活用させていただきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 太田議員。

○11番（太田一彦君）

庁舎建設のことでお聞きしたいのが、今から具体的にもういろんな視察をされるということなんですけれども、これについては、ちょっと議会のほうにもぜひ一緒についていきますかね、報告も兼ねていろんな形で報告をしていただきながらやっていただきたいなと。という

のが、我々のほうも委員会でそういう視察をしなきゃいけないかなという話もちろほら出ているものですから、できましたら、効果的なこの使い方といいますか、でしていただきたいと思うので、視察等の費用の使い方をしていただければと思います。

それから、私がお聞きしたかったのは、ふるさと納税で寄附金でお伺いしたかったのは、今回5億2,000万円の納税がありました、ふるさと納税がありました、寄附がありました。それで自主財源として波佐見町に残るものが丸々幾らなのかという比率をですね。その比率というのは変わっていかないのかどうか、その辺のところを知りたいので、そこをもう一度お答えいただきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず、新庁舎といいますか、庁舎建設について、検討会での内容については、議会のほうに折を見て報告をできればいいのかなと。それから、そういった視察についても、もう既に、予定を申し上げますと、武雄市の新庁舎を予約、あそこは事前に予約をして、了解をとらないとなかなかできませんものですから、人数等は申し込んでおりますけれども、それにもし議会が一緒にということであれば、向こうの同意が得られるのか、ちょっと向こうにアポイントを取りながら進めさせていただければというふうに思います。

それから、まず第2点目のふるさと納税の実質的な果実といいますか、残るものについては、今年度、予算は5億2,000万を組んでおりますが、実績が約5億1,500万から600万程度、中間ですね、5億1,570万ほどございますが、そのうち積み立てましたのが2億3,680万ほどでございます。率にすると約四十五、六%。これがどうなるのかと、実際、返礼品率の3割の強い指導が今、国からあっておりますので、こういったものが、今、実質、送料まで含んだところで事業者様にはお支払いをしておりますので、今後その手続について、例えば一括の契約をして、1業者でして、実際のかかった配送料をお支払いして、事業者様には実際の単価分、3割分をお支払いするというふうな方法も考えられるかと思いますが、そういったものを若干変えますと、この残る率というのは若干の変動はあろうかと思います。ただし、4割以上、近隣の市町村に聞かしても、やはり40%から45%、佐世保市あたりも四十四、五%ということを知っておりますので、そういう率は残るんじゃないかなと。ただし、その返礼率がやっぱり低くなると、寄附額が若干減ってくる可能性はあると、そういった自治体もありますので。ただし、これが過剰な自治体間の競争にならないような今指導が強く

あっておりますので、その辺はもうやむを得ないのかなという感じはしております。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり承認されました。

日程第5～7 議案第37号～議案第39号

○議長（今井泰照君）

日程第5. 議案第37号 専決処分の承認を求めることについてから日程第7. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

それでは、議案第37号 専決第4号 平成29年度波佐見町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をするものでございます。

内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,000万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、1款. 国民健康保険料、1項、1目. 一般被保険者等国民健康保険料、1節から3節までを合計331万8,000円の増、4節から6節を354万5,000円の減としております。それぞれ実績見込みによるものです。

9ページをお願いいたします。3款. 国庫支出金、1項、1目. 療養給付費等負担金について、平成29年度概算交付決定により1,048万5,000円を増額しております。

10ページをお願いいたします。3款. 国庫支出金、2項、1目. 財政調整交付金について、平成29年度交付決定により790万2,000円を合計で減額しております。

11ページをお願いいたします。4款、1項、1目. 療養給付費交付金について、平成29年度退職被保険者療養給付費等の概算交付決定により721万9,000円を減額しております。

13ページをお願いいたします。6款. 県支出金、2項、1目. 県財政調整交付金について、平成29年度交付決定により1,032万8,000円を追加しております。

14ページをお願いいたします。9款. 繰入金、1項、1目. 基金繰入金につきましては1,000万円を減額しております。そうすることで、今回の基金の繰入金をゼロ円としております。

15ページをお願いいたします。2項、1目. 一般会計繰入金について、事務費に係る費用及び出産育児一時金相当分の実績に伴いまして、286万8,000円を減額しております。

19ページをお願いいたします。11款. 諸収入、4項、2目. 第3者納付金については、実績により184万3,000円を減額しております。

次に、歳出になりますが、24ページをお願いいたします。

2款. 保険給付費、1項、1目. 一般被保険者療養給付費から1,824万2,000円、2目. 退職被保険者等療養給付費から266万2,000円、3目. 一般被保険者療養費から106万9,000円を減額しております。それぞれ決算見込みに伴うものです。

25ページをお願いいたします。2項、1目. 一般被保険者高額療養費から443万9,000円、2目. 退職被保険者等高額療養費から135万3,000円を減額しております。これもそれぞれ決算見込みに伴うものです。

26ページをお願いいたします。4項、1目. 出産育児一時金について、実績に伴い168万8,000円を減額しております。

30ページをお願いいたします。7款. 共同事業拠出金、1項、2目. 保険財政共同安定化事業拠出金について、実績に伴い185万8,000円を減額しています。これは今年度の平成29年

度をもって事業が終わるため、精算分が含まれて減額になったものです。

31ページをお願いいたします。8款. 保健事業費、1項、1目. 保健衛生普及費から174万6,000円を減額しております。短期総合検診の費用等の実績に基づくものです。

同じく、1項、3目. 保健事業費から154万3,000円を減額しています。特定健診継続受診者に伴う報償費や臨時雇用賃金の実績に基づくものです。

32ページをお願いいたします。2項、1目. 特定健康診査等事業費について、平成29年度特定健診の費用について、実績に伴い279万円を減額しています。

以上で、平成29年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

続きまして、議案第38号 専決第5号 平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分をするものでございます。

内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,850万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款. 後期高齢者医療保険料、1項、1目. 特別徴収保険料を386万8,000円減額し、2目. 普通徴収保険料を247万4,000円増額しております。資格喪失等による実績に伴う増減です。

11ページをお願いいたします。5款. 諸収入、3項、2目. 雑入につきまして、後期高齢者医療広域連合から支払われる健康診査委託料62万円を実績により減額しています。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

健康診査委託料について、実績に基づき61万3,000円減額しております。

以上で、平成29年度波佐見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第39号 専決第6号 平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,243万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款．保険料、1項、1目．第1号被保険者保険料について、実績に基づき全体で290万円を減額しております。

7ページをお願いいたします。4款．国庫支出金、2項、1目．財政調整交付金について、1,300万1,000円を増額し、2目．地域支援事業交付金について、324万5,000円を増額しております。いずれも平成29年度精算見込みによるものです。

10ページをお願いいたします。8款．繰入金、1項、1目．介護給付費繰入金について、介護給付費の平成29年度精算見込みにより360万円を減額しております。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款．保険給付費、1項．介護サービス等諸費について、次のとおり減額しています。

1目．居宅介護サービス給付費から1,400万、3目．地域密着型介護サービス給付費から200万、5目．施設介護サービス給付費から300万、8目．居宅介護住宅改修費から150万、9目．居宅介護サービス計画給付費から50万、これは各種介護サービス給付費のそれぞれ精算見込みによるものです。

14ページをお願いいたします。2項、6目．介護予防住宅改修費から150万円を精算見込みから減額しております。

17ページをお願いします。3款．地域支援事業費、1項、3目．総合事業費から全体で480万円を減額しています。それぞれ精算見込みによるものです。

21ページをお願いいたします。6款．基金積立金、1項、1目．介護給付費準備基金積立金に2,000万円を追加し、2,012万5,000円とするものです。これは平成29年度歳計余剰金見込み額を基金に積み立てて、次年度以降の介護給付費の増嵩に対応するためのものとしております。

以上で、平成29年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

石峰議員。

○8番（石峰 実君）

国保会計の19ページ、雑入の2目、第3者納付金の184万円3,000円減額をされておりますけれども、この内容については、実績がなかったのか、それとも交通事故等の関連で次年度に送られていったのかどうか。そのあたりの報告、お知らせを願いたいと思います。

それから、支出の31ページの保健事業費の3目、保健事業費の8、報償費の健康マイレージ事業の20万減額されていますけれども、この実績として、応募が何名で、報償費を出されたのが何名なのか、お知らせください。

○議長（今井泰照君） 健康推進課長。

○健康推進課長（本山征一郎君）

まず、先にありました第3者納付金に関する部分ですけれども、これにつきましては、実績が見込みよりもございました。実際のところ、件数は、済みません、手元にはちょっと持ち合わせておりませんが、当初金額を組んでおりましたのが例年の実績に基づいて組んでおりましたけれども、今回も対象者が1件ぐらいしかなかったというように聞いております。

次に、マイレージの分でございますが、今回ここで落としている分は国保対象分ということとしておりますけれども、これにつきましては一般会計のほうでもちょっと組んでおりました。そこで400人を想定して組んでおったのですけれども、実質申し込みが40人ということで、非常にちょっと低調でございまして、うち、さらにそれから対象となった方たちが36名でございました。そのことから、国保については、うち、その国保分を対象としようということ当初見ておったのですけれども、一般会計の予算のほうで十分足りてしまった関係で、ここでは全額落としてしまったということにしております。

以上です。

○議長（今井泰照君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

まず初めに、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第40号

○議長（今井泰照君）

日程第8. 議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第40号 専決第7号について説明いたします。

平成29年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

歳入歳出予算の補正として、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ392万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,538万4,000円とするものでございます。地方債の補正として、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでござい

ます。今回は決算を見込んだ補正で、歳入では下水道使用料の増額と、一般会計繰入金及び町債の減額であり、また、歳出では総務費と建設費の減額が主な内容となっております。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。限度額を変更するものでございます。公共下水道事業に係る起債の限度額で、補正前を2,710万円、補正後は2,320万円と390万円の減額をするものでございます。

次に、歳入歳出の補正予算の内容を事項別明細書により説明をいたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款、1項、1目。下水道使用料、97万5,000円を増額し、補正後を7,953万8,000円とするものです。下水道接続件数の増による使用料の増となりました。

10ページをお願いいたします。4款、1項、1目。一般会計繰入金、104万8,000円を減額し、補正後を1億8,919万5,000円とするものです。今回、歳入歳出予算の計上によるものです。

11ページをお願いいたします。7款、1項、1目。下水道事業債でございます。補正額390万円を減額し、補正後を2,320万円とするものです。下水道工事の実績により下水道事業債の借入れが減額となったものです。

12ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款、1項、3目。処理場管理費、補正額114万を減額し、補正後を4,790万5,000円とするものです。内訳としまして、11節。需用費においては、予定していたオーバーホールで交換部品が少なかったこと、15節。工事請負費では入札減によるものです。

13ページをお願いいたします。2款、1項、1目。管渠建設費、187万円を減額し、補正後を6,858万8,000円とするものです。入札減による工事請負額が減じたものです。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（今井泰照君）

挙手全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり承認されました。

日程第9～10 報告第1号～報告第2号

○議長（今井泰照君）

日程第9. 報告第1号 平成29年度波佐見町一般会計予算継続費繰越計算書の報告についてから日程第10. 報告第2号 平成29年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてまでを議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

それでは、報告第1号でございます。

平成29年度波佐見町一般会計予算継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をいたします。

別紙をごらんください。

継続費の対象となっている事業は、旧公会堂耐震補強修復事業でございます。平成29年度の継続費の予算減額につきましては、予算計上額が4,060万8,000円、前年度の通次繰越額が1,392万1,848円の合計5,452万9,848円でございます。そのうち支出済額につきましては3,489万4,152円で、残額が1,963万5,696円となりまして、これを翌年度の通次繰越額とするものでございます。なお、その財源につきましては、右側記載のとおりでございます。

続きまして、報告第2号でございます。平成29年度波佐見町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

別紙をごらんください。

対象となります事業は、道路改良事業、それから西ノ原土地地区画整理事業、中学校設備改修事業の3件でございます。この起債の3件の事業につきましては、合計8,004万9,304円を繰越明許費として平成30年度に繰り越しをいたしました。その財源内訳については、右側記載のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上2件は報告でございますので、これで御了承願います。

日程第11 閉会中の継続調査申出について

○議長（今井泰照君）

日程第11. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定による申し出がっております。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井泰照君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、本定例会までに受理しました陳情書2件につきましては、配付にとどめておりますので御了承願います。

これで本日の会議は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成30年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後1時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員